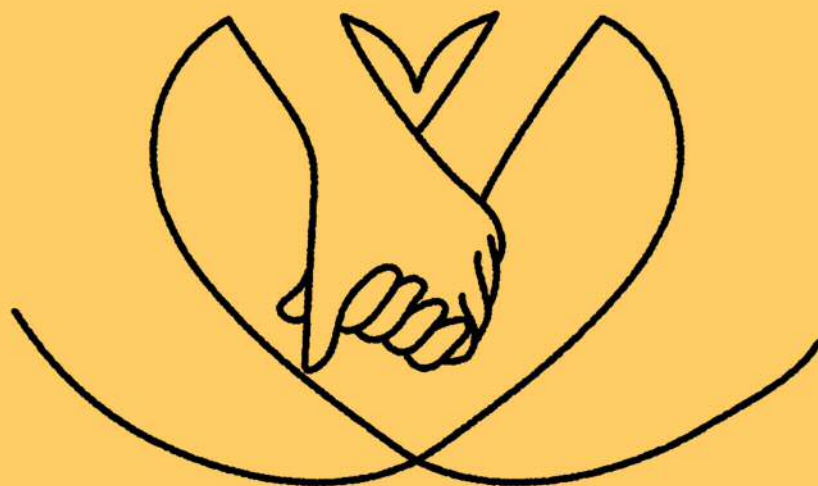


苫小牧市 高齢者保健福祉計画 第9期介護保険事業計画

令和6年度～令和8年度



令和6年3月

苫小牧市

はじめに



本市では、令和3年3月に策定した苦小牧市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画において、介護予防・健康づくりに関する早期支援、安定的・持続的な介護サービス提供体制の確保、地域における包括的支援体制づくり、高齢者の住まい等の生活環境の整備の4つの基本目標を掲げ、地域包括ケアシステムの推進に努めてまいりました。

本計画期間中に、「団塊の世代」が75歳以上となる令和7年（2025年）を迎えますが、市内の高齢者人口は引き続き増加傾向にあり、「団塊ジュニア世代」が65歳以上の高齢者となる令和22年（2040年）には高齢者人口がピークを迎えることが見込まれています。

このような状況においても、高齢者の様々なニーズを支えていくため、介護・医療・住まい・社会参加など包括的な視点で地域を捉え、地域社会の様々な変化に安定的に対応し、これを維持できる社会を目指していくことが重要となります。

この度策定した苦小牧市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画では、「いつまでも健康で生きがいを持ちながら安心して暮らし続けられるための地域共生社会の実現」を新たな基本理念として掲げています。

高齢者一人ひとりが地域に参画し、共に支え合いながら暮らし続けられるような社会を目指すという考えから、新たに4つの基本目標を掲げ、積極的な取組を展開することとしています。

地域共生社会の実現に向けて、今後も地域包括ケアシステムの推進を継続し、高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らし続けることができるまちづくりを目指してまいります。

最後に、本計画の策定に当たり、熱心な御協議を賜りました苦小牧市介護保険事業等運営委員会の委員各位、各種アンケートに御協力いただいた市民の皆様、パブリックコメントにより貴重な御意見等をいただいた市民の皆様に心から御礼を申し上げます。

令和6年3月

苦小牧市長 岩倉博文

目 次

| | |
|--------------------------------|----|
| 第1章 計画の策定に当たって | 1 |
| 1 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の目的等 | 1 |
| 2 計画の根拠と位置付け | 2 |
| （1）法的な位置付け | 2 |
| （2）計画の位置付け | 2 |
| 3 計画期間 | 2 |
| 4 計画策定の方法 | 3 |
| （1）策定の方法 | 3 |
| （2）意向の把握 | 3 |
| （3）パブリックコメント（意見募集）の実施 | 3 |
| 第2章 苫小牧市の状況 | 4 |
| 1 統計データ等分析の概要 | 4 |
| （1）総人口、高齢者数の推移 | 4 |
| （2）第1号被保険者、要支援・要介護認定率の推移・比較 | 5 |
| （3）日常生活圏域別の状況（令和4年9月末） | 7 |
| 2 アンケート調査結果の集計・分析の概要 | 17 |
| （1）調査の概要 | 17 |
| （2）アンケート調査結果の傾向分析について | 17 |
| 3 第8期計画の事業実績・施策評価の総括 | 38 |
| 【基本目標1】自立支援・介護予防等による健康な暮らしの実現 | 38 |
| 【基本目標2】安心と信頼の介護保険制度の推進 | 39 |
| 【基本目標3】地域における包括的支援体制づくり | 40 |
| 【基本目標4】安心して暮らせる生活環境の整備 | 41 |
| 4 介護給付等実績の検証 | 42 |
| （1）サービス利用者数 | 42 |
| （2）給付費 | 44 |
| 第3章 高齢者施策の将来ビジョン | 46 |
| 1 高齢者等の将来見込み | 46 |
| （1）総人口、高齢者数等 | 46 |
| （2）第1号被保険者数 | 48 |
| （3）要支援・要介護認定者数 | 48 |
| 2 第9期計画における将来ビジョン | 49 |
| （1）第9期計画に向けて | 49 |
| （2）施策体系図 | 51 |
| （3）重点取組事項 | 52 |
| （4）具体的な施策等一覧 | 53 |
| 第4章 高齢者保健福祉施策の推進 | 54 |
| 【基本目標1】自ら健康づくり、介護予防に取り組む暮らしの実現 | 54 |

| | |
|-------------------------------------|----|
| 【基本目標 2】住民や多様な主体による地域の支え合い体制の促進 | 59 |
| 【基本目標 3】介護保険事業の適正な運用・体制の整備 | 65 |
| 【基本目標 4】いつまでも地域で安心して暮らし続けられる生活環境の整備 | 68 |
| 第5章 介護保険事業の推進 | 71 |
| 1 3年間の介護サービス見込み量の考え方 | 71 |
| 2 施設整備の見込み | 72 |
| 3 介護サービス見込み量及び給付費 | 73 |
| (1) 介護予防サービス（要支援認定者対象サービス） | 73 |
| (2) 介護サービス（要介護認定者対象サービス） | 74 |
| 4 地域支援事業費の見込み | 75 |
| 5 介護保険事業費の見込みと財源構成 | 76 |
| 6 介護保険事業の財政収支 | 77 |
| (1) 第8期介護保険事業計画における財政収支実績 | 77 |
| (2) 第8期介護保険事業計画における介護給付費準備基金残高 | 77 |
| (3) 第9期介護保険事業計画における財政収支見込み | 78 |
| (4) 第9期介護保険事業計画における介護給付費準備基金残高 | 78 |
| (5) 介護給付費準備基金に関する考え方 | 78 |
| 第6章 介護保険料の設定 | 79 |
| 1 被保険者介護保険料 | 79 |
| (1) 第1号被保険者保険料基準月額算定手順 | 79 |
| (2) 第1号被保険者の介護保険料基準額の算出 | 80 |
| (3) 所得段階別の保険料の段階区分 | 81 |
| (4) 低所得者減免の設定 | 83 |
| (5) 第2号被保険者の保険料 | 83 |
| 第7章 計画推進のために | 84 |
| 1 計画の推進体制 | 84 |
| (1) 庁内関係部署の連携 | 84 |
| (2) 保健・医療・福祉の連携強化 | 84 |
| (3) 地域関係機関等との連携 | 84 |
| (4) 市民との協働 | 84 |
| 2 計画の進行管理 | 84 |
| (1) 介護保険事業等運営委員会 | 84 |
| (2) 地域包括支援センター運営協議会 | 84 |
| 第8章 資料編 | 85 |
| 1 取組事例紹介 | 85 |
| (1) シルバーリハビリ体操指導士の養成 | 85 |
| (2) 苫小牧市社会福祉協議会「だけボラ」 | 86 |
| (3) 認知症カフェ（ほっとカフェ） | 88 |
| (4) 認知症サポーター養成講座 | 89 |
| 2 苫小牧市介護保険事業等運営委員会設置要綱 | 90 |

| | | |
|---|---------------------------------|----|
| 3 | 苫小牧市介護保険事業等運営委員会委員名簿..... | 92 |
| 4 | 苫小牧市介護保険事業等運営委員会 開催経過..... | 92 |
| 5 | 持続可能な開発目標（SDGs エス・ディー・ジーズ）..... | 93 |
| 6 | 用語集..... | 94 |

第1章 計画の策定に当たって

1 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の目的等

本市では、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）に向けて、第5期計画から段階的に「地域包括ケアシステム」の推進に取り組んできました。今般の第9期計画期間中に、その年を迎えることとなりますが、高齢者を取り巻く社会情勢は複雑化かつ多様化し続けています。

また、令和22年（2040年）には、本市でも高齢者人口のピークを迎えることが見込まれる一方で、生産年齢人口の減少には歯止めがかからず、高齢者を支える担い手不足は深刻化の一途をたどっています。さらには、介護だけでなく、医療・介護双方のニーズを有する高齢者が増加しており、医療・介護の連携の必要性も高まっています。

このような状況においても、限りある資源で複雑かつ多様に増大する高齢者のニーズを支えていくためには、介護だけでなく、医療・住まい・社会参加など包括的な視点で地域を捉え、地域社会の様々な変化に安定的に対応し、これを維持できる社会を目指していくことが重要となります。

すなわち、制度・分野ごとの「縦割り」や、「支え手」「受け手」という関係性にとらわれず、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野の壁を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指す「地域共生社会」の実現が、「地域包括ケアシステム」の深化につながると考えます。

このことから、地域包括ケアシステムのさらなる深化を図るために、地域における状況やこれまでの計画において実施してきた事業の評価、今般の介護保険制度の趣旨等を踏まえ、『いつまでも健康で生きがいを持ちながら安心して暮らし続けられるための地域共生社会の実現』に向けた「苫小牧市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」を策定します。

2 計画の根拠と位置付け

(1) 法的な位置付け

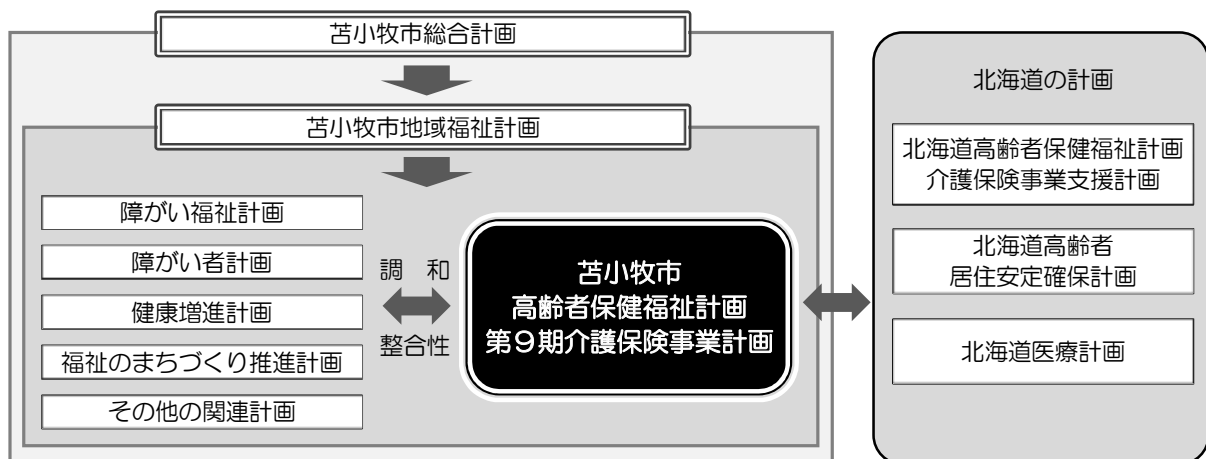
高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第 20 条の 8 第 1 項の規定による市町村老人福祉計画として、また、介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条第 1 項の規定による市町村介護保険事業計画として策定する計画です。

これらの計画は、老人福祉法第 20 条の 8 第 7 項及び介護保険法第 117 条第 6 項の規定により、一体の計画として策定しなければならないものであり、地域包括ケアシステムの推進を図るためには、高齢者の保健・福祉・医療分野の連携による総合的な取組が不可欠です。

(2) 計画の位置付け

本計画は、上位計画となる苫小牧市総合計画及び苫小牧市地域福祉計画の方向性を踏まえて策定した計画です。

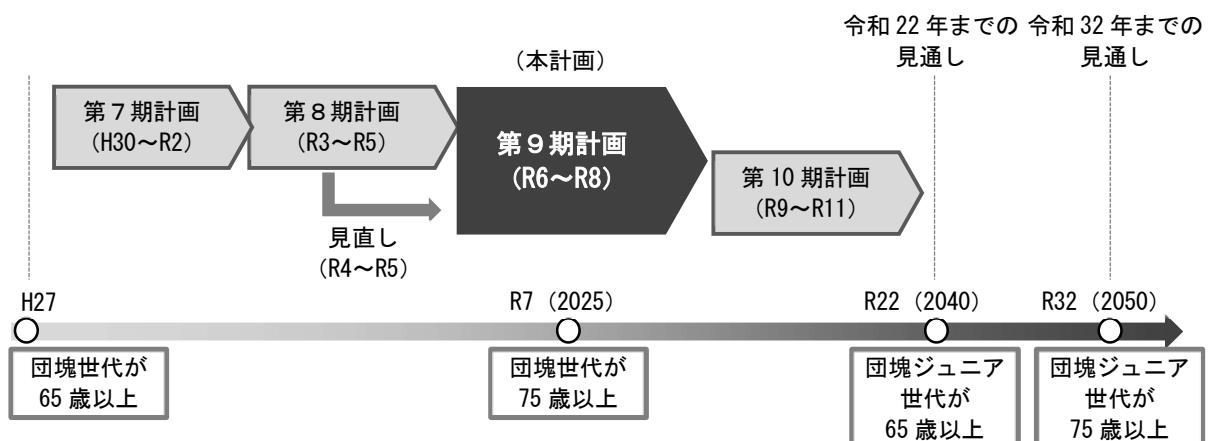
また、本計画と同時期に、北海道の高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画及び北海道医療計画が策定されることから、在宅医療・介護の充実等による地域包括ケアシステムの推進が一体的に行われるよう、これらの計画との整合性の確保に努めています。



3 計画期間

計画期間は、令和 6 年度（2024 年度）から令和 8 年度（2026 年度）までの 3 年間です。

介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条第 1 項の規定により、3 年を 1 期として定めることとされています。



4 計画策定の方法

(1) 策定の方法

本計画の策定に当たっては、本市における高齢者保健福祉施策及び介護保険事業の円滑かつ適切な運営を行うため、庁内の関連部署との連携を図るよう努めています。また、関係団体の代表者、市民代表により構成される介護保険事業等運営委員会において、計画の方向性等に関する意見を受けています。

(2) 意向の把握

本計画の策定に当たり、令和4年12月から令和5年2月までの間に、市内の在宅で生活する高齢者や介護サービス事業所を対象として、5種類のアンケート調査を実施しました。

(第2章 2「アンケート調査結果の集計・分析の概要」を参照)

(3) パブリックコメント（意見募集）の実施

令和5年12月15日から令和6年1月19日までの期間、パブリックコメントを実施しました。

第2章 苫小牧市の状況

1 統計データ等分析の概要

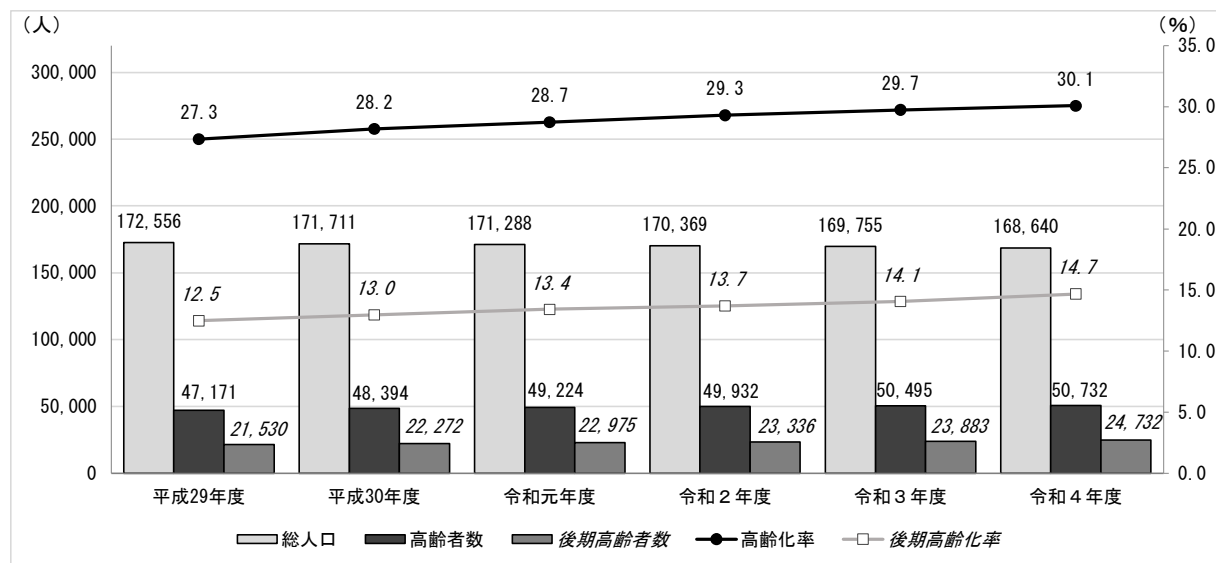
本資料は、住民基本台帳や国勢調査、介護保険事業状況報告月報など、統計データを中心に本市の状況や数値の推移を整理・分析したものです。

(1) 総人口、高齢者数の推移

住民基本台帳（各年9月末）における総人口は、平成29年度の172,556人以降減少傾向が続き、令和4年度には168,640人となっており、5年間で3,916人（2.3%）減少しています。

高齢者数は、平成29年度の47,171人から増加傾向が続き、令和4年度には50,732人となり、5年間で3,561人（7.5%）の増加となっています。また、高齢化率は、平成29年度の27.3%から上昇傾向が続き、令和4年度には30.1%となっており、5年間で2.8ポイント上昇しています。

後期高齢者数も同様に、平成29年度の21,530人から増加傾向が続き、令和4年度には24,732人となっており、5年間で3,202人（14.9%）の増加となっています。また、後期高齢化率は、平成29年度の12.5%から上昇傾向が続き、令和4年度には14.7%となっており、5年間で2.2ポイント上昇しています。



出典：住民基本台帳（各年9月末）

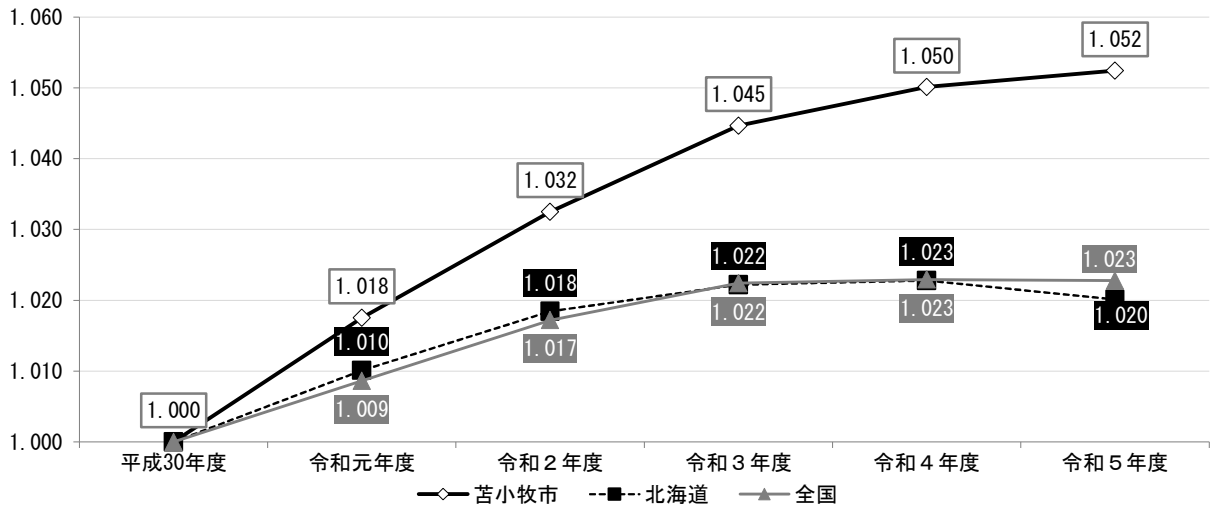
(2) 第1号被保険者、要支援・要介護認定率の推移・比較

①第1号被保険者数の推移・比較

介護保険事業状況報告月報（各年9月末）による苫小牧市の第1号被保険者数の推移をみると、平成30年度を1としたとき、令和5年度に1.052となっており、5年間で5.2%の増加となっています。

なお、全国では1.023（2.3%増）、北海道では1.020（2.0%増）となっており、苫小牧市は全国、北海道と比較して高い伸びとなっています。

<第1号被保険者数の推移・比較（平成30年度=1）>

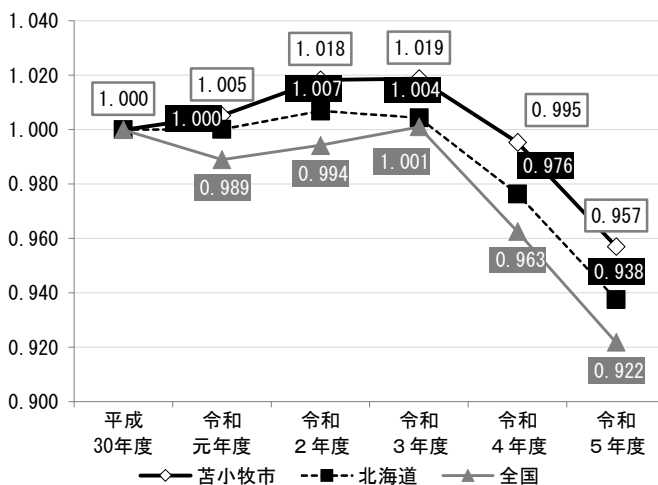


出典：介護保険事業状況報告月報（各年9月末）

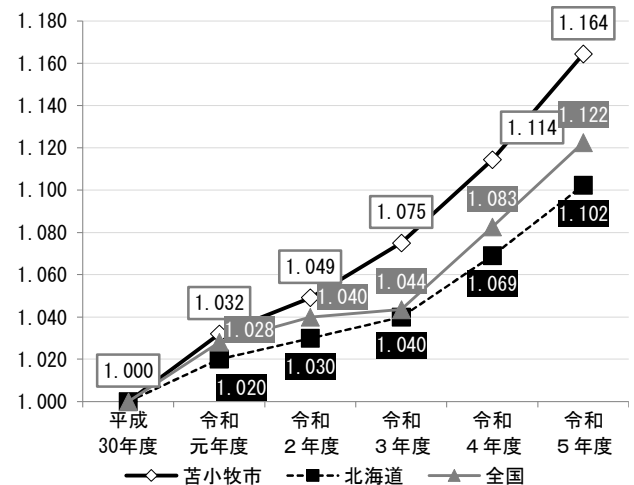
また、前期高齢者、後期高齢者別でみると、前期高齢者が苫小牧市・北海道・全国では令和3年度から5年度にかけて減少しており、苫小牧市は令和5年度に0.957と5年間で5.3%となっています。

後期高齢者をみると、5年間で16.4%増加しており、全国の1.122（12.2%増）、北海道の1.102（10.2%増）を上回る増加となっています。

<前期高齢者の推移比較（平成30年度=1）>



<後期高齢者の推移比較（平成30年度=1）>

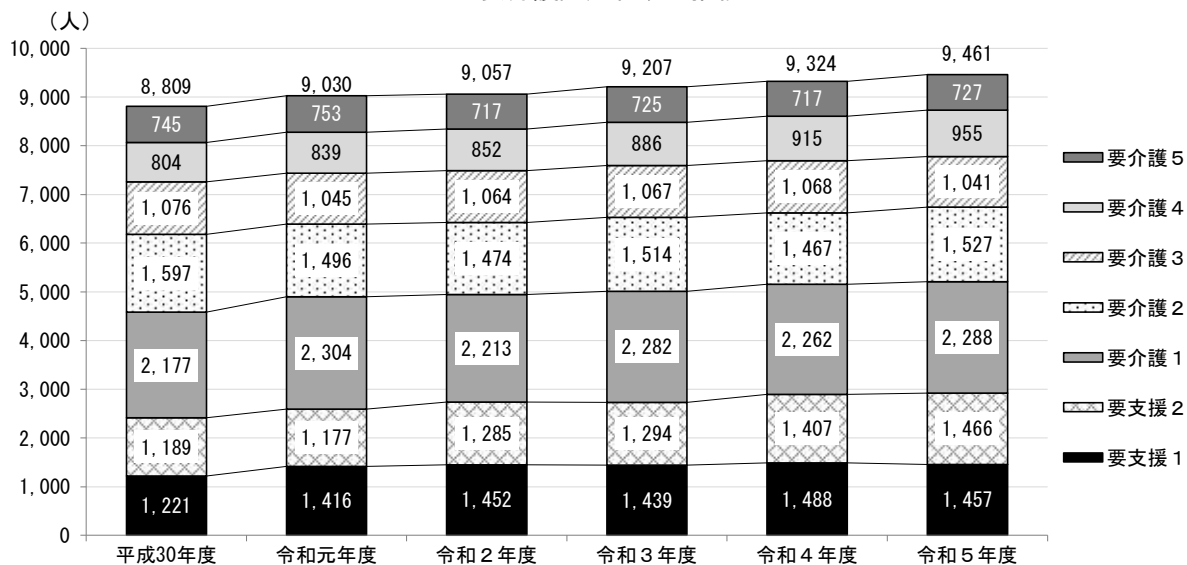


②要支援・要介護認定者数、認定率の推移

苫小牧市の要支援・要介護認定者数は、平成30年度から令和5年度までの5年間で652人(7.4%)増加しています。

これを要介護度別で見ると、平成30年度から令和5年度の5年間で増加したのは、要支援1(236人)、要支援2(277人)、要介護1(111人)、要介護4(151人)となっています。

＜要介護認定者数の推移＞

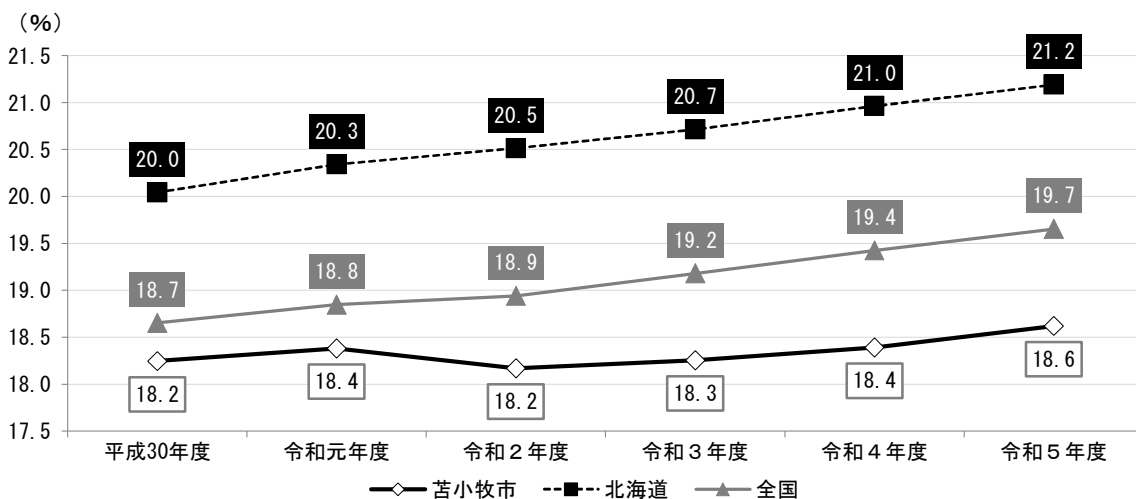


出典：介護保険事業状況報告月報（各年9月末）

認定率の推移をみると増減を繰り返しており、令和5年度には18.6%となっています。

なお、各年度とも全国、北海道の要介護認定率を下回っている状態が続き、苫小牧市は比較的低い認定率となっています。

＜認定率の推移＞



出典：介護保険事業状況報告月報（各年9月末）

(3) 日常生活圏域別の状況（令和4年9月末）

本市で設定している7つの日常生活圏域別の状況は以下のとおりです。



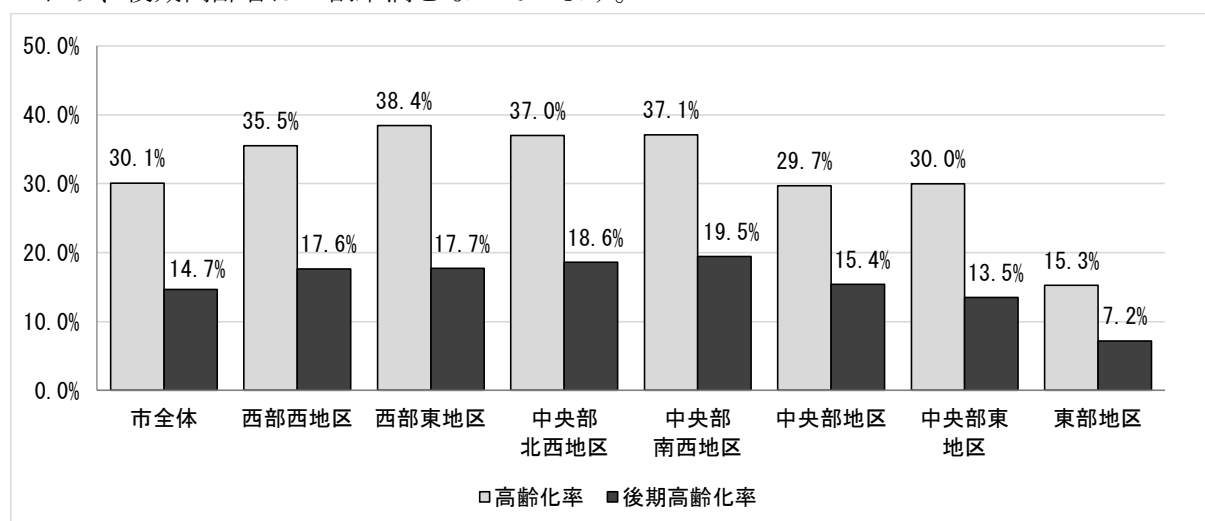
| 日常生活圏域 | 地 区 |
|---------------------------|--|
| 西部西地区 (西地域包括支援センター) | 澄川町・青雲町・字樽前・ときわ町・字錦岡・錦西町・北星町・のぞみ町・美原町・宮前町・明德町・もえぎ町 |
| 西部東地区 (しらかば地域包括支援センター) | 字糸井(287~446)・柏木町・川沿町・桜坂町・しらかば町・日新町・はまなす町・宮の森町 |
| 中央部北西地区 (山手地域包括支援センター) | 有珠の沢町・啓北町・桜木町・字高丘(55・56・60)・豊川町・花園町・北光町・松風町・見山町・山手町 |
| 中央部南西地区 (南地域包括支援センター) | 青葉町・有明町・字糸井(287~446 除く)・永福町・小糸井町・光洋町・白金町・新富町・大成町・浜町・日吉町・元町・矢代町・弥生町 |
| 中央部地区 (中央地域包括支援センター) | 旭町・一本松町・入船町・王子町・大町・表町・春日町・木場町・寿町・幸町・栄町・汐見町・清水町・新中野町・末広町・高砂町・錦町・晴海町・船見町・本幸町・本町・緑町・港町・元中野町・若草町 |
| 中央部東部地区 (明野地域包括支援センター) | 明野新町・泉町・音羽町・三光町・新明町・住吉町・字高丘(55・56・60 除く)・日の出町・双葉町・字丸山・美園町・柳町 |
| 東部地区 (東地域包括支援センター) | 明野元町・あけぼの町・字植苗・ウトナイ北・ウトナイ南・字柏原・新開町・拓勇西町・拓勇東町・東開町・字沼ノ端・沼ノ端中央・北栄町・字美沢・字勇払 |

①日常生活圏域別の状況

ア 高齢化率・後期高齢化率

令和4年9月末時点の日常生活圏域別の高齢化率は、最も割合が高い「西部東地区」で38.4%、最も割合が低い「東部地区」で15.3%となっています。なお、「西部西地区」「西部東地区」「中央部北西地区」「中央部南西地区」の4圏域では、住民の3分の1以上が高齢者となっています。

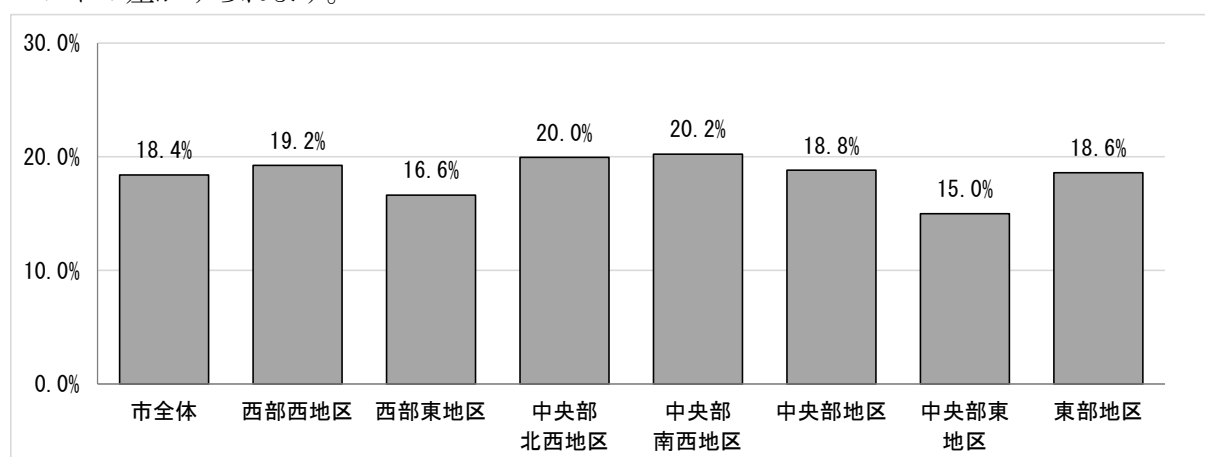
また、後期高齢化率をみると、「中央部南西地区」で19.5%となっています。さらに、「西部西地区」「西部東地区」「中央部北西地区」「中央部南西地区」の4圏域では、住民の6分の1以上が後期高齢者となっています。なお、最も割合が低い「東部地区」は7.2%となっており、後期高齢者は1割未満となっています。



出典：市介護福祉課（令和4年9月末）

イ 要介護認定率

令和4年9月末時点の要介護認定率は、最も割合が高い「中央部南西地区」で20.2%となっていますが「中央部北西地区」もほぼ同率となっています。また、認定率の割合が最も低い「中央部東地区」で15.0%となっており、最も割合が高い「中央部南西地区」と5.2ポイントの差がみられます。

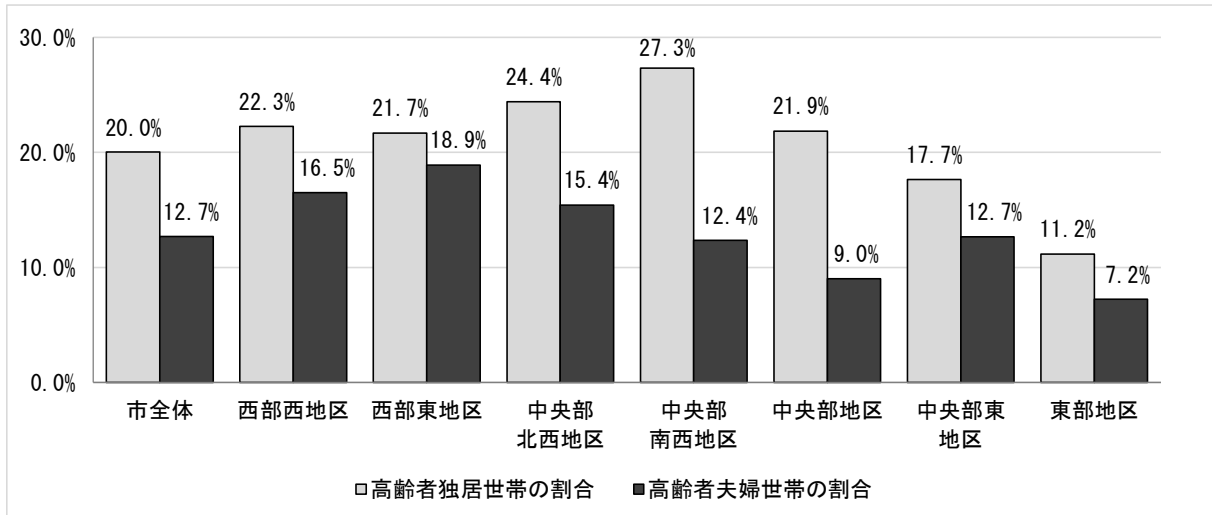


出典：市介護福祉課（令和4年9月末）

ウ 高齢者独居世帯・高齢者夫婦世帯の割合

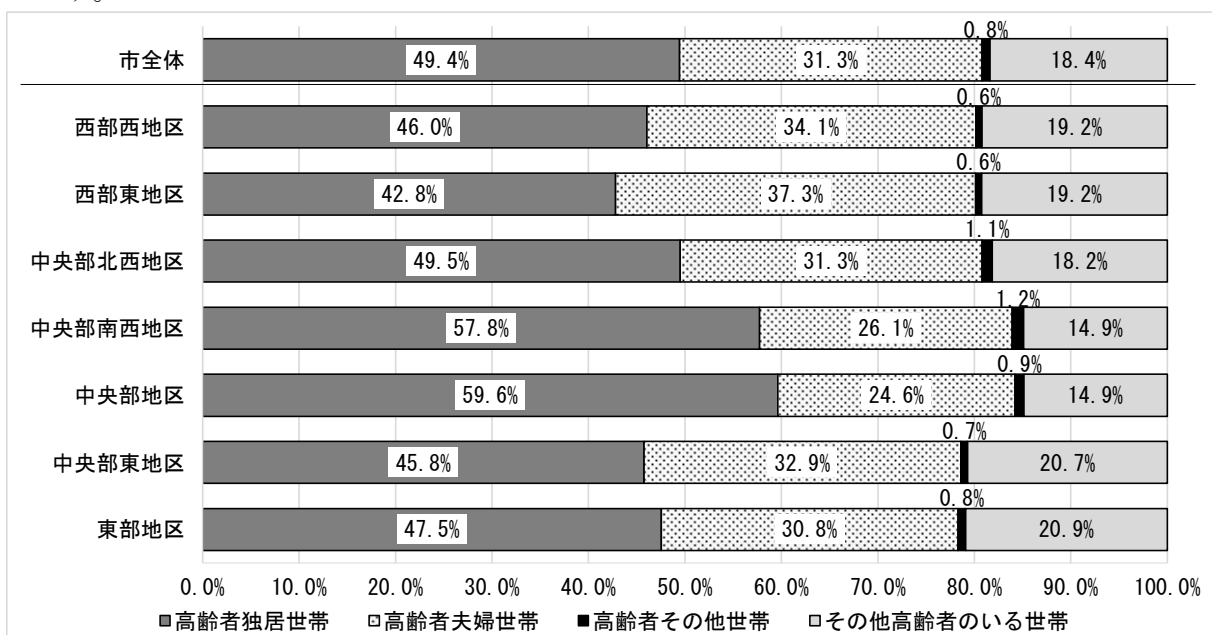
令和4年9月末時点の高齢者独居世帯の割合は、最も割合が高い「中央部南西地区」で27.3%となっており、圏域の4分の1を占めています。なお、「西部西地区」「西部東地区」「中央部北西地区」「中央部南西地区」「中央部地区」の5圏域では、高齢者独居世帯の割合が20%を超えています。

また、高齢者夫婦世帯の割合は、最も割合が高い「西部東地区」で18.9%となっています。さらに、「西部西地区」で16.5%、「中央部北西地区」で15.4%となっており、この3圏域では圏域の7分の1以上が高齢者夫婦世帯となっています。



出典：市介護福祉課（令和4年9月末）

これを高齢者のいる世帯別で見ると、高齢者独居世帯の割合は「中央部北西地区」で49.5%、「中央部南西地区」で57.8%、「中央部地区」で59.6%と市全体を上回っています。その他の4地区で高齢者独居世帯が40%以上となっています。また、高齢者独居世帯と高齢者夫婦世帯を合わせると、「中央部東地区」「東部地区」を除いたその他の地区では80%を超えています。



出典：市介護福祉課（令和4年9月末）

②地区カルテ

ア 西部西地区

| | |
|--|--|
| | 地域 |
| | 澄川町・青雲町・字樽前・ときわ町・字錦岡・錦西町・北星町・のぞみ町・美原町・宮前町・明德町・もえぎ町 |
| | 地域特性 |
| | <p>高齢化率は、7圏域中4番目に高い35.5%であり、市全体の30.1%を上回っています。また、後期高齢化率も4番目に高い17.6%であり、市全体の14.7%を上回っています。</p> <p>高齢者独居世帯は3番目に高い22.3%であり、市全体の20.0%を上回っています。また、高齢者夫婦世帯は2番目に高い16.5%であり、市全体の12.7%を上回っています。</p> <p>要介護認定率は3番目に高い19.2%であり、市全体の18.4%を上回っています。</p> |

| 分 類 | | 人数・戸数 | 出現率 | |
|--------|-----------------|-------------|--------|-------|
| 人口・世帯 | 総人口 | 24,995人 | | |
| | 第2号被保険者(40~64歳) | 8,451人 | 33.8% | |
| | 高齢者 | 前期高齢者数 | 4,467人 | 17.9% |
| | | 後期高齢者数 | 4,408人 | 17.6% |
| | | 合計(第1号被保険者) | 8,875人 | 35.5% |
| | 総世帯数 | 13,041戸 | | |
| | 高齢者世帯 | 高齢者独居世帯 | 2,903戸 | 22.3% |
| | | 高齢者夫婦世帯 | 2,152戸 | 16.5% |
| | | 高齢者その他世帯 | 38戸 | 0.3% |
| | | その他高齢者のいる世帯 | 1,212戸 | 9.3% |
| 合計 | | 6,305戸 | 48.3% | |
| 要介護認定者 | 第2号被保険者 | 27人 | 0.3% | |
| | 前期高齢者 | 208人 | 4.7% | |
| | 後期高齢者 | 1,472人 | 33.4% | |
| | 合計 | 1,707人 | 19.2% | |

(令和4年9月末現在)

| 施設の種類 | 施設名 | 数 | 施設の種類 | 施設名 | 数 |
|--------|------------|------|--------|------------|------|
| 公的施設 | 役所・出張所 | 1か所 | 生涯学習施設 | 公民館 | 0か所 |
| | 地域包括支援センター | 1か所 | | 図書館 | 0か所 |
| | 保健・福祉拠点 | 0か所 | | 運動場 | 5か所 |
| 医療 | 病院 | 2か所 | | 体育館・武道館 | 0か所 |
| | 一般診療所 | 3か所 | | プール | 0か所 |
| | 歯科医院 | 7か所 | | センター・集会所等 | 13か所 |
| 介護保険施設 | 介護老人福祉施設 | 4か所 | | その他 | 0か所 |
| | 介護老人保健施設 | 1か所 | 地域活動 | 老人クラブ | 6団体 |
| | 介護療養型医療施設 | 0か所 | | 老人クラブ会員 | 290人 |
| | 介護医療院 | 2か所 | | 高齢者関連NPO団体 | 0団体 |
| | ショートステイ | 2か所 | | 民生委員・児童委員 | 47人 |
| | デイサービス | 6か所 | | | |
| | グループホーム | 10か所 | | | |
| 特定施設 | 3か所 | | | | |

令和5年4月1日現在

イ 西部東地区

| | |
|--|---|
| | 地域 |
| | 字系井（287～446）・柏木町・川沿町・桜坂町・しらかば町・日新町・はまなす町・宮の森町 |
| | 地域特性 |
| | 高齢化率は、7圏域中最も高い38.4%となっています。また、後期高齢化率も3番目に高い17.7%であり、市全体の14.7%を上回っています。 高齢者独居世帯は5番目に高い21.7%であり、市全体の20.0%を上回っています。また、高齢者夫婦世帯は最も高い18.9%となっています。 要介護認定率は2番目に低い16.6%であり、市全体の18.4%を下回っています。 |


| 分 類 | | 人数・戸数 | 出現率 | |
|--------|-----------------|-------------|--------|-------|
| 人口・世帯 | 総人口 | 20,059人 | | |
| | 第2号被保険者（40～64歳） | 6,543人 | 32.6% | |
| | 高齢者 | 前期高齢者数 | 4,156人 | 20.7% |
| | | 後期高齢者数 | 3,553人 | 17.7% |
| | | 合計（第1号被保険者） | 7,709人 | 38.4% |
| | 総世帯数 | 10,538戸 | | |
| | 高齢者世帯 | 高齢者独居世帯 | 2,287戸 | 21.7% |
| | | 高齢者夫婦世帯 | 1,993戸 | 18.9% |
| | | 高齢者その他世帯 | 34戸 | 0.3% |
| | | その他高齢者のいる世帯 | 1,028戸 | 9.8% |
| 合計 | | 5,342戸 | 50.7% | |
| 要介護認定者 | 第2号被保険者 | 26人 | 0.4% | |
| | 前期高齢者 | 143人 | 3.4% | |
| | 後期高齢者 | 1,113人 | 31.3% | |
| | 合計 | 1,282人 | 16.6% | |

（令和4年9月末現在）

| 施設の種類 | 施設名 | 数 | 施設の種類 | 施設名 | 数 | |
|--------|------------|------|-----------|-----------|------------|------|
| 公的施設 | 役所・出張所 | 0か所 | 生涯学習施設 | 公民館 | 0か所 | |
| | 地域包括支援センター | 1か所 | | 図書館 | 0か所 | |
| | 保健・福祉拠点 | 0か所 | | 運動場 | 4か所 | |
| 医療 | 病院 | 0か所 | | 体育館・武道館 | 1か所 | |
| | 一般診療所 | 9か所 | | プール | 1か所 | |
| | 歯科医院 | 10か所 | | センター・集会所等 | 7か所 | |
| 介護保険施設 | 介護老人福祉施設 | 1か所 | | その他 | 0か所 | |
| | 介護老人保健施設 | 0か所 | | 地域活動 | 老人クラブ | 7団体 |
| | 介護療養型医療施設 | 0か所 | | | 老人クラブ会員 | 464人 |
| | 介護医療院 | 0か所 | | | 高齢者関連NPO団体 | 0団体 |
| | ショートステイ | 1か所 | 民生委員・児童委員 | | 33人 | |
| | デイサービス | 6か所 | | | | |
| | グループホーム | 2か所 | | | | |
| | 特定施設 | 0か所 | | | | |

令和5年4月1日現在

ウ 中央部北西地区

| | |
|---|--|
|  | 地域 |
| | 有珠の沢町・啓北町・桜木町・字高丘（55・56・60）・豊川町・花園町・北光町・松風町・見山町・山手町 |
| | 地域特性 |
| | <p>高齢化率は、7圏域中3番目に高い37.0%であり、市全体の30.1%を上回っています。また、後期高齢化率も2番目に高い18.6%であり、市全体の14.7%を上回っています。</p> <p>高齢者独居世帯は2番目に高い24.4%であり、市全体の20.0%を上回っています。また、高齢者夫婦世帯は3番目に高い15.4%であり、市全体の12.7%を上回っています。</p> <p>要介護認定率は2番目に高い20.0%であり、市全体の18.4%を上回っています。</p> |

| 分 類 | | 人数・戸数 | 出現率 | |
|--------|-----------------|-------------|--------|-------|
| 人口・世帯 | 総人口 | 21,652人 | | |
| | 第2号被保険者（40～64歳） | 6,883人 | 31.8% | |
| | 高齢者 | 前期高齢者数 | 3,990人 | 18.4% |
| | | 後期高齢者数 | 4,028人 | 18.6% |
| | | 合計（第1号被保険者） | 8,018人 | 37.0% |
| | 総世帯数 | 11,740戸 | | |
| | 高齢者世帯 | 高齢者独居世帯 | 2,866戸 | 24.4% |
| | | 高齢者夫婦世帯 | 1,810戸 | 15.4% |
| | | 高齢者その他世帯 | 62戸 | 0.5% |
| | | その他高齢者のいる世帯 | 1,051戸 | 9.0% |
| 合計 | | 5,789戸 | 49.3% | |
| 要介護認定者 | 第2号被保険者 | 18人 | 0.3% | |
| | 前期高齢者 | 173人 | 4.3% | |
| | 後期高齢者 | 1,409人 | 35.0% | |
| | 合計 | 1,600人 | 20.0% | |

（令和4年9月末現在）

| 施設 | 数 | 施設 | 数 | |
|--------|------------|------|------------|------|
| 公的施設 | 役所・出張所 | 0か所 | 公民館 | 0か所 |
| | 地域包括支援センター | 1か所 | 図書館 | 0か所 |
| | 保健・福祉拠点 | 0か所 | 運動場 | 0か所 |
| 医療 | 病院 | 1か所 | 体育館・武道館 | 0か所 |
| | 一般診療所 | 8か所 | プール | 0か所 |
| | 歯科医院 | 10か所 | センター・集会所等 | 10か所 |
| 介護保険施設 | 介護老人福祉施設 | 2か所 | その他 | 0か所 |
| | 介護老人保健施設 | 3か所 | 老人クラブ | 7団体 |
| | 介護療養型医療施設 | 0か所 | 老人クラブ会員 | 543人 |
| | 介護医療院 | 0か所 | 高齢者関連NPO団体 | 0団体 |
| | ショートステイ | 4か所 | 民生委員・児童委員 | 47人 |
| | デイサービス | 11か所 | | |
| | グループホーム | 4か所 | | |
| 特定施設 | 3か所 | | | |

令和5年4月1日現在

エ 中央部南西地区

| | |
|--|--|
| | 地域 青葉町・有明町・字糸井（287～446 除く）・永福町・小糸井町・光洋町・白金町・新富町・大成町・浜町・日吉町・元町・矢代町・弥生町 |
| | 地域特性 高齢化率は、7圏域中2番目に高い37.1%であり、市全体の30.1%を上回っています。また、後期高齢化率は最も高い19.5%となっています。 高齢者独居世帯も最も高い27.3%となっています。また、高齢者夫婦世帯は3番目に低い12.4%であり、市全体の12.7%を下回っています。 要介護認定率は最も高い20.2%となっています。 |

| 分類 | | 人数・戸数 | 出現率 | |
|--------|-----------------|-------------|--------|-------|
| 人口・世帯 | 総人口 | 16,800人 | | |
| | 第2号被保険者(40～64歳) | 5,360人 | 31.9% | |
| | 高齢者 | 前期高齢者数 | 2,960人 | 17.6% |
| | | 後期高齢者数 | 3,270人 | 19.5% |
| | | 合計(第1号被保険者) | 6,230人 | 37.1% |
| | 総世帯数 | 10,054戸 | | |
| | 高齢者世帯 | 高齢者独居世帯 | 2,748戸 | 27.3% |
| | | 高齢者夫婦世帯 | 1,244戸 | 12.4% |
| | | 高齢者その他世帯 | 57戸 | 0.6% |
| | | その他高齢者のいる世帯 | 709戸 | 7.1% |
| 合計 | | 4,758戸 | 47.3% | |
| 要介護認定者 | 第2号被保険者 | 22人 | 0.4% | |
| | 前期高齢者 | 161人 | 5.4% | |
| | 後期高齢者 | 1,077人 | 32.9% | |
| | 合計 | 1,260人 | 20.2% | |

(令和4年9月末現在)

| 施設の種類 | 数 | 施設の種類 | 数 | |
|--------|------------|-------|------------|------|
| 公的施設 | 役所・出張所 | 0か所 | 公民館 | 0か所 |
| | 地域包括支援センター | 1か所 | 図書館 | 0か所 |
| | 保健・福祉拠点 | 0か所 | 運動場 | 4か所 |
| 医療 | 病院 | 3か所 | 体育館・武道館 | 1か所 |
| | 一般診療所 | 5か所 | プール | 0か所 |
| | 歯科医院 | 9か所 | センター・集会所等 | 9か所 |
| 介護保険施設 | 介護老人福祉施設 | 0か所 | その他 | 0か所 |
| | 介護老人保健施設 | 0か所 | 老人クラブ | 6団体 |
| | 介護療養型医療施設 | 0か所 | 老人クラブ会員 | 302人 |
| | 介護医療院 | 0か所 | 高齢者関連NPO団体 | 2団体 |
| | ショートステイ | 0か所 | 民生委員・児童委員 | 44人 |
| | デイサービス | 6か所 | | |
| | グループホーム | 4か所 | | |
| | 特定施設 | 1か所 | | |

令和5年4月1日現在

才 中央部地区

| | |
|--|---|
| | <p>地域</p> <p>旭町・一本松町・入船町・王子町・大町・表町・春日町・木場町・寿町・幸町・栄町・汐見町・清水町・新中野町・末広町・高砂町・錦町・晴海町・船見町・本幸町・本町・緑町・港町・元中野町・若草町</p> |
| | <p>地域特性</p> <p>高齢化率は、7圏域中2番目に低い29.7%であり、市全体の30.1%を下回っています。また、後期高齢化率は5番目に高い15.4%であり、市全体の14.7%を上回っています。</p> <p>高齢者独居世帯は4番目に高い21.9%であり、市全体の20.0%を上回っています。また、高齢者夫婦世帯は2番目に低い9.0%であり、市全体の12.7%を下回っています。</p> <p>要介護認定率は4番目に高い18.8%であり、市全体の18.4%を上回っています。</p> |

| 分 類 | | 人数・戸数 | 出現率 | |
|--------|-----------------|-------------|--------|-------|
| 人口・世帯 | 総人口 | 19,872人 | | |
| | 第2号被保険者(40~64歳) | 6,894人 | 34.7% | |
| | 高齢者 | 前期高齢者数 | 2,850人 | 14.3% |
| | | 後期高齢者数 | 3,055人 | 15.4% |
| | | 合計(第1号被保険者) | 5,905人 | 29.7% |
| | 総世帯数 | 12,429戸 | | |
| | 高齢者世帯 | 高齢者独居世帯 | 2,718戸 | 21.9% |
| | | 高齢者夫婦世帯 | 1,120戸 | 9.0% |
| | | 高齢者その他世帯 | 43戸 | 0.3% |
| | | その他高齢者のいる世帯 | 677戸 | 5.4% |
| 合計 | | 4,558戸 | 36.7% | |
| 要介護認定者 | 第2号被保険者 | 20人 | 0.3% | |
| | 前期高齢者 | 144人 | 5.1% | |
| | 後期高齢者 | 946人 | 31.0% | |
| | 合計 | 1,110人 | 18.8% | |

(令和4年9月末現在)

| 施設 | 数 | 施設 | 数 | | |
|--------|------------|------|-----------|------------|------|
| 公的施設 | 役所・出張所 | 1か所 | 生涯学習施設 | 公民館 | 0か所 |
| | 地域包括支援センター | 1か所 | | 図書館 | 1か所 |
| | 保健・福祉拠点 | 3か所 | | 運動場 | 0か所 |
| 医療 | 病院 | 5か所 | 体育館・武道館 | 1か所 | |
| | 一般診療所 | 12か所 | プール | 0か所 | |
| | 歯科医院 | 16か所 | センター・集会所等 | 19か所 | |
| 介護保険施設 | 介護老人福祉施設 | 2か所 | その他 | 2か所 | |
| | 介護老人保健施設 | 1か所 | 地域活動 | 老人クラブ | 11団体 |
| | 介護療養型医療施設 | 0か所 | | 老人クラブ会員 | 546人 |
| | 介護医療院 | 1か所 | | 高齢者関連NPO団体 | 2団体 |
| | ショートステイ | 2か所 | | 民生委員・児童委員 | 62人 |
| | デイサービス | 7か所 | | | |
| | グループホーム | 2か所 | | | |
| 特定施設 | 1か所 | | | | |

令和5年4月1日現在

カ 中央部東地区

| | |
|--|--|
| | <p>地域</p> <p>明野新町・泉町・音羽町・三光町・新明町・住吉町・字高丘（55・56・60 除く）・日の出町・双葉町・字丸山・美園町・柳町</p> |
| | <p>地域特性</p> <p>高齢化率は、7圏域中3番目に低い30.0%であり、市全体の30.1%をやや下回っています。また、後期高齢化率も2番目に低い13.5%であり、市全体の14.7%を下回っています。</p> <p>高齢者独居世帯も2番目に低い17.7%であり、市全体の20.0%を下回っています。また、高齢者夫婦世帯は4番目に高い12.7%であり、市全体と同率となっています。</p> <p>要介護認定率は最も低い15.0%となっています。</p> |

| 分 類 | | 人数・戸数 | 出現率 | |
|-------------|-----------------|-------------|---------|-------|
| 人口・世帯 | 総人口 | 27,411 人 | | |
| | 第2号被保険者（40～64歳） | 9,684 人 | 35.3% | |
| | 高齢者 | 前期高齢者数 | 4,512 人 | 16.5% |
| | | 後期高齢者数 | 3,702 人 | 13.5% |
| | | 合計（第1号被保険者） | 8,214 人 | 30.0% |
| | 総世帯数 | 15,200 戸 | | |
| | 高齢者世帯 | 高齢者独居世帯 | 2,684 戸 | 17.7% |
| 高齢者夫婦世帯 | | 1,927 戸 | 12.7% | |
| 高齢者その他世帯 | | 42 戸 | 0.3% | |
| その他高齢者のいる世帯 | | 1,213 戸 | 8.0% | |
| 合計 | | 5,866 戸 | 38.6% | |
| 要介護認定者 | 第2号被保険者 | 24 人 | 0.2% | |
| | 前期高齢者 | 162 人 | 3.6% | |
| | 後期高齢者 | 1,044 人 | 28.2% | |
| | 合計 | 1,230 人 | 15.0% | |

（令和4年9月末現在）

| 施設の種類 | 施設名 | 数 | 施設の種類 | 施設名 | 数 |
|--------|------------|-------|--------|------------|-------|
| 公的施設 | 役所・出張所 | 0 か所 | 生涯学習施設 | 公民館 | 0 か所 |
| | 地域包括支援センター | 1 か所 | | 図書館 | 0 か所 |
| | 保健・福祉拠点 | 1 か所 | | 運動場 | 4 か所 |
| 医療 | 病院 | 1 か所 | | 体育館・武道館 | 0 か所 |
| | 一般診療所 | 16 か所 | | プール | 0 か所 |
| | 歯科医院 | 10 か所 | | センター・集会所等 | 9 か所 |
| 介護保険施設 | 介護老人福祉施設 | 0 か所 | | その他 | 0 か所 |
| | 介護老人保健施設 | 0 か所 | 地域活動 | 老人クラブ | 7 団体 |
| | 介護療養型医療施設 | 0 か所 | | 老人クラブ会員 | 421 人 |
| | 介護医療院 | 0 か所 | | 高齢者関連NPO団体 | 1 団体 |
| | ショートステイ | 0 か所 | | 民生委員・児童委員 | 49 人 |
| | デイサービス | 8 か所 | | | |
| | グループホーム | 2 か所 | | | |
| 特定施設 | 0 か所 | | | | |

令和5年4月1日現在

キ 東部地区

| | |
|--|---|
| | 地域 |
| | 明野元町・あけぼの町・字植苗・ウトナイ北・ウトナイ南・字柏原・新開町・拓勇西町・拓勇東町・東開町・字沼ノ端・沼ノ端中央・北栄町・字美沢・字勇払 |
| | 地域特性 |
| | <p>高齢化率は、7圏域中最も低い15.3%、後期高齢化率も最も低い7.2%となっています。</p> <p>また、高齢者独居世帯、高齢者夫婦世帯も7圏域中最も割合が低く、それぞれ11.2%、7.2%となっています。</p> <p>要介護認定率は5番目に高い18.6%であり、市全体の18.4%を上回っています。</p> |

| 分類 | | 人数・戸数 | 出現率 | |
|--------|-----------------|-------------|--------|-------|
| 人口・世帯 | 総人口 | 37,851人 | | |
| | 第2号被保険者(40~64歳) | 13,770人 | 36.4% | |
| | 高齢者 | 前期高齢者数 | 3,065人 | 8.1% |
| | | 後期高齢者数 | 2,716人 | 7.2% |
| | | 合計(第1号被保険者) | 5,781人 | 15.3% |
| | 総世帯数 | 17,948戸 | | |
| | 高齢者世帯 | 高齢者独居世帯 | 2,003戸 | 11.2% |
| | | 高齢者夫婦世帯 | 1,296戸 | 7.2% |
| | | 高齢者その他世帯 | 33戸 | 0.2% |
| | | その他高齢者のいる世帯 | 881戸 | 4.9% |
| 合計 | | 4,213戸 | 23.5% | |
| 要介護認定者 | 第2号被保険者 | 24人 | 0.2% | |
| | 前期高齢者 | 156人 | 5.1% | |
| | 後期高齢者 | 895人 | 33.0% | |
| | 合計 | 1,075人 | 18.6% | |

(令和4年9月末現在)

| 施設種別 | 施設名 | 数 | 施設種別 | 施設名 | 数 |
|--------|------------|------|--------|------------|------|
| 公的施設 | 役所・出張所 | 2か所 | 生涯学習施設 | 公民館 | 1か所 |
| | 地域包括支援センター | 1か所 | | 図書館 | 0か所 |
| | 保健・福祉拠点 | 0か所 | | 運動場 | 8か所 |
| 医療 | 病院 | 1か所 | | 体育館・武道館 | 1か所 |
| | 一般診療所 | 15か所 | | プール | 1か所 |
| | 歯科医院 | 11か所 | | センター・集会所等 | 9か所 |
| 介護保険施設 | 介護老人福祉施設 | 2か所 | | その他 | 1か所 |
| | 介護老人保健施設 | 1か所 | 地域活動 | 老人クラブ | 7団体 |
| | 介護療養型医療施設 | 0か所 | | 老人クラブ会員 | 282人 |
| | 介護医療院 | 0か所 | | 高齢者関連NPO団体 | 1団体 |
| | ショートステイ | 2か所 | | 民生委員・児童委員 | 38人 |
| | デイサービス | 6か所 | | | |
| | グループホーム | 5か所 | | | |
| 特定施設 | 0か所 | | | | |

令和5年4月1日現在

2 アンケート調査結果の集計・分析の概要

(1) 調査の概要

| 調査分類 | 調査対象 | 調査期間 | 調査方法 | 調査件数 | 回収数 | 回収率 (前回) |
|----------------|------------------------|--------------------|------|-------|-------|--------------------|
| ①介護サービス利用アンケート | 介護サービス未利用者とその家族 | R4.12 | 郵送 | 600 | 253 | 42.2% (47.2%) |
| | 居宅で介護サービスを利用している方とその家族 | | 郵送 | 800 | 381 | 47.6% (50.0%) |
| | 施設で介護サービスを利用している方 | | 郵送 | 300 | 121 | 40.3% (59.7%) |
| ②在宅介護実態調査 | 在宅で生活している要支援・要介護認定者 | R4.12 ～ R5.2 | 聴取等 | 656 | 656 | 100.0% (100.0%) |
| ③日常生活圏域ニーズ調査 | 在宅で生活している要支援認定者、一般高齢者 | R4.12 | 郵送 | 9,890 | 5,977 | 60.4% (63.3%) |
| ④介護人材実態調査 | 市内の介護保険サービス事業所 | R4.12 | 郵送 | 239 | 160 | 66.9% (66.9%) |
| ⑤介護サービス意向調査 | | | | 113 | 81 | 71.7% (63.7%) |

なお、各グラフの数値は、小数点2位で四捨五入しているため、合計が「100.0」にならないことがあります。また、複数回答の設問は合計が「100.0」を超えることがあります。

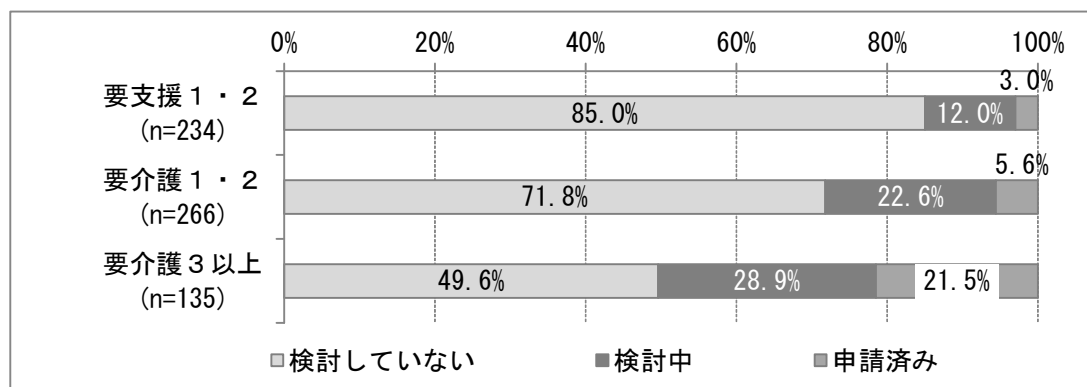
(2) アンケート調査結果の傾向分析について

次期計画策定に向けて実施した5種類のアンケート調査結果を基に、以下の特徴を抽出しました。なお、分類・整理に当たっては、調査対象により「要介護認定者・家族介護者の視点からの傾向」「介護保険サービス事業者の視点からの傾向」「元気な高齢者の視点からの傾向」、「要介護リスクの傾向」の4種類に分類しています。

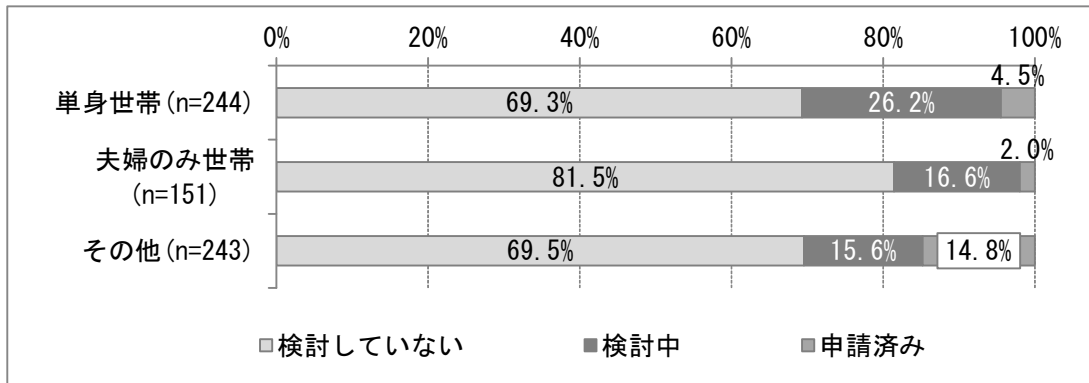
①要介護認定者・家族介護者の視点からの傾向

●要介護3以上の5割近くが施設等への入所を検討していない。

- 施設等への入所の検討状況を要介護度別でみると、各区分において「検討していない」が最も高い割合となっており、「要介護3以上」では49.6%と5割近くが回答しています。
- なお、「申請済み」は「要介護3以上」で21.5%みられるほか、「検討中」は「要介護1・2」、「要介護3以上」とともに20%以上となっています。(在宅介護実態調査)

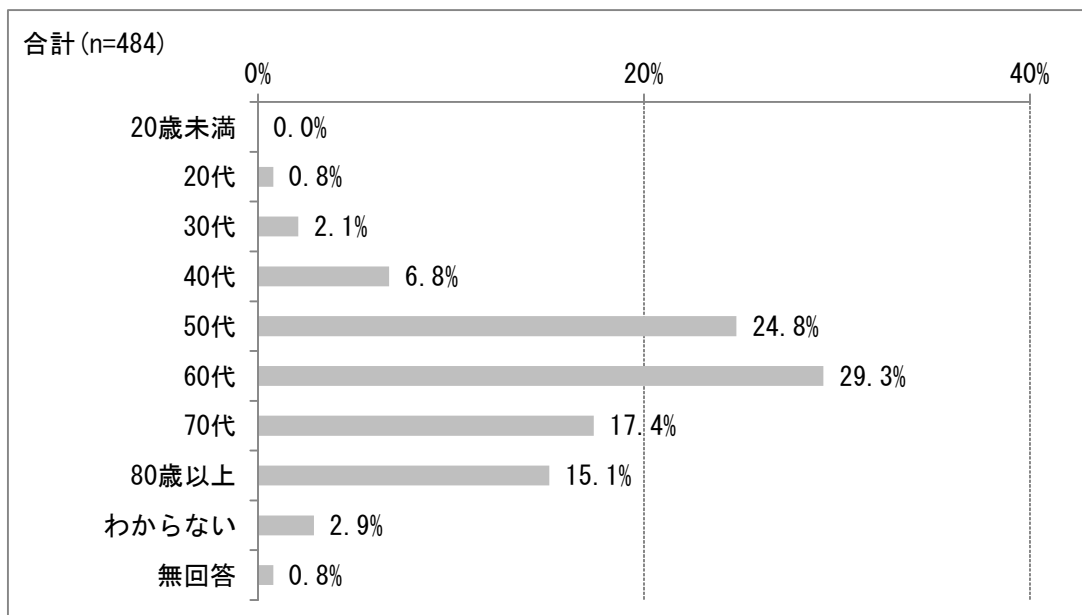


- また、これを世帯類型別にみると、各分類とも「検討していない」が最も高い割合となっています。なお、「申請済み」は「その他」世帯で14.8%、「検討中」は「単身世帯」で26.2%と比較的高い割合となっています。(在宅介護実態調査)

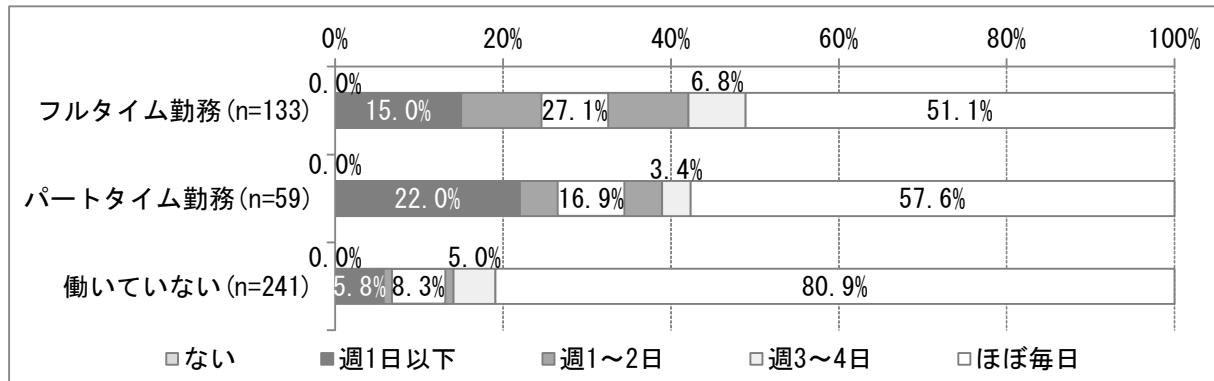


●介護と仕事を両立している介護者が多くみられる。

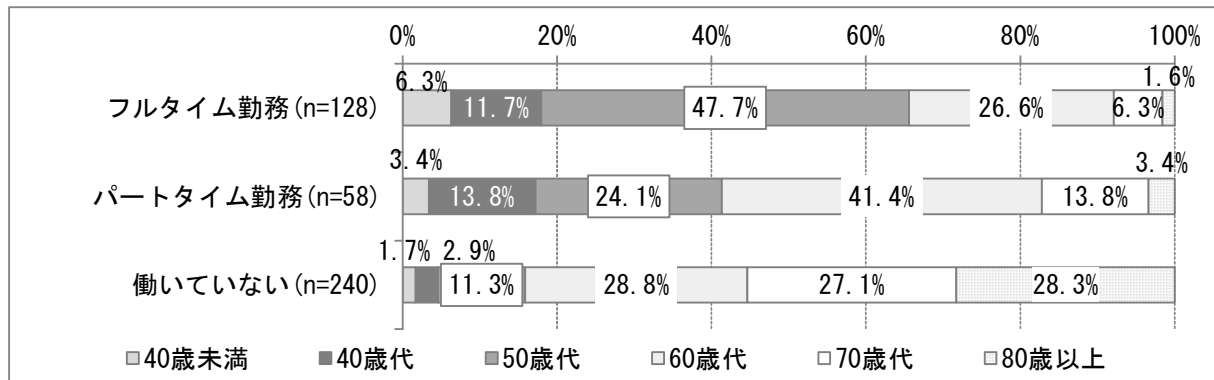
- 認定者のうち、自宅で家族等から介護を受けている人は74.7% (648人中484人) となっています。
- 認定者を介護している家族介護者の年齢は、「60代」が29.3%、「50代」が24.8%となっており、この2つの年齢層で54.1%となっています。
- また、「60代以上」が61.8%と6割以上となっています。
- なお、「20歳未満」は0.0%、「20代」は0.8%となっています。(在宅介護実態調査)



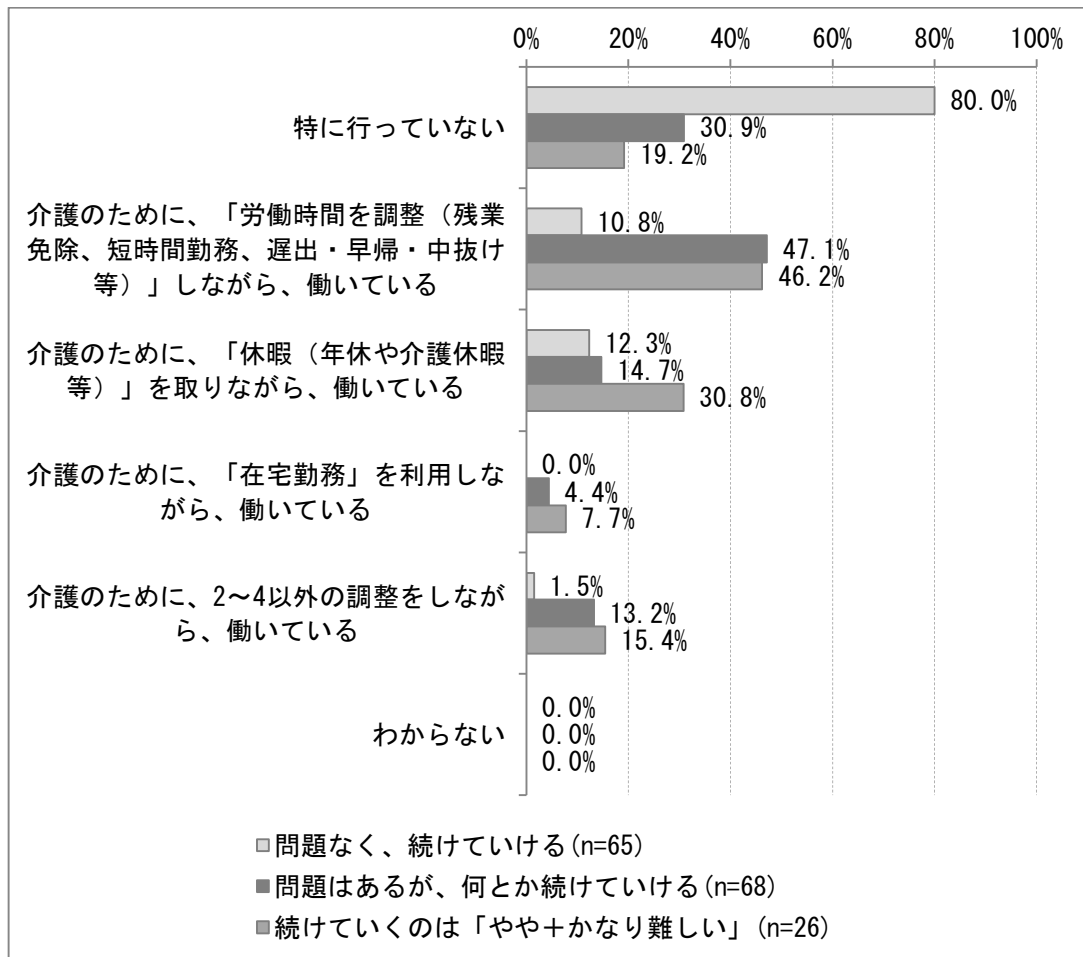
- 家族等による介護の頻度を介護者の勤務形態別にみると、「ほぼ毎日」が「フルタイム勤務」で51.1%、「パートタイム勤務」で57.6%と半数以上となっています。（在宅介護実態調査）



- また、主な介護者の年齢を勤務形態別にみると、「フルタイム勤務」では「50歳代」が47.7%、「パートタイム勤務」では「60歳代」が41.4%と最も割合が高くなっています。（在宅介護実態調査）

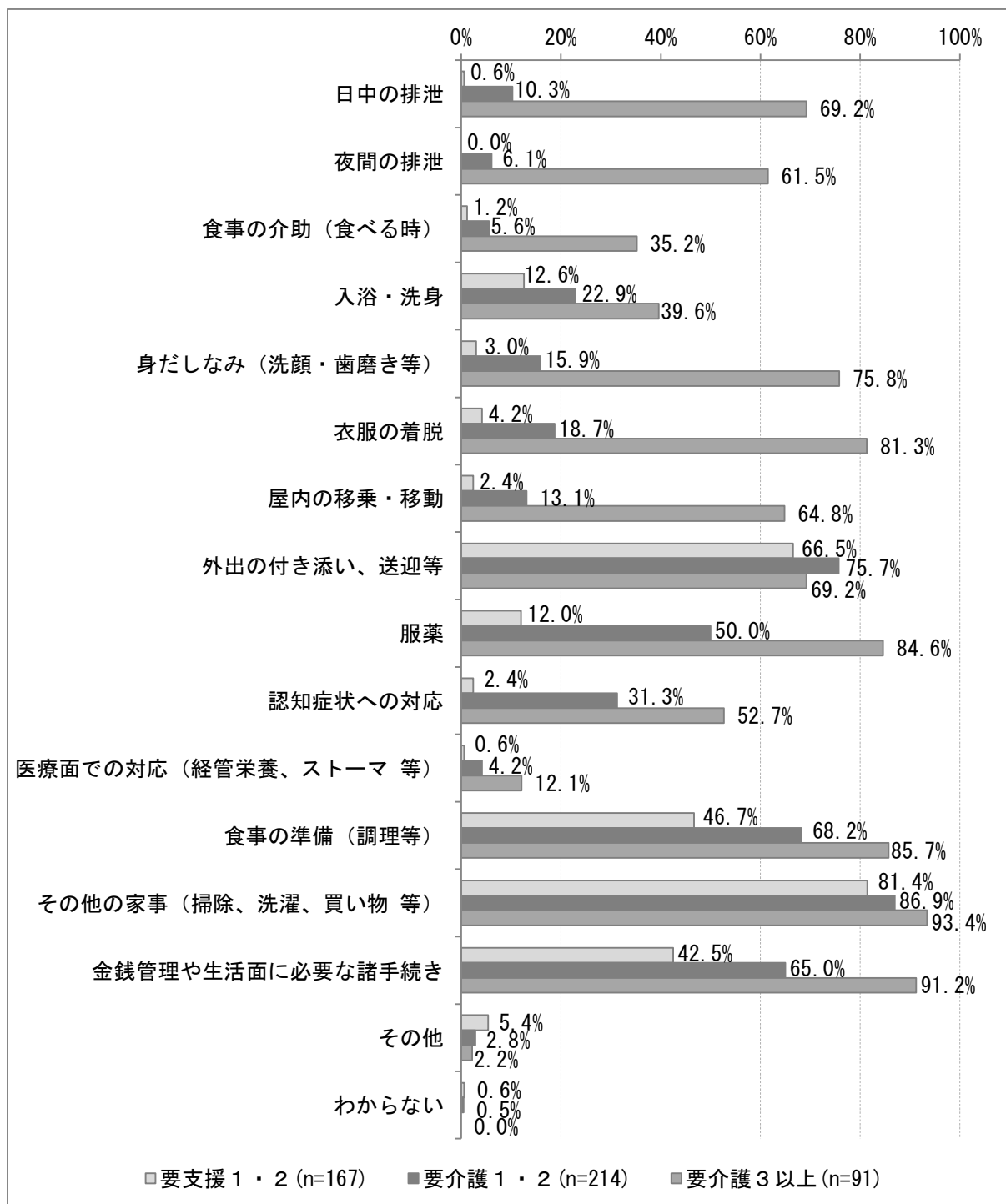


○ 主な介護者の働き方の調整について、「続けていくのは『やや+かなり難しい』」の回答の割合は、「介護のために、『労働時間を調整（残業免除、短時間勤務、遅出・早帰・中抜け等）』しながら、働いている」では46.2%、「介護のために、『休暇（年休や介護休暇等）』を取りながら、働いている」で30.8%となっています。（在宅介護実態調査）

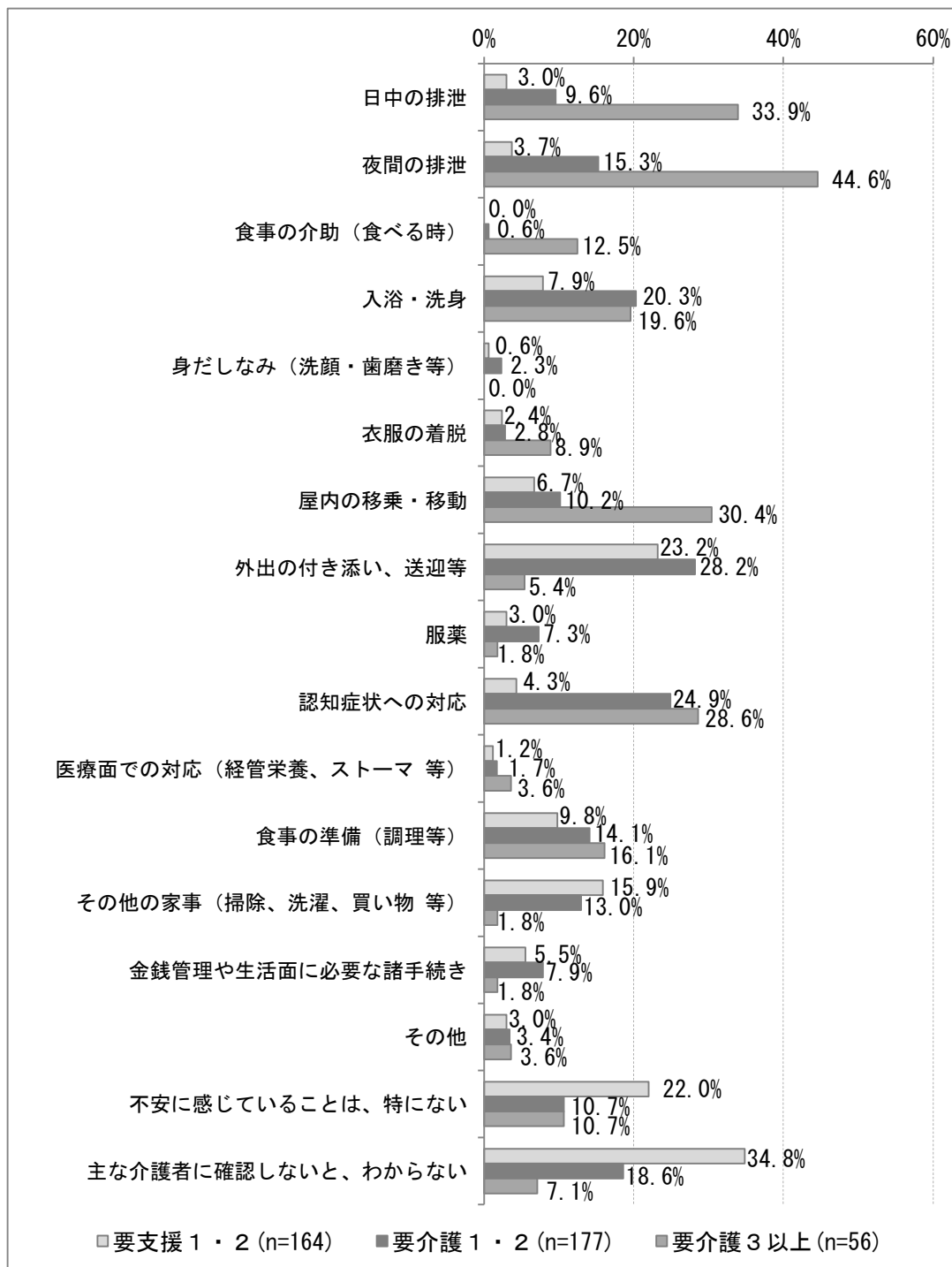


●介護者が行っている介護は、「その他の家事（掃除・洗濯・買い物等）」と「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」が90%を超える。

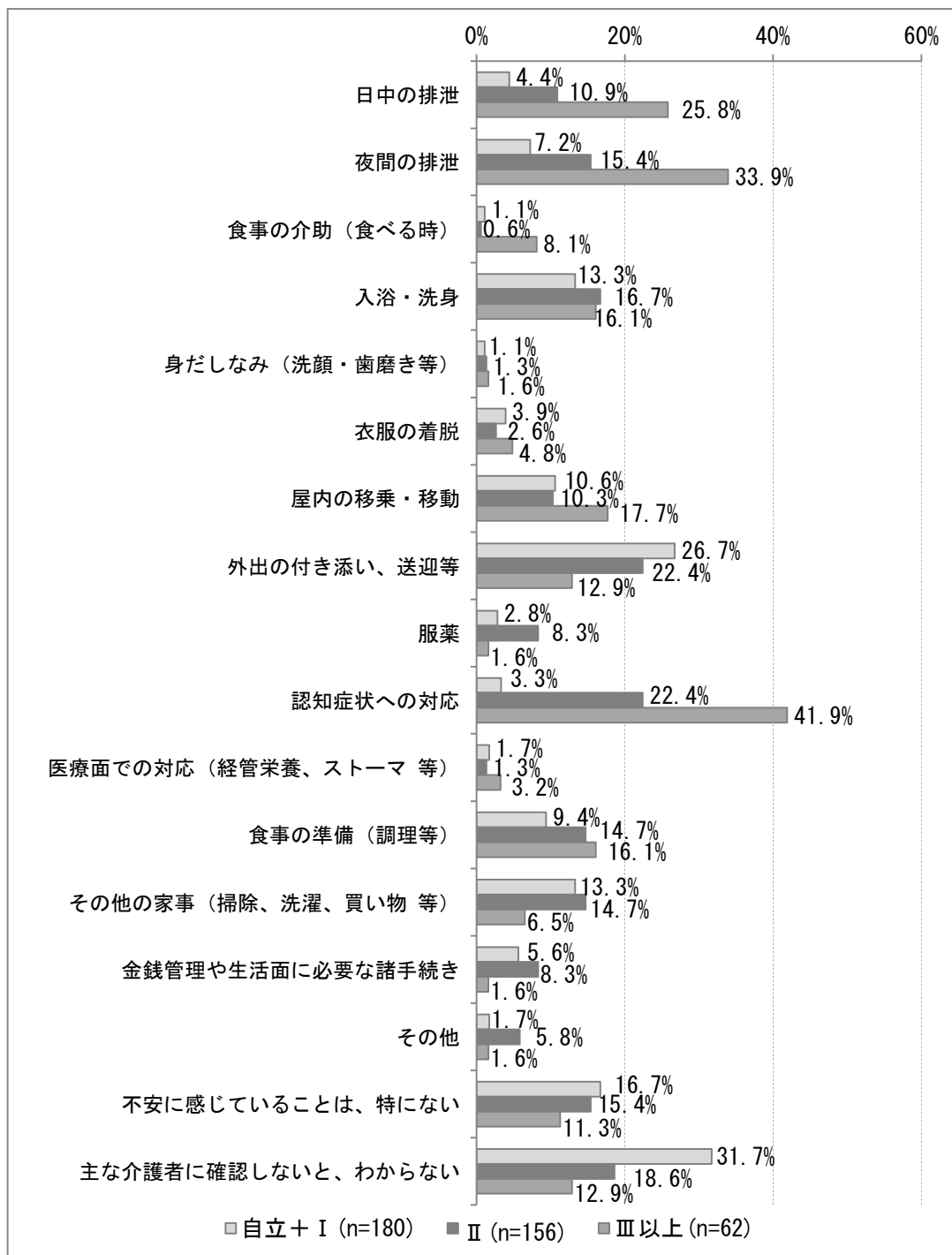
- 主な介護者が行っている介護について、「要介護3以上」では「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」では93.4%と最も割合が高く、次いで「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」が91.2%となっています。
- なお、「外出の付き添い、送迎等」と「その他」を除くすべての介護で、要介護度が重度になるにつれて介護の範囲が大幅に拡大していくとみられます。（在宅介護実態調査）



- 主な介護者が不安を感じる介護について、「要介護3以上」では「夜間の排泄」が44.6%と最も割合が高くなっています。
- なお、要介護度が重度になるにつれて「日中の排泄」と「夜間の排泄」、「屋内の移乗・移動」、「認知症状への対応」、「医療面での対応（経管栄養、ストーマ等）」、「食事の準備（調理等）」が高い割合となっています。（在宅介護実態調査）

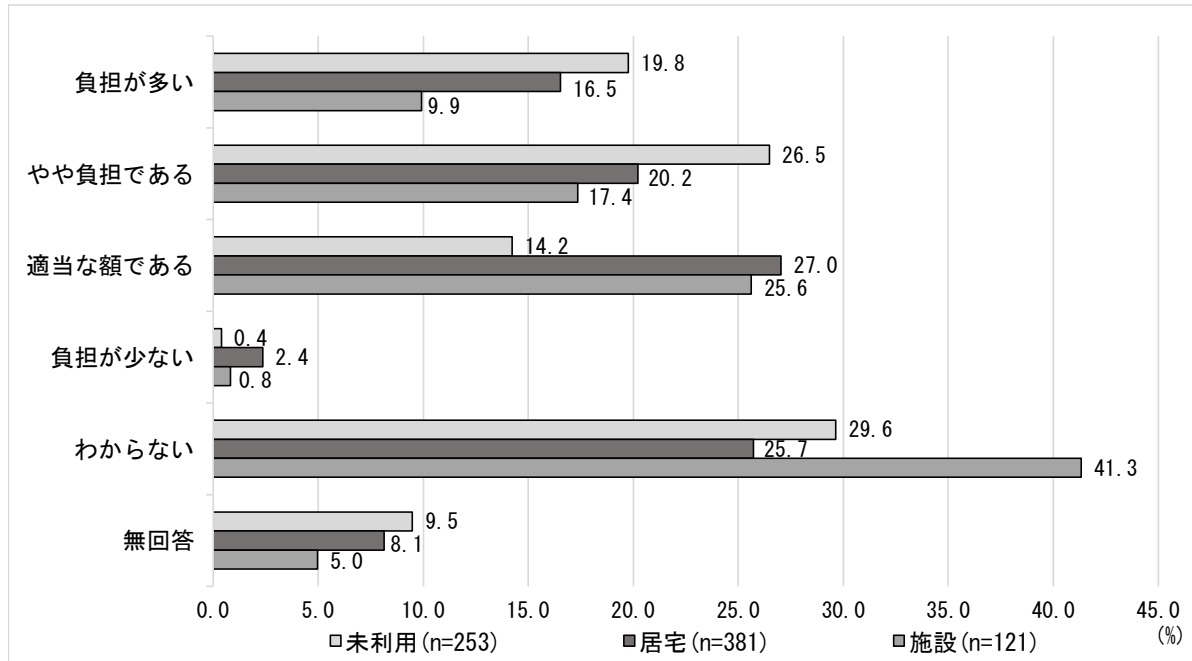


- また、認知症高齢者自立度別にみると、「Ⅲ以上」では「認知症状への対応」が41.9%と最も割合が高く、「日中の排泄」と「夜間の排泄」が比較的高い割合となっています。(在宅介護実態調査)

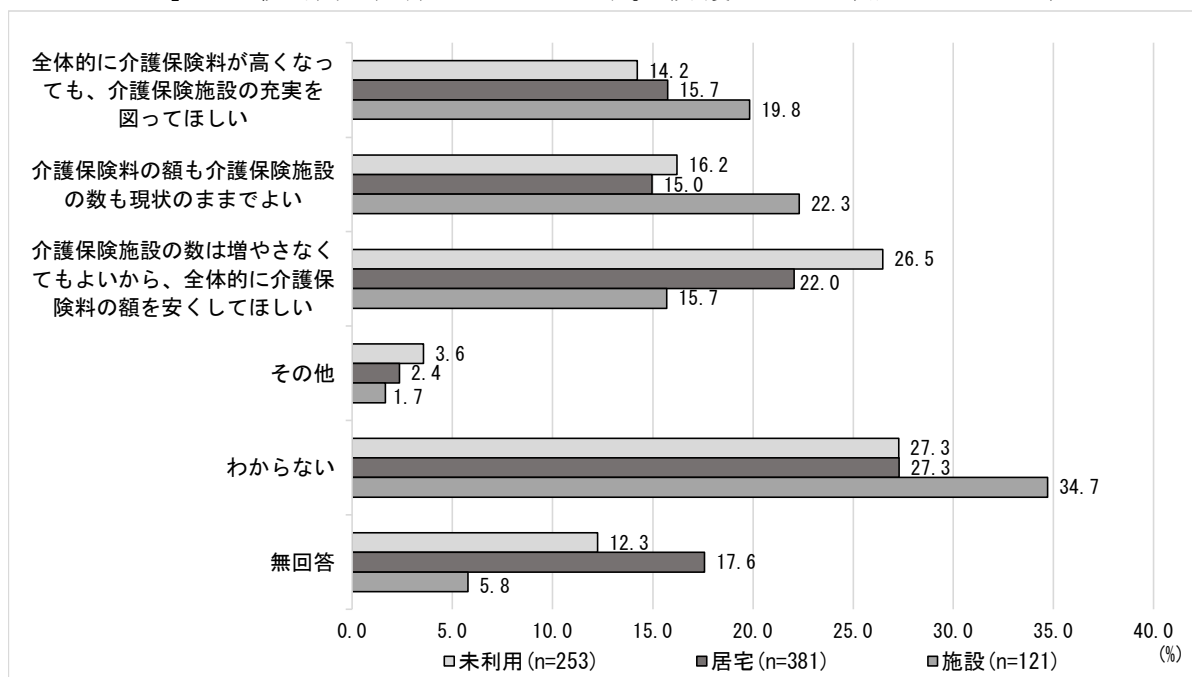


●サービス未利用者の46.3%が介護保険料を負担と回答している。

- 介護保険料について、「未利用者」では「負担が多い」が19.8%、「やや負担である」が26.5%、合計46.3%となっており、居宅サービス・施設サービスの利用者と比較して高い割合となっています。
- なお、「居宅サービス利用者」と「施設サービス利用者」では「適当な額である」がそれぞれ27.0%、25.6%となっています。(介護サービス利用アンケート)



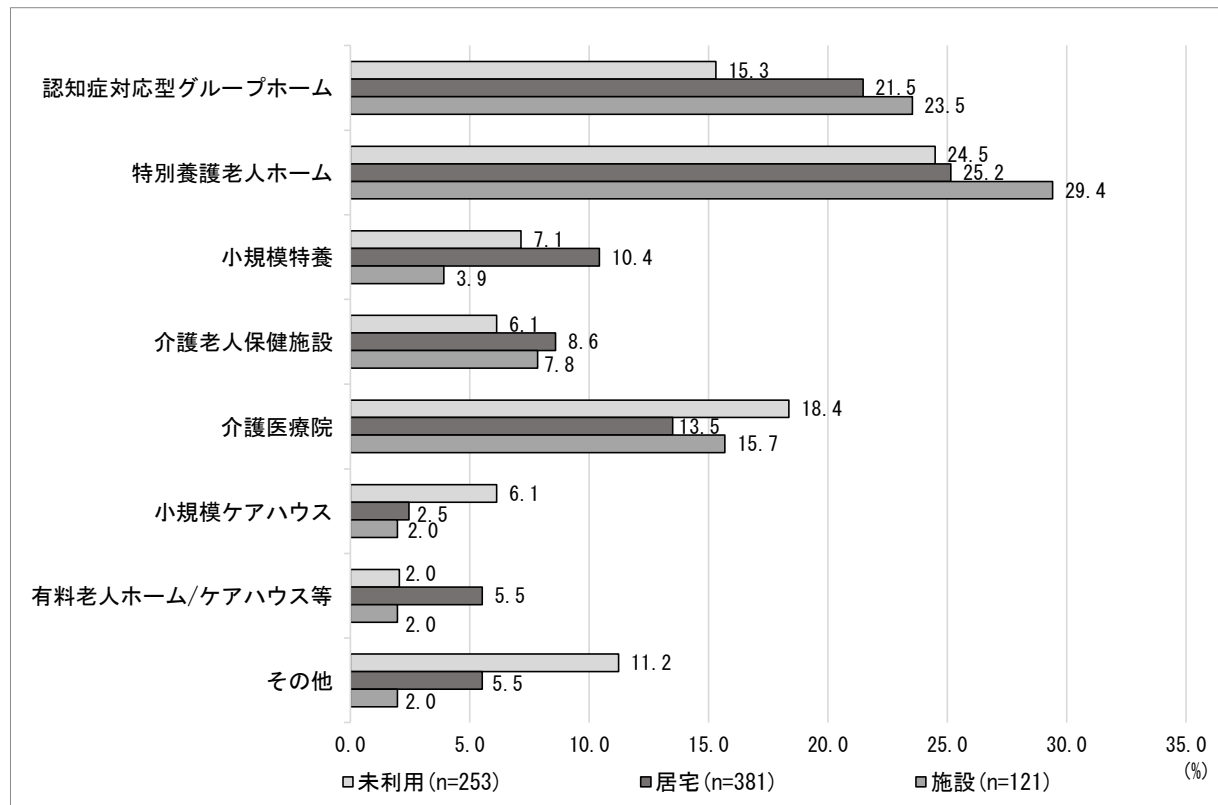
- 介護保険料と施設の整備に関して一番近い考えについて、「未利用者」と「居宅サービス利用者」では「介護保険料の額も介護保険施設の数を安くしてほしい」、「施設サービス利用者」では「介護保険料の額も介護保険施設の数も現状のままでもいい」が比較的高い割合となっています。(介護サービス利用アンケート)



●苦小牧市で不足している施設として「特別養護老人ホーム」の割合が最も高い。

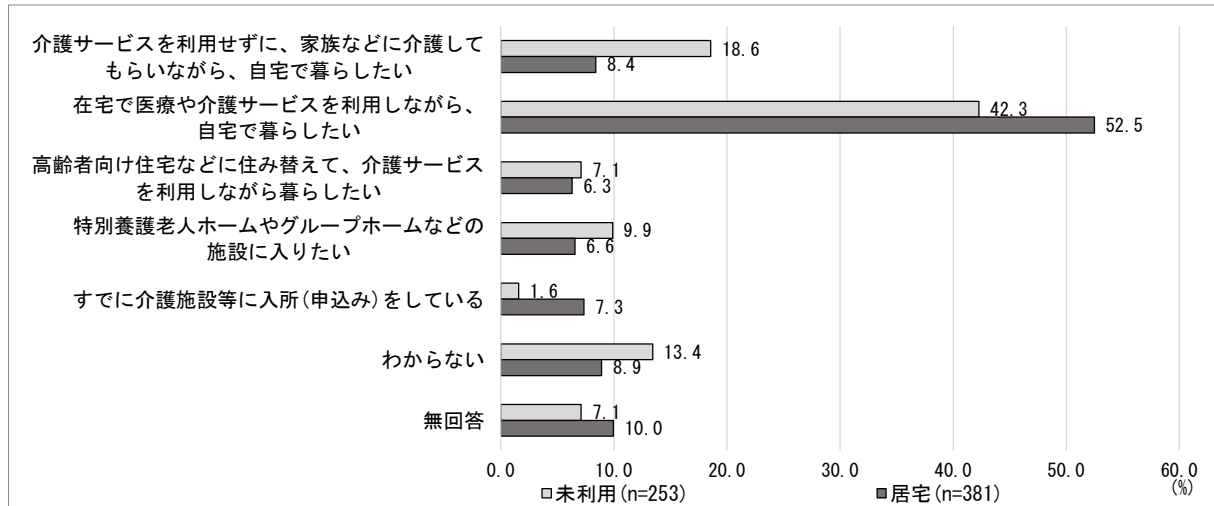
○ 苦小牧市で不足している施設について、サービス利用の有無に関わらず「特別養護老人ホーム」が最も割合が高くなっています。また、「未利用者」では「介護医療院」、「居宅サービス利用者」では「認知症対応型グループホーム」、「施設サービス利用者」では「認知症対応型グループホーム」と「特別養護老人ホーム」が比較的高い割合となっています。

(介護サービス利用アンケート)

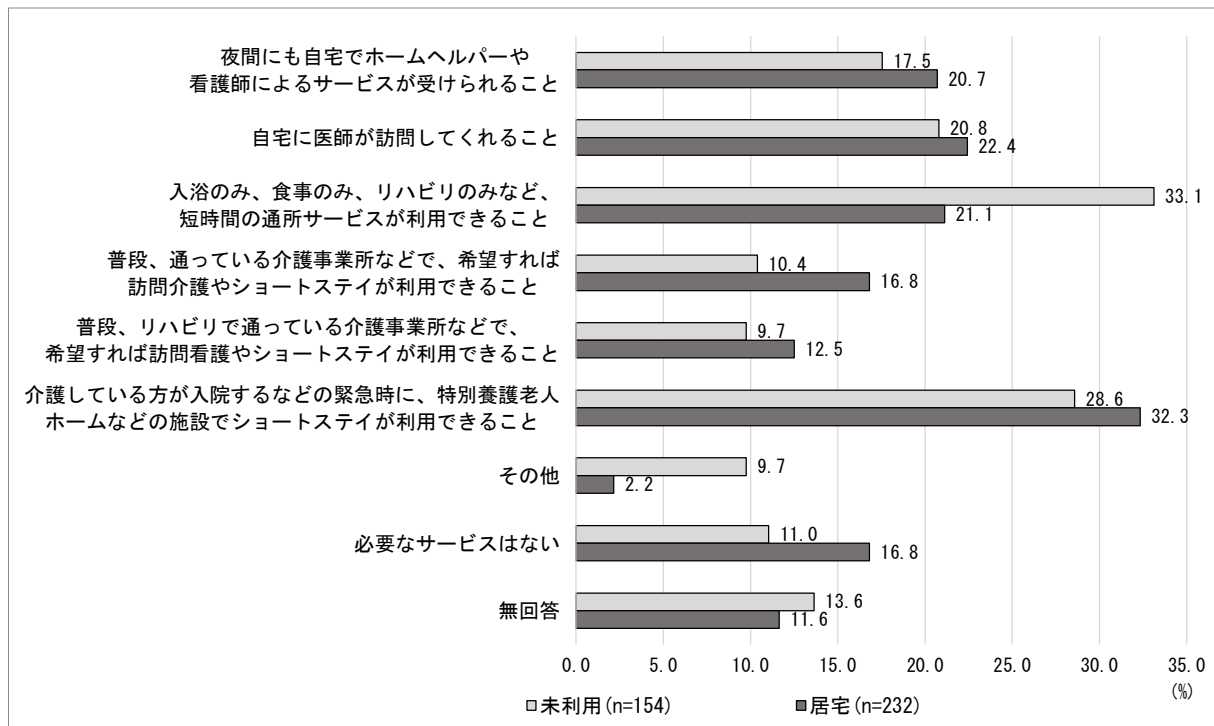


●自宅での生活希望者が6割。

- 要介護状態に大きな変化がない場合、生活の希望について、「介護サービスを利用せずに、家族などに介護してもらいながら、自宅で暮らしたい」と「在宅で医療や介護サービスを利用しながら、自宅で暮らしたい」を合わせると、「未利用者」と「居宅サービス利用者」ともに60.9%となっています。(介護サービス利用アンケート)



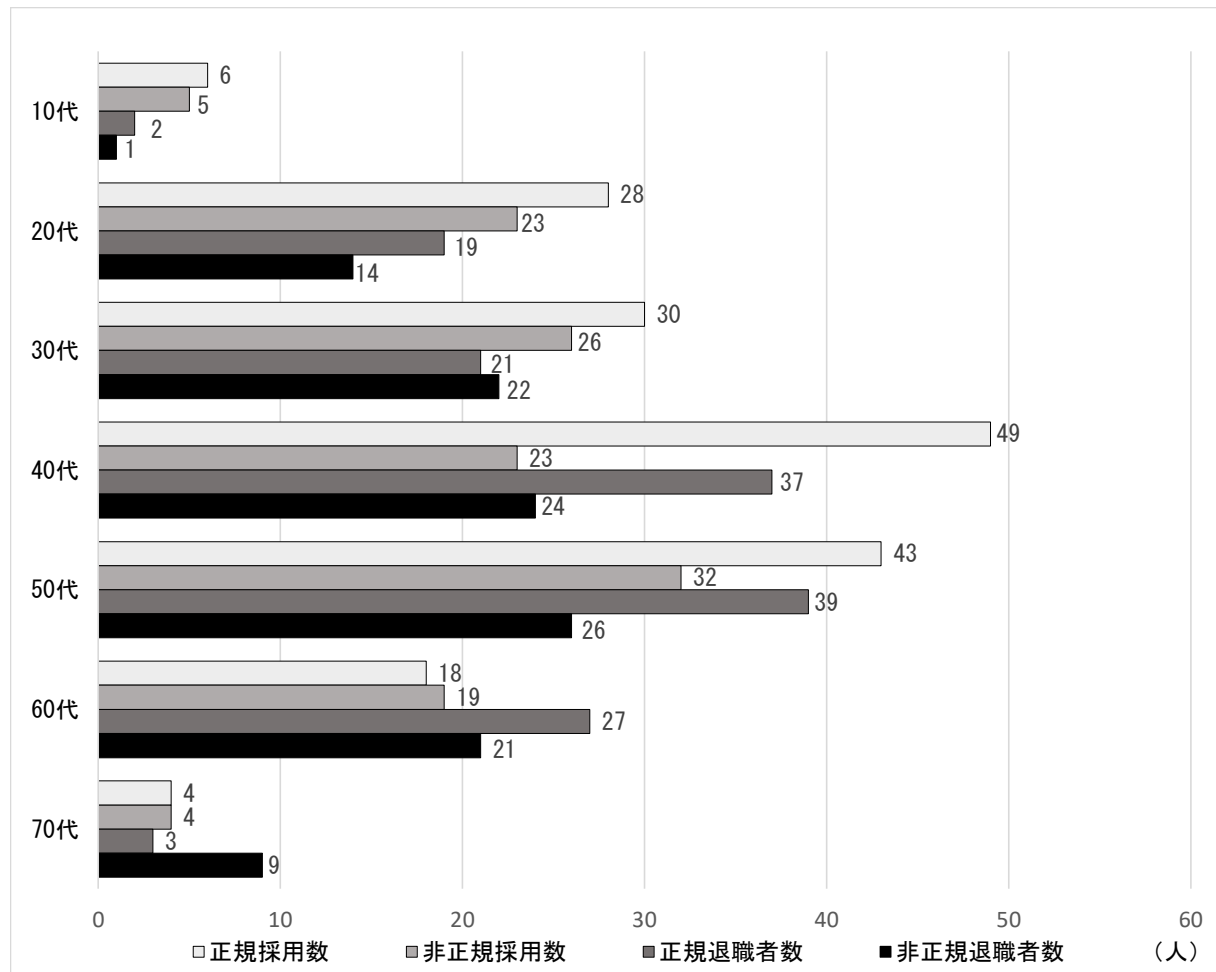
- 自宅で生活をするために介護サービス以外に必要なサービスについて、「未利用者」では「入浴のみ、食事のみ、リハビリのみなど、短時間の通所サービスが利用できること」、「居宅サービス利用者」では「介護している方が入院するなどの緊急時に、特別養護老人ホームなどの施設でショートステイが利用できること」が最も割合が高くなっています。(介護サービス利用アンケート)



②介護保険サービス事業者の視点からの傾向

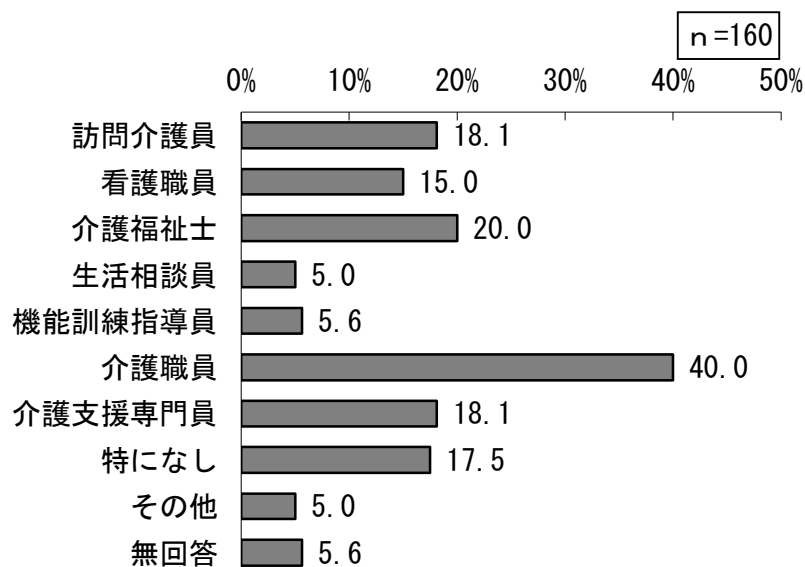
●事業所の職員採用状況について、「40代」と「50代」で正規職員の採用数・退職数が多くみられる。また、「60代」では正規・非正規どちらも退職者数が採用数を上回っている。

- 市内の事業所において、正規職員の採用数・退職者数ともに「40代」と「50代」で人数が多くみられます。
- また、「60代」では正規職員・非正規職員ともに退職者数が採用数を上回っています。さらに、「40代」と「70代」では「非正規退職者数」が非正規採用数を上回っています。(介護人材・意向調査)



●職員の確保に苦慮している職種について、「介護職員」の割合が高い。

- 職員の確保に苦慮している職種について、「介護職員」が40.0%（64事業所）と最も割合が高く、次いで「介護福祉士」が20.0%（32事業所）、「訪問介護員」と「介護支援専門員」とともに18.1%（29事業所）となっています。（介護人材・意向調査、複数回答）



- 欠員が出ている事業所は、160事業所中35事業所（21.9%）となっています。なお、35事業所中、内訳を記載した34事業所において、「介護職員」と「訪問介護員」の回答が多くみられます。中でも、「介護職員」に欠員を生じている事業所が24事業所76.5人となっており、欠員が比較的多くなっています。（介護人材・意向調査、複数回答）

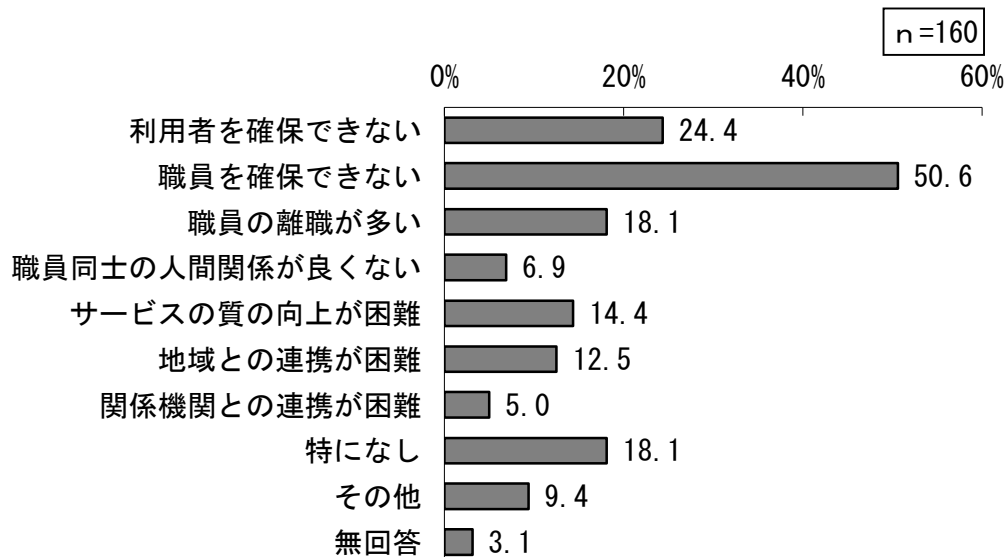
欠員が出ている職種と欠員職員数

| 職種 | 回答数 | 定員数 | | 欠員数 |
|---------|-----|-----|------|-------|
| | | 合計 | 平均 | |
| 訪問介護員 | 5 | 71 | 14.2 | 20 |
| 看護職員 | 5 | 34 | 6.8 | 6 |
| 介護福祉士 | 4 | 92 | 23.0 | 7 |
| 生活相談員 | 1 | 2 | 0 | 1 |
| 機能訓練指導員 | 1 | 4 | 0 | 1 |
| 介護職員 | 24 | 281 | 20.0 | 76.5 |
| 介護支援専門員 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 特になし | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 40 | 484 | 63.9 | 111.5 |

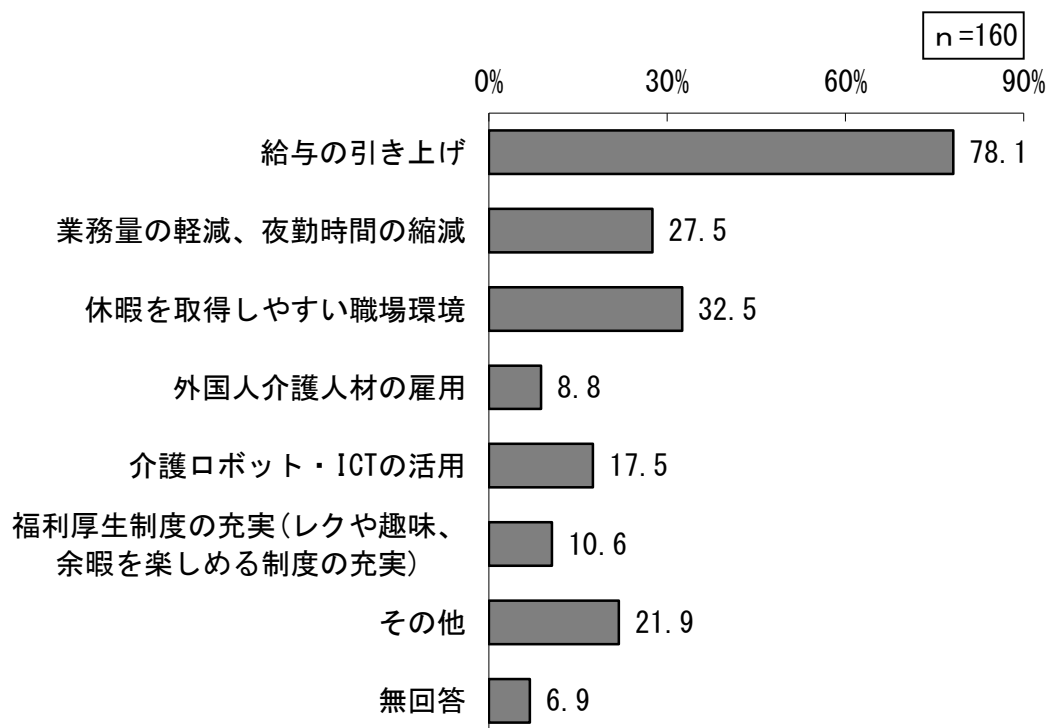
※内訳を記載していない1事業所は集計から除外

●事業所の課題として「職員を確保できない」が挙げられる。

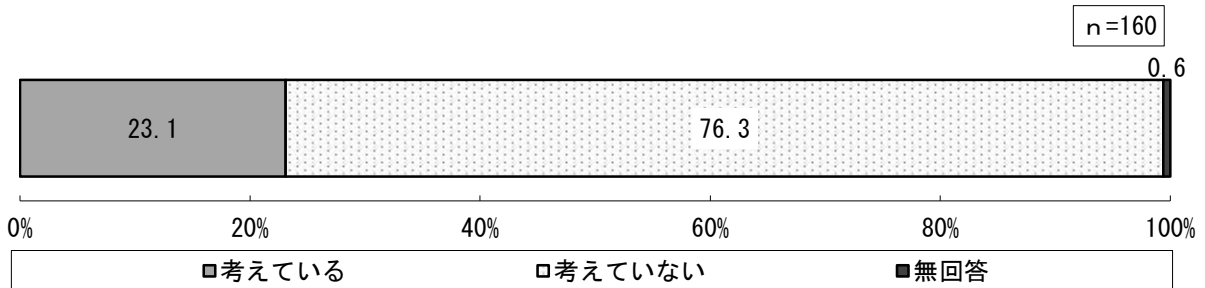
- 事業所の課題について、「職員を確保できない」が50.6%（81事業所）と最も割合が高く、次いで「利用者を確保できない」が24.4%（39事業所）となっています。
- また、「職員の離職が多い」が比較的高い割合となっているほか、「特になし」と回答している事業所もみられます。（介護人材・意向調査）



- 介護人材を確保できない理由について、「夜勤がある・土日祝休みではない（希望の休みが取れない・休みが少ない）」などの自由記述がみられます。（介護人材・意向調査）
- 介護人材不足の打開に有効なことについて、「給与の引き上げ」が78.1%（125事業所）と最も割合が高く、次いで「休暇を取得しやすい職場環境」が32.5%（52事業所）、「業務量の軽減、夜勤時間の縮減」が27.5%（44事業所）となっています。（介護人材・意向調査）

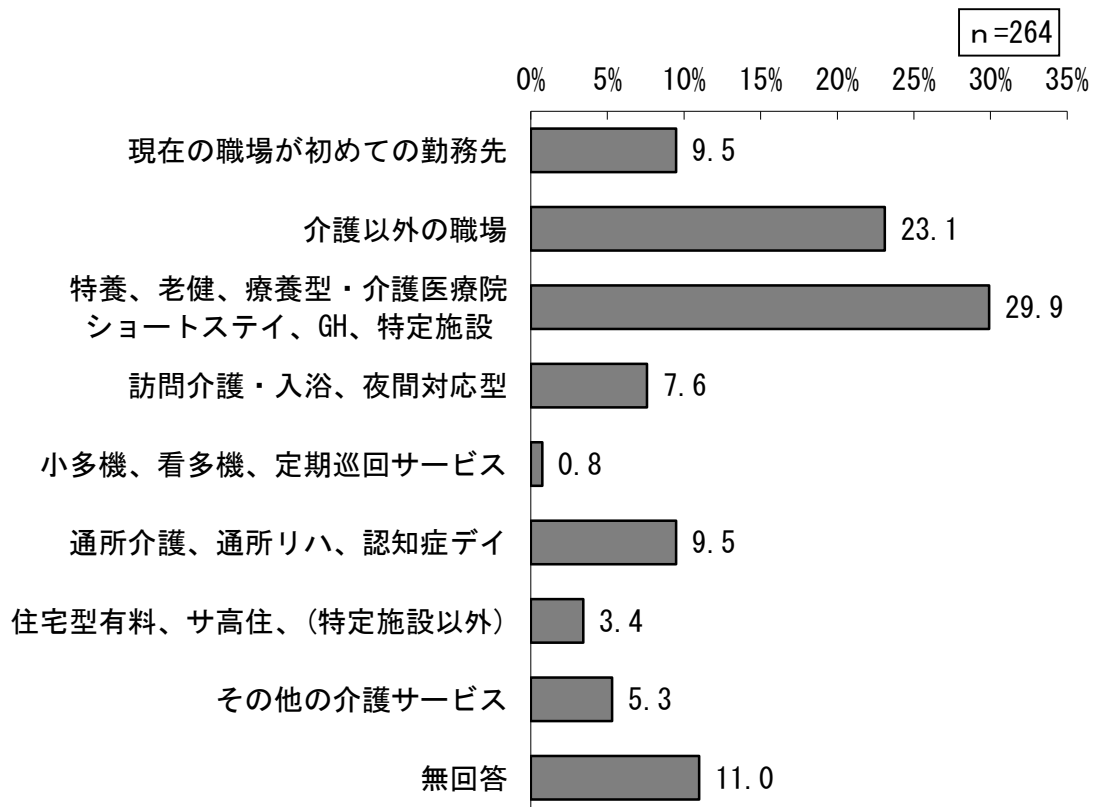


- 外国人介護人材の雇用について、「考えている」が23.1%（37事業所）、「考えていない」が76.3%（122事業所）となっています。（介護人材・意向調査）
- なお、外国人介護人材の雇用で考えられる課題について、「言語・文化の違い、コミュニケーション」などの自由記述が多くみられます。（介護人材・意向調査）

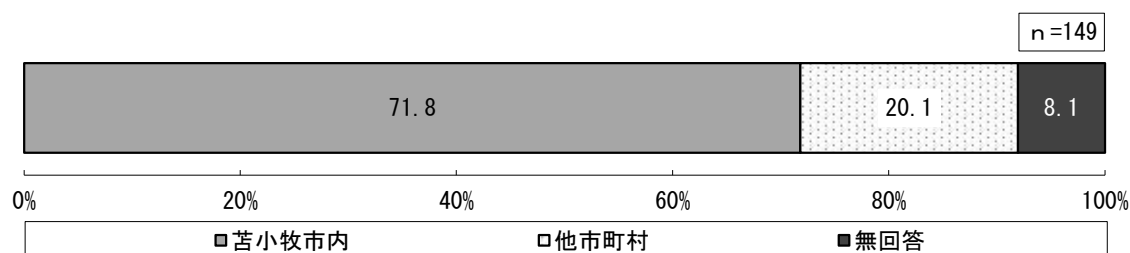


●現在の職場経験が1年未満の職員の前職は介護サービスが5割。

- 現在の職場経験が1年未満の職員が直前に働いていた職場について、「特養、老健、療養型・介護医療院ショートステイ、GH、特定施設」が29.9%と最も割合が高く、次いで「介護以外の職場」が23.1%となっています。また、「現在の職場が初めての勤務先」と「介護以外の職場」を除いたその他の区分では、56.4%が前職も介護サービス事業に勤務していたと回答しています。（介護人材・意向調査）



- 介護サービスからの転職者における直前の職場の場所は、「苫小牧市内」が71.8%、「他市町村」が20.1%となっています。（介護人材・意向調査）

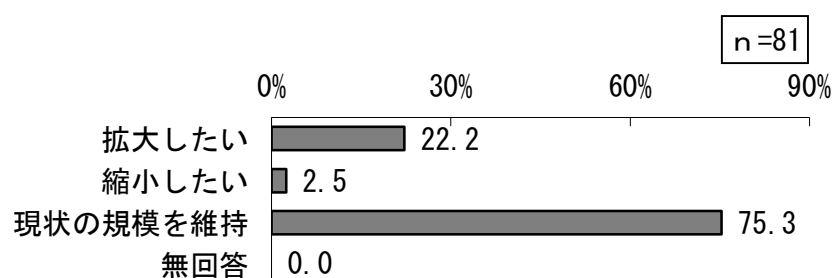


- なお、「訪問介護・入浴、夜間対応型」を除くその他のサービス種別では他市町村の事業所に勤務していた職員が一定数みられます。（介護人材・意向調査）

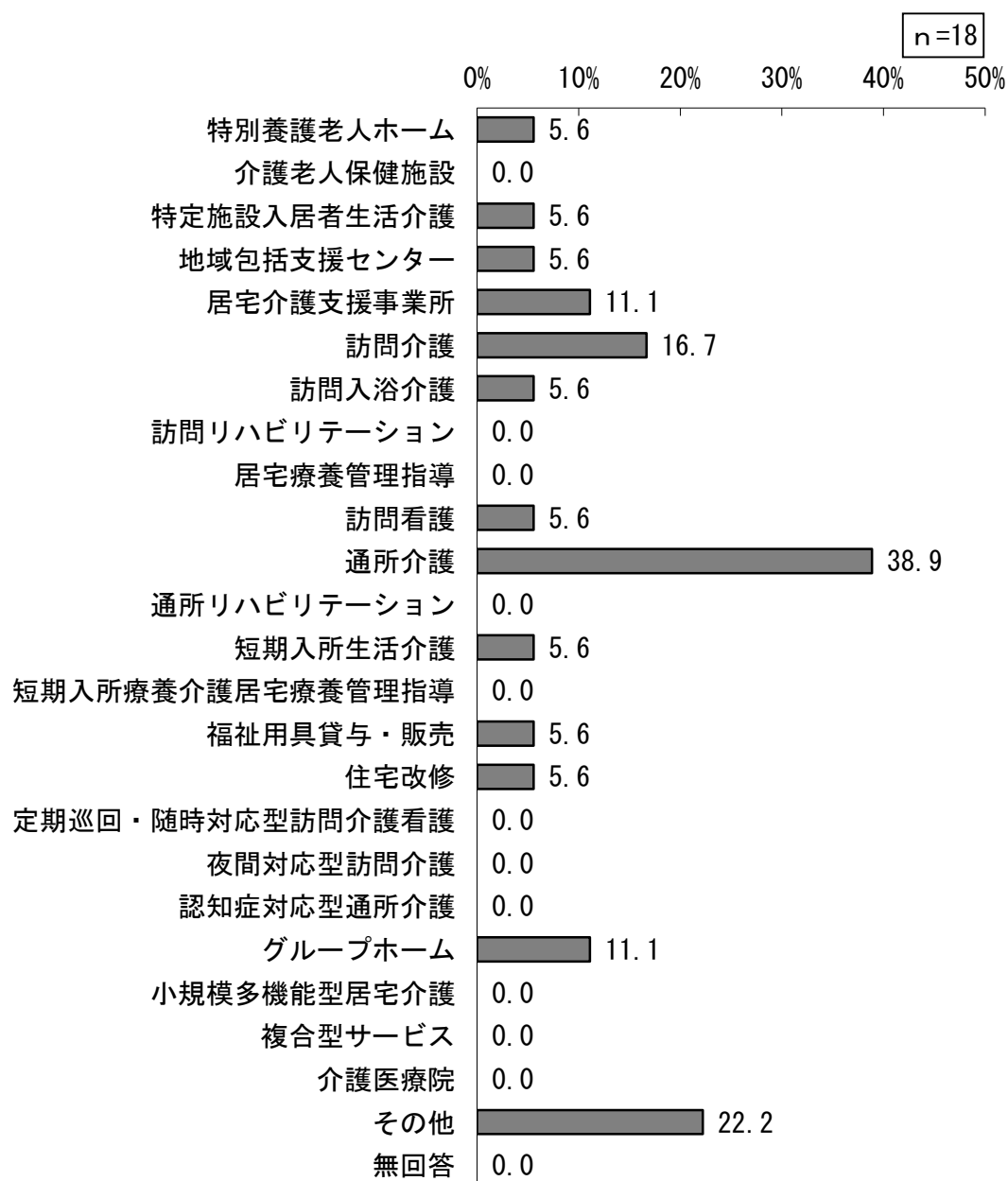
| | | 合計 | 5 直前の職場について | | |
|-------------------|------------------------------------|--------------|-------------|------------|-----------|
| | | | 苫小牧市内 | 他市町村 | 無回答 |
| 全体 | | 149 100.0 | 107 71.8 | 30 20.1 | 12 8.1 |
| 4 現在の施設に勤務する直前の職場 | 特養、老健、療養型・介護医療院 ショートステイ、GH、特定施設 | 79 100.0 | 51 64.6 | 21 26.6 | 7 8.9 |
| | 訪問介護・入浴、夜間対応型 | 20 100.0 | 19 95.0 | 0 0.0 | 1 5.0 |
| | 小多機、看多機、定期巡回サービス | 2 100.0 | 1 50.0 | 1 50.0 | 0 0.0 |
| | 通所介護、通所リハ、認知症デイ | 25 100.0 | 22 88.0 | 3 12.0 | 0 0.0 |
| | 住宅型有料、サ高住、(特定施設以外) | 9 100.0 | 6 66.7 | 2 22.2 | 1 11.1 |
| | その他の介護サービス | 14 100.0 | 8 57.1 | 3 21.4 | 3 21.4 |

●今後の事業展開について、拡大希望が18事業所、縮小希望が2事業所。

- 今後の事業展開の意向について、「現状の規模を維持」が75.3%（61事業所）と最も割合が高くなっているほか、「拡大したい」が22.2%（18事業所）、「縮小したい」が2.5%（2事業所）となっています。（介護人材・意向調査）



- なお、拡大したいサービスについて、「通所介護」が38.9%（7事業所）と最も割合が高く、次いで「その他」が22.2%（4事業所）、「訪問介護」が16.7%（3事業所）となっています。（介護人材・意向調査）



- その一方で縮小したいサービスについて、「訪問介護」と「通所介護」、「短期入所生活介護」が、各1事業所から回答が得られています。
- 拡大又は縮小する内容について、拡大したいサービスの「通所介護」では「1店舗で安定させて再度編成して利用者1人にかかる時間を充実させたい」、「その他（住宅型有料老人ホーム）」では「既存のサービスを拡大したい」の自由記述がみられます。縮小したいサービスの「訪問介護・通所介護」では「将来的に事業廃止を含め。」の記述がみられます。
- 拡大したいサービスについて、「その他」では「サ高住」や「共同住宅」、「住宅型有料老人ホーム」の自由記述がみられます。（介護人材・意向調査）

③元気な高齢者の視点からの傾向

●地域とのつながりを感じない・必要と思わない人ほど、誰かとの食事の機会がほとんどない傾向がみられる。

- 誰かと食事をする機会を地域とのつながり別でみると、「今まで感じたことはない」と「必要と思わない」では「ほとんどない」が比較的高い割合となっています。
- また、食事をもとにする機会が「毎日ある」の回答は、「今まで感じたことはない」人では44.2%ですが、その他の区分では50%以上となっています。（ニーズ調査）

| | | 合計 | 問18 誰かと食事をもとにする機会 | | | | | 無回答 |
|----------|-------------|----------------|-------------------|------------|-------------|-------------|-------------|-----------|
| | | | 毎日ある | 週に何度かある | 月に何度かある | 年に何度かある | ほとんどない | |
| 全体 | | 5,977 100.0 | 3,204 53.6 | 396 6.6 | 803 13.4 | 915 15.3 | 607 10.2 | 52 0.9 |
| 地域とのつながり | よく感じる | 757 100.0 | 393 51.9 | 68 9.0 | 118 15.6 | 126 16.6 | 50 6.6 | 2 0.3 |
| | たまに感じる | 2,086 100.0 | 1,177 56.4 | 149 7.1 | 265 12.7 | 328 15.7 | 153 7.3 | 14 0.7 |
| | あまり感じない | 2,084 100.0 | 1,153 55.3 | 108 5.2 | 294 14.1 | 301 14.4 | 217 10.4 | 11 0.5 |
| | 今まで感じたことはない | 604 100.0 | 267 44.2 | 41 6.8 | 80 13.2 | 96 15.9 | 114 18.9 | 6 1.0 |
| | 必要と思わない | 109 100.0 | 55 50.5 | 11 10.1 | 7 6.4 | 14 12.8 | 20 18.3 | 2 1.8 |

- さらに、構成別でみると、「年に何度かある」と「ほとんどない」を合わせた「月1回未満」では「1人暮らし」で49.2%と半数近くが該当しているほか、同居している家族がいる世帯でも10%以上の割合となっています。（ニーズ調査）

| | | 合計 | 問18 誰かと食事をもとにする機会 | | | | | 無回答 | 月1回未満 |
|------|-------------------|----------------|-------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----------|---------------|
| | | | 毎日ある | 週に何度かある | 月に何度かある | 年に何度かある | ほとんどない | | |
| 全体 | | 5,977 100.0 | 3,204 53.6 | 396 6.6 | 803 13.4 | 915 15.3 | 607 10.2 | 52 0.9 | 1,522 25.5 |
| 家族構成 | 1人暮らし | 1,423 100.0 | 63 4.4 | 199 14.0 | 448 31.5 | 394 27.7 | 306 21.5 | 13 0.9 | 700 49.2 |
| | 夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上) | 2,888 100.0 | 1,966 68.1 | 98 3.4 | 243 8.4 | 371 12.8 | 187 6.5 | 23 0.8 | 558 19.3 |
| | 夫婦2人暮らし(配偶者64歳以下) | 234 100.0 | 171 73.1 | 19 8.1 | 16 6.8 | 15 6.4 | 11 4.7 | 2 0.9 | 26 11.1 |
| | 息子・娘との2世帯 | 754 100.0 | 534 70.8 | 44 5.8 | 49 6.5 | 73 9.7 | 52 6.9 | 2 0.3 | 125 16.6 |
| | その他 | 595 100.0 | 431 72.4 | 31 5.2 | 39 6.6 | 53 8.9 | 38 6.4 | 3 0.5 | 91 15.3 |

●友人・知人に会う頻度が、性別で違いがみられる。

- 友人の家を訪ねているかについて、「男性」では「いいえ」、「女性」では「はい」が最も割合が高くなっています。（ニーズ調査）

| | | 合計 | 問27 友人の家を訪ねているか | | 無回答 |
|----|----|----------------|-----------------|---------------|-----------|
| | | | はい | いいえ | |
| 全体 | | 5,977 100.0 | 2,616 43.8 | 3,300 55.2 | 61 1.0 |
| 性別 | 男性 | 2,712 100.0 | 925 34.1 | 1,766 65.1 | 21 0.8 |
| | 女性 | 3,256 100.0 | 1,687 51.8 | 1,530 47.0 | 39 1.2 |

- また、友人・知人と会う頻度について、「男性」では「ほとんどない」、「女性」では「月に何度かある」が最も割合が高くなっています。(ニーズ調査)

| | | 合計 | 問37 友人・知人と会う頻度 | | | | | ほとんどない | 無回答 |
|----|----|----------------|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|------------|-----|
| | | | 毎日ある | 週に何度かある | 月に何度かある | 年に何度かある | | | |
| 全体 | | 5,977 100.0 | 289 4.8 | 1,353 22.6 | 1,574 26.3 | 1,335 22.3 | 1,315 22.0 | 111 1.9 | |
| 性別 | 男性 | 2,712 100.0 | 192 7.1 | 535 19.7 | 613 22.6 | 654 24.1 | 677 25.0 | 41 1.5 | |
| | 女性 | 3,256 100.0 | 95 2.9 | 817 25.1 | 959 29.5 | 679 20.9 | 636 19.5 | 70 2.1 | |

- 心配事や愚痴を聞いてくれる人・聞いてあげる人について、どちらも「男性」では「配偶者」、「女性」では「友人」が最も割合が高く、女性の方が男性よりも友人・知人と交流する機会が多いとみられます。(ニーズ調査)

| | | 合計 | 問32 心配事や愚痴(ぐち)を聞いてくれる人 | | | | | | | そのような人はいない | 無回答 |
|----|----|----------------|------------------------|-------------|---------------|---------------|-------------|---------------|------------|------------|------------|
| | | | 配偶者 | 同居の子ども | 別居の子ども | 兄弟姉妹・親戚・親・孫 | 近隣 | 友人 | その他 | | |
| 全体 | | 5,977 100.0 | 3,170 53.0 | 849 14.2 | 2,203 36.9 | 1,730 28.9 | 503 8.4 | 2,311 38.7 | 127 2.1 | 308 5.2 | 100 1.7 |
| 性別 | 男性 | 2,712 100.0 | 1,842 67.9 | 255 9.4 | 773 28.5 | 527 19.4 | 126 4.6 | 695 25.6 | 65 2.4 | 210 7.7 | 47 1.7 |
| | 女性 | 3,256 100.0 | 1,320 40.5 | 594 18.2 | 1,427 43.8 | 1,201 36.9 | 377 11.6 | 1,615 49.6 | 62 1.9 | 98 3.0 | 53 1.6 |

| | | 合計 | 問33 反対に心配事や愚痴(ぐち)を聞いてあげる人 | | | | | | | そのような人はいない | 無回答 |
|----|----|----------------|---------------------------|-------------|---------------|---------------|-------------|---------------|------------|------------|------------|
| | | | 配偶者 | 同居の子ども | 別居の子ども | 兄弟姉妹・親戚・親・孫 | 近隣 | 友人 | その他 | | |
| 全体 | | 5,977 100.0 | 2,943 49.2 | 753 12.6 | 2,054 34.4 | 1,840 30.8 | 612 10.2 | 2,382 39.9 | 104 1.7 | 458 7.7 | 161 2.7 |
| 性別 | 男性 | 2,712 100.0 | 1,746 64.4 | 254 9.4 | 802 29.6 | 584 21.5 | 174 6.4 | 720 26.5 | 55 2.0 | 266 9.8 | 65 2.4 |
| | 女性 | 3,256 100.0 | 1,190 36.5 | 499 15.3 | 1,246 38.3 | 1,254 38.5 | 437 13.4 | 1,660 51.0 | 49 1.5 | 192 5.9 | 96 2.9 |

- 幸福度について、「男性」では「5点」、「女性」では「8点」の割合が高くなっています。また、友人・知人と会う機会別でみると、「毎日ある」では「10点」、「ほとんどない」が「5点」、その他の3項目が「8点」となっています。(ニーズ調査)

| | | 合計 | 問41 現在の程度幸せか | | | | | | | | | | 無回答 | |
|------------|---------|----------------|--------------|-----------|-----------|------------|------------|---------------|------------|-------------|---------------|-------------|-------------|------------|
| | | | 0点 | 1点 | 2点 | 3点 | 4点 | 5点 | 6点 | 7点 | 8点 | 9点 | | 10点 |
| 全体 | | 5,977 100.0 | 29 0.5 | 25 0.4 | 48 0.8 | 202 3.4 | 180 3.0 | 1,280 21.4 | 491 8.2 | 865 14.5 | 1,341 22.4 | 503 8.4 | 903 15.1 | 110 1.8 |
| 性別 | 男性 | 2,712 100.0 | 20 0.7 | 10 0.4 | 29 1.1 | 110 4.1 | 91 3.4 | 625 23.0 | 240 8.8 | 395 14.6 | 564 20.8 | 201 7.4 | 385 14.2 | 42 1.5 |
| | 女性 | 3,256 100.0 | 9 0.3 | 15 0.5 | 19 0.6 | 91 2.8 | 88 2.7 | 651 20.0 | 251 7.7 | 469 14.4 | 777 23.9 | 302 9.3 | 517 15.9 | 67 2.1 |
| 友人・知人と会う頻度 | 毎日ある | 289 100.0 | 1 0.3 | 0 0.0 | 0 0.0 | 4 1.4 | 3 1.0 | 48 16.6 | 23 8.0 | 34 11.8 | 68 23.5 | 35 12.1 | 70 24.2 | 3 1.0 |
| | 週に何度かある | 1,353 100.0 | 2 0.1 | 2 0.1 | 7 0.5 | 32 2.4 | 23 1.7 | 227 16.8 | 106 7.8 | 184 13.6 | 369 27.3 | 151 11.2 | 238 17.6 | 12 0.9 |
| | 月に何度かある | 1,574 100.0 | 2 0.1 | 3 0.2 | 8 0.5 | 46 2.9 | 33 2.1 | 306 19.4 | 140 8.9 | 258 16.4 | 373 23.7 | 145 9.2 | 248 15.8 | 12 0.8 |
| | 年に何度かある | 1,335 100.0 | 5 0.4 | 7 0.5 | 9 0.7 | 45 3.4 | 47 3.5 | 291 21.8 | 127 9.5 | 209 15.7 | 311 23.3 | 103 7.7 | 159 11.9 | 22 1.6 |
| | ほとんどない | 1,315 100.0 | 18 1.4 | 11 0.8 | 23 1.7 | 73 5.6 | 72 5.5 | 391 29.7 | 89 6.8 | 171 13.0 | 214 16.3 | 63 4.8 | 173 13.2 | 17 1.3 |

●日常生活圏域によって地域との関わり・幸福度に差がみられる。

- 地域住民の有志による活動への参加者としての参加意向について、「中央部南西地区」と「中央部地区」では「参加したくない」、その他の5地区では「参加してもよい」が最も割合が高くなっています。一方で、企画・運営としての参加意向について、日常生活圏域別による大きな差はみられません。(ニーズ調査)

| | 合計 | 問30 地域住民の有志による活動に、参加者として参加したいか | | | | | |
|--------|----------------|--------------------------------|---------------|---------------|-------------|------------|-----------|
| | | 是非参加したい | 参加してもよい | 参加したくない | 既に参加している | 無回答 | |
| 全体 | 5,977 100.0 | 375 6.3 | 2,621 43.9 | 2,573 43.0 | 217 3.6 | 191 3.2 | |
| 日常生活圏域 | 西部西地区 | 1,070 100.0 | 69 6.4 | 504 47.1 | 424 39.6 | 40 3.7 | 33 3.1 |
| | 西部東地区 | 972 100.0 | 71 7.3 | 425 43.7 | 413 42.5 | 36 3.7 | 27 2.8 |
| | 中央部北西地区 | 951 100.0 | 50 5.3 | 420 44.2 | 416 43.7 | 36 3.8 | 29 3.0 |
| | 中央部南西地区 | 667 100.0 | 43 6.4 | 270 40.5 | 314 47.1 | 16 2.4 | 24 3.6 |
| | 中央部地区 | 683 100.0 | 39 5.7 | 280 41.0 | 313 45.8 | 18 2.6 | 33 4.8 |
| | 中央部東地区 | 942 100.0 | 57 6.1 | 408 43.3 | 406 43.1 | 44 4.7 | 27 2.9 |
| | 東部地区 | 683 100.0 | 45 6.6 | 309 45.2 | 284 41.6 | 27 4.0 | 18 2.6 |

| | 合計 | 問31 地域住民の有志による活動に、企画・運営として参加してみたいか | | | | | |
|--------|----------------|------------------------------------|---------------|---------------|-------------|------------|-----------|
| | | 是非参加したい | 参加してもよい | 参加したくない | 既に参加している | 無回答 | |
| 全体 | 5,977 100.0 | 150 2.5 | 1,671 28.0 | 3,771 63.1 | 162 2.7 | 223 3.7 | |
| 日常生活圏域 | 西部西地区 | 1,070 100.0 | 23 2.1 | 331 30.9 | 643 60.1 | 35 3.3 | 38 3.6 |
| | 西部東地区 | 972 100.0 | 23 2.4 | 283 29.1 | 621 63.9 | 21 2.2 | 24 2.5 |
| | 中央部北西地区 | 951 100.0 | 22 2.3 | 240 25.2 | 622 65.4 | 28 2.9 | 39 4.1 |
| | 中央部南西地区 | 667 100.0 | 16 2.4 | 171 25.6 | 433 64.9 | 21 3.1 | 26 3.9 |
| | 中央部地区 | 683 100.0 | 17 2.5 | 179 26.2 | 435 63.7 | 14 2.0 | 38 5.6 |
| | 中央部東地区 | 942 100.0 | 27 2.9 | 264 28.0 | 593 63.0 | 26 2.8 | 32 3.4 |
| | 東部地区 | 683 100.0 | 21 3.1 | 199 29.1 | 420 61.5 | 17 2.5 | 26 3.8 |

- 日常生活圏域での地域とのつながりについて、「西部西地区」と「中央部南西地区」、「中央部東地区」では「あまり感じない」、その他の4地区では「たまに感じる」が最も割合が高くなっていますが、「中央部東地区」で5.6ポイントの差がみられるほかは大きな差はみられません。(ニーズ調査)

| | 合計 | 問50 居住地域で「地域とのつながり」を感じるか | | | | | | |
|--------|----------------|--------------------------|---------------|---------------|--------------|------------|------------|-----------|
| | | よく感じる | たまに感じる | あまり感じない | 今まで感じたこととはない | 必要と思わない | 無回答 | |
| 全体 | 5,977 100.0 | 757 12.7 | 2,086 34.9 | 2,084 34.9 | 604 10.1 | 109 1.8 | 337 5.6 | |
| 日常生活圏域 | 西部西地区 | 1,070 100.0 | 127 11.9 | 382 35.7 | 392 36.6 | 84 7.9 | 16 1.5 | 69 6.4 |
| | 西部東地区 | 972 100.0 | 135 13.9 | 351 36.1 | 334 34.4 | 83 8.5 | 17 1.7 | 52 5.3 |
| | 中央部北西地区 | 951 100.0 | 123 12.9 | 356 37.4 | 309 32.5 | 97 10.2 | 17 1.8 | 49 5.2 |
| | 中央部南西地区 | 667 100.0 | 86 12.9 | 204 30.6 | 229 34.3 | 88 13.2 | 14 2.1 | 46 6.9 |
| | 中央部地区 | 683 100.0 | 94 13.8 | 237 34.7 | 208 30.5 | 85 12.4 | 18 2.6 | 41 6.0 |
| | 中央部東地区 | 942 100.0 | 106 11.3 | 311 33.0 | 364 38.6 | 97 10.3 | 17 1.8 | 47 5.0 |
| | 東部地区 | 683 100.0 | 85 12.4 | 244 35.7 | 243 35.6 | 69 10.1 | 9 1.3 | 33 4.8 |

- 幸福度について、「西部西地区」と「中央部南西地区」、「東部地区」では「5点」、その他の4地区では「8点」が最も割合が高くなっています。(ニーズ調査)

| | | 合計 | 問41 現在どの程度幸せか | | | | | | | | | | | 無回答 |
|--------|---------|----------------|---------------|-----------|-----------|------------|------------|---------------|------------|-------------|---------------|------------|-------------|------------|
| | | | 0点 | 1点 | 2点 | 3点 | 4点 | 5点 | 6点 | 7点 | 8点 | 9点 | 10点 | |
| 全体 | | 5,977 100.0 | 29 0.5 | 25 0.4 | 48 0.8 | 202 3.4 | 180 3.0 | 1,280 21.4 | 491 8.2 | 865 14.5 | 1,341 22.4 | 503 8.4 | 903 15.1 | 110 1.8 |
| 日常生活圏域 | 西部西地区 | 1,070 100.0 | 5 0.5 | 5 0.5 | 6 0.6 | 32 3.0 | 28 2.6 | 248 23.2 | 84 7.9 | 147 13.7 | 219 20.5 | 106 9.9 | 166 15.5 | 24 2.2 |
| | 西部東地区 | 972 100.0 | 2 0.2 | 3 0.3 | 6 0.6 | 24 2.5 | 24 2.5 | 189 19.4 | 64 6.6 | 138 14.2 | 276 28.4 | 91 9.4 | 136 14.0 | 19 2.0 |
| | 中央部北西地区 | 951 100.0 | 5 0.5 | 4 0.4 | 5 0.5 | 37 3.9 | 29 3.0 | 190 20.0 | 77 8.1 | 152 16.0 | 216 22.7 | 71 7.5 | 150 15.8 | 15 1.6 |
| | 中央部南西地区 | 667 100.0 | 5 0.7 | 4 0.6 | 10 1.5 | 32 4.8 | 23 3.4 | 158 23.7 | 68 10.2 | 79 11.8 | 133 19.9 | 39 5.8 | 104 15.6 | 12 1.8 |
| | 中央部地区 | 683 100.0 | 6 0.9 | 2 0.3 | 7 1.0 | 23 3.4 | 24 3.5 | 141 20.6 | 60 8.8 | 87 12.7 | 154 22.5 | 62 9.1 | 104 15.2 | 13 1.9 |
| | 中央部東地区 | 942 100.0 | 6 0.6 | 5 0.5 | 11 1.2 | 27 2.9 | 29 3.1 | 205 21.8 | 80 8.5 | 141 15.0 | 207 22.0 | 80 8.5 | 139 14.8 | 12 1.3 |
| | 東部地区 | 683 100.0 | 0 0.0 | 2 0.3 | 3 0.4 | 26 3.8 | 22 3.2 | 145 21.2 | 58 8.5 | 120 17.6 | 136 19.9 | 54 7.9 | 103 15.1 | 14 2.0 |

●家族や友人・知人以外の相談相手として「そのような人はいない」が最も高い割合となっている。

- 家族や友人・知人以外の相談相手について、「80～84歳」以下と「100歳以上」では「そのような人はいない」、「85～89歳」から「95～99歳」にかけてでは「地域包括支援センター」が最も割合が高くなっています。
- なお、「85～89歳」から「95～99歳」にかけて「そのような人はいない」が20%以上となっており、各年齢層において家族や友人・知人以外で相談できる機関を整える必要があります。(ニーズ調査)

| | | 合計 | 問36 家族や友人・知人以外で何かあったときに相談する相手 | | | | | | | | | | 無回答 |
|-----|--------|----------------|-------------------------------|------------|-------------|------------|---------------|-------------|-------------|------------|---------------|------------|-----|
| | | | 自治会・町内会・老人クラブ | 社会福祉協議会 | 民生委員 | ケアマネジャー | 医師・歯科医師・看護師 | 地域包括支援センター | 市役所 | その他 | そのような人はいない | | |
| 全体 | | 5,977 100.0 | 398 6.7 | 200 3.3 | 687 11.5 | 316 5.3 | 1,182 19.8 | 962 16.1 | 845 14.1 | 213 3.6 | 2,588 43.3 | 408 6.8 | |
| 年齢層 | 65～69歳 | 1,417 100.0 | 40 2.8 | 35 2.5 | 68 4.8 | 45 3.2 | 267 18.8 | 128 9.0 | 175 12.4 | 61 4.3 | 801 56.5 | 63 4.4 | |
| | 70～74歳 | 1,887 100.0 | 107 5.7 | 63 3.3 | 177 9.4 | 71 3.8 | 387 20.5 | 258 13.7 | 278 14.7 | 60 3.2 | 894 47.4 | 111 5.9 | |
| | 75～79歳 | 1,212 100.0 | 105 8.7 | 43 3.5 | 145 12.0 | 60 5.0 | 226 18.6 | 215 17.7 | 184 15.2 | 39 3.2 | 485 40.0 | 91 7.5 | |
| | 80～84歳 | 864 100.0 | 83 9.6 | 28 3.2 | 156 18.1 | 77 8.9 | 177 20.5 | 195 22.6 | 134 15.5 | 25 2.9 | 263 30.4 | 85 9.8 | |
| | 85～89歳 | 422 100.0 | 47 11.1 | 21 5.0 | 99 23.5 | 41 9.7 | 91 21.6 | 114 27.0 | 58 13.7 | 19 4.5 | 101 23.9 | 41 9.7 | |
| | 90～94歳 | 141 100.0 | 14 9.9 | 8 5.7 | 33 23.4 | 21 14.9 | 27 19.1 | 42 29.8 | 12 8.5 | 7 5.0 | 33 23.4 | 14 9.9 | |
| | 95～99歳 | 24 100.0 | 2 8.3 | 2 8.3 | 8 33.3 | 0 0.0 | 3 12.5 | 9 37.5 | 3 12.5 | 2 8.3 | 5 20.8 | 3 12.5 | |
| | 100歳以上 | 1 100.0 | 0 0.0 | 0 0.0 | 0 0.0 | 0 0.0 | 0 0.0 | 0 0.0 | 0 0.0 | 0 0.0 | 1 100.0 | 0 0.0 | |

④要介護リスクの傾向

本項目は、厚生労働省が示した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 実施の手引き」における分析項目のうち、一般的な集計とは異なる方法で分析する項目の傾向分析を行ったものです。

分析対象は、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の回答者です。

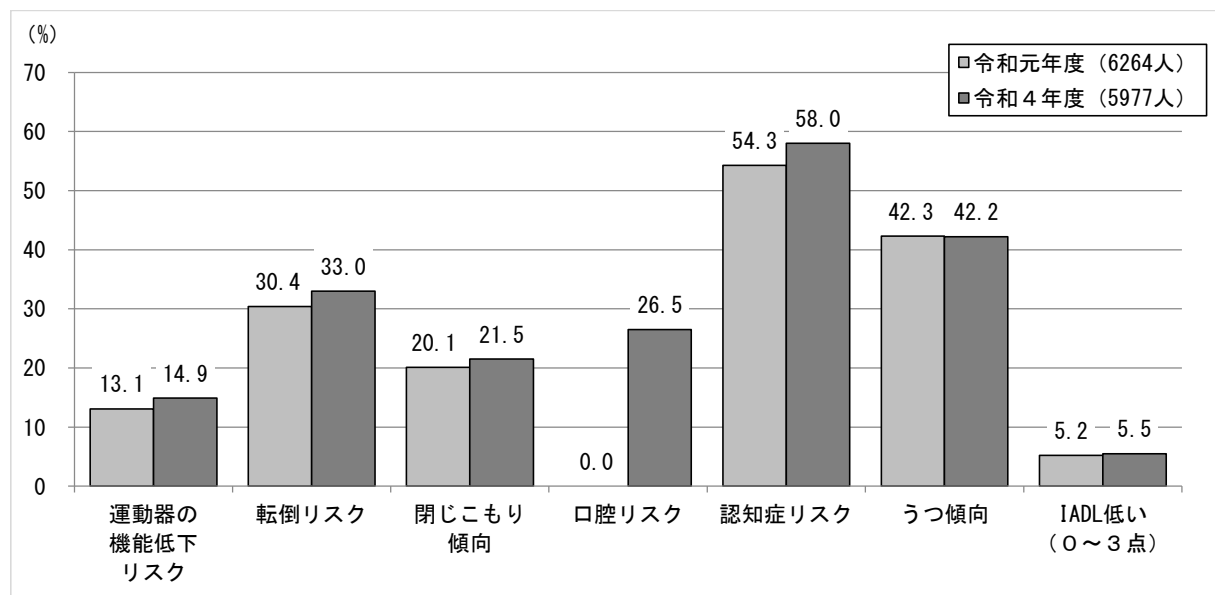
●一般高齢者の 58.0%に「認知症リスク」、42.2%に「うつ傾向」がみられる。

○ 最も割合が高い項目は「認知症リスク」で 58.0%となっており、一般高齢者の半数以上が該当しています。次いで、「うつ傾向」が 42.2%と高い割合となっています。

また、「転倒リスク」が 33.0%となっているほか、「口腔リスク」が 26.5%となっており、各分野において予防の取組が必要と考えられます。

これを、前回（令和元年度）調査と比較すると、「口腔リスク」と「うつ傾向」を除く 5 項目で該当者の割合が上昇しています。

特に、「認知症リスク」が 54.3%から 58.0%（+3.7 ポイント）、「転倒リスク」が 30.4%から 33.0%（+2.6 ポイント）と上昇しています。



※口腔リスクは今回のみ集計

3 第8期計画の事業実績・施策評価の総括

本資料は、現行の「苫小牧市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」に記載されている保健福祉分野の施策状況を担当職員が自己評価した内容を整理したものです。

評価の区分は

A＝予定以上 B＝予定通り C＝予定未滿 D＝その他（事業・制度の廃止等）

の4区分に分けて評価しています。

【基本目標1】自立支援・介護予防等による健康な暮らしの実現

○29項目のうち、A評価が8項目、B評価が21項目となっています。

○「各種がん検診の実施と普及啓発」については、受診対象者へハガキや市のHP等を活用して受診勧奨を実施し、胃・肺・大腸がん検診の受診者数が前年度より増加しました。

○「一般介護予防事業」については、地域における住民主体の介護予防活動に対する支援、活動の担い手の育成を行い、多くの高齢者の活動につながっています。このうち、令和2年度から実施しているシルバーリハビリ体操指導士養成講座は、令和3年度及び令和4年度で38名の指導士を養成し、累計57名の指導士を養成しました。

○「ふれあいサロンの推進」について、コロナの影響でサロン活動が難しかった中でも、サロン通信を発行し、サロンの運営についての情報を継続的に発信しました。また、屋外での交流事業にも着手するなど、ふれあいサロンの事業推進を行いました。

| | 具体的な施策、施策・事業名 | 担当課等 | 評価 |
|-----|-----------------------|----------------|----|
| 001 | 各種がん検診の実施と普及啓発 | 健康支援課 | A |
| 002 | 肝炎ウイルス検診 | 健康支援課 | A |
| 003 | ピロリ菌検査・除菌の推進 | 健康支援課 | B |
| 004 | 受動喫煙防止対策の推進 | 健康支援課 | B |
| 005 | 特定健康診査・特定保健指導の実施と普及啓発 | 保険年金課 健康支援課 | B |
| 006 | 各種ドック助成事業 | 保険年金課 | A |
| 007 | 糖尿病性腎症等の重症化予防事業 | 保険年金課 健康支援課 | A |
| 008 | ヘルスプロモーション事業 | 健康支援課 | B |
| 009 | 歯周病検診 | 健康支援課 | A |
| 010 | こころの体温計及びこころの相談窓口の普及 | 健康支援課 | A |
| 011 | ゲートキーパー養成講座 | 健康支援課 | A |
| 012 | こころの相談日 | 健康支援課 | B |
| 013 | 介護予防・生活支援サービス事業 | 介護福祉課 | B |
| 014 | 一般介護予防事業 | 介護福祉課 | B |
| 015 | 地域自立生活支援事業 | 介護福祉課 | B |
| 016 | ふれあい収集 | ゼロゴミ推進課 | B |
| 017 | 高齢者の学びの支援と学習機会の充実 | 生涯学習課 | B |
| 018 | 車いすの貸出し | 社会福祉協議会 | B |
| 019 | 緊急通報システム設置事業 | 総合福祉課 | B |
| 020 | ふれあいコール事業 | 総合福祉課 | B |
| 021 | 愛の一声運動 | 社会福祉協議会 | B |
| 022 | 老人クラブ活動の支援 | 総合福祉課 | B |
| 023 | 高齢者交通費助成事業 | 総合福祉課 | B |
| 024 | 高齢者支援事業 | 総合福祉課 | B |
| 025 | 高齢者福祉センターの利用促進 | 総合福祉課 | B |
| 026 | 雪かきボランティア事業 | 総合福祉課 | B |
| 027 | ふれあいサロンの推進 | 社会福祉協議会 | A |
| 028 | 高齢者の雇用に関する啓発 | 工業・雇用振興課 | B |
| 029 | シルバー人材センターの支援 | 工業・雇用振興課 | B |

【基本目標 2】安心と信頼の介護保険制度の推進

- 11 項目すべてがB評価となっています。
- 「地域密着型サービス事業所等への指導・支援」について、令和3年度は25か所、令和4年度は28か所の事業所に対して実地指導を実施しました。また、新型コロナウイルス感染症の流行のため、令和3年度は書面、令和4年度はオンラインでの講義形式による集団指導を実施しました。
- 「介護職員就業支援事業」については、介護人材確保支援事業により、令和3年度15人、令和4年度21人の就業希望者に対して事業所のマッチングを実施しました。
- 「家族介護者リフレッシュ事業」については、新型コロナウイルス感染症の流行のため、令和3年度は事業を中止したものの、過去の参加者を対象に介護の現状を把握するためのアンケート調査を実施しました。なお、令和4年度は計画通り、実施しました。
- 「社会福祉法人介護サービス利用者負担軽減事業」と「民間等介護サービス利用者負担軽減事業」について、低所得者で生計の維持が困難な利用者に対して利用者負担額の一部を助成しました。（それぞれ、令和4年度の対象者数は322人、199人）
- 「介護給付等費用適正化事業」については、令和3年度及び令和4年度に、適正化の主要5事業をすべて実施しました。このうち、ケアプラン点検について、令和3年度より書面での点検ではなく面談形式での点検とし、より効果的な実施に努めました。

| | 具体的な施策、施策・事業名 | 担当課等 | 評価 |
|-----|-------------------------|---------|----|
| 001 | 地域密着型サービス事業所等への指導・支援 | 介護福祉課 | B |
| 002 | 利用者等への情報提供の充実 | 介護福祉課 | B |
| 003 | 介護職員就業支援事業 | 介護福祉課 | B |
| 004 | 介護現場の業務効率化 | 介護福祉課 | B |
| 005 | 在宅介護用品等支給事業 | 介護福祉課 | B |
| 006 | 在宅寝たきり高齢者等訪問理美容サービス助成事業 | 総合福祉課 | B |
| 007 | 家族介護支援事業 | 介護福祉課 | B |
| 008 | 家族介護者リフレッシュ事業 | 社会福祉協議会 | B |
| 009 | 社会福祉法人介護サービス利用者負担軽減事業 | 介護福祉課 | B |
| 010 | 民間等介護サービス利用者負担軽減事業 | 介護福祉課 | B |
| 011 | 介護給付等費用適正化事業 | 介護福祉課 | B |

【基本目標3】地域における包括的支援体制づくり

- 14項目すべてがB評価となっています。
- 「地域包括支援センター運営協議会の実施」について、令和3年度・令和4年度ともに2回開催しました。また、「地域ケア会議の実施」については、個別会議や圏域会議など、テーマに沿って会議を開催しました。
- 「高齢者見守り活動の推進」について、令和3年度以降、新たに4事業者と見守り協定を締結しました。
- 「認知症サポーター養成講座」について、新型コロナウイルス感染症により評価指標を下回りましたが、講座は令和3年度に38回開催して1,729人、令和4年度に43回開催して1,802人の認知症サポーターを養成しました。また、累計30,446人となり3万人に到達しました。
- 「認知症施策総合推進事業」のうち、認知症ケアパスについて、令和3年度に改訂し、認知症の人の家族や地域住民のほか、関係機関、町内会、老人クラブ等に配付し、認知症に関する普及啓発や相談窓口の周知を行いました。また、認知症初期集中支援チームを市内7か所に配置し、令和3年度に34件、令和4年度に28件の支援を行いました。
- 「在宅医療・介護連携推進事業」について、とまこまい医療介護連携センターを配置し、医療と介護の橋渡し役として、地域の医療・介護関係者や住民から相談を受け、連絡調整や情報提供の支援を行いました。

| | 具体的な施策、施策・事業名 | 担当課等 | 評価 |
|-----|--------------------|-----------------|----|
| 001 | 地域包括支援センター運営協議会の実施 | 介護福祉課 | B |
| 002 | 地域ケア会議の実施 | 介護福祉課 | B |
| 003 | 地域福祉の推進 | 総合福祉課 | B |
| 004 | 高齢者世帯調査 | 総合福祉課 | B |
| 005 | 高齢者見守り活動の推進 | 総合福祉課 | B |
| 006 | 認知症サポーター養成講座 | 介護福祉課 | B |
| 007 | あいサポート運動 | 障がい福祉課 | B |
| 008 | 認知症施策総合推進事業 | 介護福祉課 | B |
| 009 | 生活支援体制整備事業 | 介護福祉課 | B |
| 010 | 成年後見制度の活用促進 | 総合福祉課 | B |
| 011 | 成年後見制度利用支援事業 | 障がい福祉課 介護福祉課 | B |
| 012 | 日常生活自立支援事業の推進 | 社会福祉協議会 | B |
| 013 | 在宅医療・介護連携推進事業 | 介護福祉課 | B |
| 014 | 高齢者虐待防止等の推進 | 介護福祉課 | B |

【基本目標4】安心して暮らせる生活環境の整備

- 11項目のうち、A評価が1項目、B評価が10項目となっています。
- 「交通手段の確保」について、デマンド型コミュニティバスを予定通り運行して、地域住民の移動手段を確保することができました。また、利用者アンケートによると継続希望や必要不可欠との回答が多いため、運行の継続が決定しました。
- 「公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進」について、公園のトイレ改修や、公共施設にスロープ・手すり等の設置を行いました。
- 「避難行動要支援者支援体制の確立支援」について、名簿の更新・管理を行いました。また、避難行動要支援者協定を締結している一部町内会において、市、社会福祉協議会、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、民生委員、町内会など多くの機関が関わりを持ち、避難行動要支援者名簿を活用した見守り体制の構築に取り組みました。
- 「介護施設等の災害対策」について、地域密着型サービス事業所等における非常災害時の対応マニュアル・BCPの策定への指導・助言を行いました。
- 「介護施設等の感染症対策」について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対し、情報提供や指導・助言、市内事業所への市独自の支援金支給など、感染対策の体制整備等を進めました。

| 具体的な施策、施策・事業名 | | 担当課等 | 評価 |
|---------------|-----------------------------|---------------------|----|
| 001 | 交通手段の確保 | まちづくり推進課 | B |
| 002 | 公共的施設の整備 | 障がい福祉課 | B |
| 003 | 社会資本整備総合交付金事業 | 道路建設課 道路維持課 | B |
| 004 | 公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進 | 緑地公園課 建築課 設備課 | A |
| 005 | 高齢者住宅等の確保 | 総合福祉課 介護福祉課 | B |
| 006 | 公営住宅の安全対策 | 住宅課 | B |
| 007 | 避難行動要支援者支援体制の確立支援 | 危機管理室 | B |
| 008 | 防災行政無線整備事業 | 危機管理室 | B |
| 009 | 介護施設等の災害対策 | 介護福祉課 | B |
| 010 | 防災備蓄品整備事業 | 危機管理室 | B |
| 011 | 介護施設等の感染症対策 | 介護福祉課 | B |

4 介護給付等実績の検証

本資料は、厚生労働省が運営する「地域包括ケア『見える化』システム」から、現行の「苫小牧市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」で定めているサービス利用者数、給付費について、計画値と実績値を検証するものです。

(1) サービス利用者数

①施設サービス

施設サービス利用者数について、全体では令和3年度、令和4年度ともに計画値を下回り、それぞれ97.7%、95.0%となっています。

このうち、「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」については、令和3年度は計画値を上回る実績となっていますが、令和4年度に利用者数が減少しています。

また、「介護医療院」及び「介護療養型医療施設」については、介護療養型医療施設から介護医療院への転換の影響により、数値の変動はあるものの、概ね計画どおりの実績となっています。

②居住系サービス

居住系サービス利用者数について、全体では令和3年度、令和4年度ともに計画値を下回る実績となっています。

このうち、「特定施設入居者生活介護」については、令和4年度に前年度から利用人数が増えましたが、計画値より低い伸びとなっています。

また、「認知症対応型共同生活介護」については、令和3年度、令和4年度ともに計画値を下回る実績となっていますが、令和4年度に利用者数が増加しています。

③在宅サービス

在宅サービスの利用者数について、令和3年度、令和4年度ともに計画値を10%以上上回るサービスは、「居宅療養管理指導」のみとなっています。

また、2か年とも計画値を10%以上下回るサービスは、「短期入所生活介護」のみとなっています。

なお、「認知症対応型通所介護」では、令和3年度は計画値を上回る実績となっていますが、令和4年度に利用者数が減少しており、令和3年度が122.2%に対して、令和4年度は85.4%となっています。

| | | 実績値（単位：人） | | 計画値（単位：人） | | 対計画比 (実績値/計画値) | |
|----------|--------------------------|-----------|---------|-----------|--------|-------------------|--------|
| | | R3 | R4 | R3 | R4 | R3 | R4 |
| 施設サービス | 介護老人福祉施設 | 7,092 | 7,312 | 7,296 | 7,656 | 97.2% | 95.5% |
| | 地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護 | 1,077 | 1,035 | 1,044 | 1,044 | 103.2% | 99.1% |
| | 介護老人保健施設 | 5,473 | 5,175 | 5,628 | 5,628 | 97.2% | 92.0% |
| | 介護医療院 | 1,869 | 2,206 | 1,656 | 1,656 | 112.9% | 133.2% |
| | 介護療養型医療施設 | 322 | 12 | 576 | 576 | 55.9% | 2.1% |
| | 小計 | 15,826 | 15,740 | 16,200 | 16,560 | 97.7% | 95.0% |
| 居住系サービス | 特定施設入居者生活介護 | 4,923 | 5,057 | 4,980 | 5,136 | 98.9% | 98.5% |
| | 地域密着型特定施設入居者 生活介護 | 339 | 325 | 348 | 348 | 97.4% | 93.4% |
| | 認知症対応型共同生活介護 | 5,679 | 5,698 | 5,904 | 5,904 | 96.2% | 96.5% |
| | 小計 | 10,941 | 11,080 | 11,232 | 11,388 | 97.4% | 97.3% |
| 在宅サービス | 訪問介護 | 19,904 | 19,610 | 19,992 | 20,808 | 99.6% | 94.2% |
| | 訪問入浴介護 | 1,023 | 984 | 960 | 1,020 | 106.6% | 96.5% |
| | 訪問看護 | 6,646 | 7,294 | 6,276 | 6,564 | 105.9% | 111.1% |
| | 訪問リハビリテーション | 679 | 723 | 720 | 744 | 94.3% | 97.2% |
| | 居宅療養管理指導 | 7,641 | 8,141 | 6,840 | 7,140 | 111.7% | 114.0% |
| | 通所介護 | 12,204 | 12,500 | 13,140 | 13,644 | 92.9% | 91.6% |
| | 地域密着型通所介護 | 9,417 | 9,612 | 9,108 | 9,480 | 103.4% | 101.4% |
| | 通所リハビリテーション | 6,351 | 6,382 | 6,696 | 6,924 | 94.8% | 92.2% |
| | 短期入所生活介護 | 3,200 | 2,985 | 3,996 | 4,140 | 80.1% | 72.1% |
| | 短期入所療養介護（老健） | 170 | 178 | 156 | 156 | 109.0% | 114.1% |
| | 短期入所療養介護（病院等） | 0 | 0 | 0 | 0 | - | - |
| | 短期入所療養介護 （介護医療院） | 0 | 0 | 0 | 0 | - | - |
| | 福祉用具貸与 | 35,609 | 36,548 | 35,436 | 36,708 | 100.5% | 99.6% |
| | 特定福祉用具販売 | 759 | 761 | 780 | 804 | 97.3% | 94.7% |
| | 住宅改修 | 955 | 921 | 948 | 984 | 100.7% | 93.6% |
| | 定期巡回・随時対応型訪問介護 看護 | 522 | 494 | 552 | 564 | 94.6% | 87.6% |
| | 夜間対応型訪問介護 | 0 | 0 | 0 | 0 | - | - |
| | 認知症対応型通所介護 | 44 | 41 | 36 | 48 | 122.2% | 85.4% |
| | 小規模多機能型居宅介護 | 1,543 | 1,507 | 1,536 | 1,584 | 100.5% | 95.1% |
| | 看護小規模多機能型居宅介護 | 13 | 11 | 12 | 12 | 108.3% | 91.7% |
| | 介護予防支援・居宅介護支援 | 50,862 | 51,363 | 50,460 | 52,236 | 100.8% | 98.3% |
| 小計（延べ人数） | 157,542 | 160,055 | 157,644 | 163,560 | 99.9% | 97.9% | |

(2) 給付費

総給付費は、令和3年度、令和4年度ともに計画値を下回り、それぞれ98.3%、96.0%となっています。

①施設サービス

施設サービスの給付費について、全体では令和3年度、令和4年度ともに計画値を下回り、それぞれ99.4%、97.4%となっています。

このうち、「介護老人福祉施設」については、令和3年度、令和4年度ともに97.2%となっています。

「介護老人保健施設」については、令和3年度、令和4年度ともに計画値を下回り、それぞれ99.1%、93.3%となっています。

また、「介護医療院」及び「介護療養型医療施設」については介護療養型医療施設から介護医療院への転換の影響により、数値の変動はあるものの、概ね計画どおりの実績となっています。

②居住系サービス

居住系サービスの給付費について、全体では令和3年度は計画値を下回る実績となっていますが、令和4年度は計画値を上回り、それぞれ99.3%、101.1%となっています。

「特定施設入居者生活介護」については、令和3年度、令和4年度ともに計画値を上回り、それぞれ102.6%、105.8%となっています。

「地域密着型特定施設入居者生活介護」については、令和4年度は前年度から給付費が減少し、計画値を下回っています。

③在宅サービス

在宅サービスの給付費について、全体では令和3年度、令和4年度ともに計画値を下回り、それぞれ97.1%、92.7%となっています。

計画値を令和3年度、令和4年度ともに10%以上上回るサービスは、「短期入所療養介護（老健）」のみとなっています。

また、2か年とも計画値を10%以上下回るサービスは、「短期入所生活介護」と「認知症対応型通所介護」のみとなっています。

なお、「地域密着型通所介護」と「通所リハビリテーション」、「短期入所療養介護（老健）」については、令和4年度に利用者数が増加しましたが、給付費の実績は減少しているため、利用者の中に要介護度が軽度の方が多くなったとみられます。

| | 実績値（単位：円） | | 計画値（単位：円） | | 対計画比 (実績値/計画値) | | |
|----------------------|----------------------------|----------------|----------------|----------------|-------------------|---------------|--------|
| | R3 | R4 | R3 | R4 | R3 | R4 | |
| 施設サービス | 介護老人福祉施設 | 1,825,290,890 | 1,918,129,502 | 1,877,764,000 | 1,972,458,000 | 97.2% | 97.2% |
| | 地域密着型介護老人福祉施設 施設入所者生活介護 | 302,178,294 | 287,558,611 | 303,081,000 | 303,249,000 | 99.7% | 94.8% |
| | 介護老人保健施設 | 1,583,177,121 | 1,491,391,778 | 1,597,186,000 | 1,598,073,000 | 99.1% | 93.3% |
| | 介護医療院 | 706,557,378 | 823,961,080 | 605,316,000 | 605,651,000 | 116.7% | 136.0% |
| | 介護療養型医療施設 | 103,198,635 | 4,438,600 | 166,627,000 | 166,719,000 | 61.9% | 2.7% |
| | 小計 | 4,520,402,318 | 4,525,479,571 | 4,549,974,000 | 4,646,150,000 | 99.4% | 97.4% |
| | 居住系サービス | 特定施設入居者生活介護 | 721,266,479 | 766,993,684 | 702,795,000 | 725,135,000 | 102.6% |
| 地域密着型特定施設入居者 生活介護 | | 63,143,865 | 60,075,688 | 62,465,000 | 62,500,000 | 101.1% | 96.1% |
| 認知症対応型共同生活介護 | | 1,458,812,952 | 1,480,127,139 | 1,494,140,000 | 1,494,969,000 | 97.6% | 99.0% |
| 小計 | | 2,243,223,296 | 2,307,196,511 | 2,259,400,000 | 2,282,604,000 | 99.3% | 101.1% |
| 在宅サービス | | 訪問介護 | 1,396,283,263 | 1,391,749,326 | 1,419,970,000 | 1,486,049,000 | 98.3% |
| | 訪問入浴介護 | 58,091,800 | 55,331,022 | 56,490,000 | 59,951,000 | 102.8% | 92.3% |
| | 訪問看護 | 229,776,186 | 246,011,439 | 222,647,000 | 233,554,000 | 103.2% | 105.3% |
| | 訪問リハビリテーション | 24,778,084 | 25,689,256 | 24,118,000 | 24,986,000 | 102.7% | 102.8% |
| | 居宅療養管理指導 | 64,841,543 | 72,560,615 | 59,822,000 | 62,430,000 | 108.4% | 116.2% |
| | 通所介護 | 787,598,940 | 809,672,632 | 857,495,000 | 891,475,000 | 91.8% | 90.8% |
| | 地域密着型通所介護 | 575,537,249 | 559,133,084 | 596,538,000 | 622,375,000 | 96.5% | 89.8% |
| | 通所リハビリテーション | 344,991,909 | 342,710,591 | 350,991,000 | 363,322,000 | 98.3% | 94.3% |
| | 短期入所生活介護 | 354,769,676 | 303,038,817 | 458,620,000 | 477,024,000 | 77.4% | 63.5% |
| | 短期入所療養介護（老健） | 15,866,977 | 14,669,113 | 13,203,000 | 13,210,000 | 120.2% | 111.0% |
| | 短期入所療養介護（病院等） | 0 | 0 | 0 | 0 | - | - |
| | 短期入所療養介護 （介護医療院） | 0 | 0 | 0 | 0 | - | - |
| | 福祉用具貸与 | 381,431,700 | 389,342,337 | 357,341,000 | 371,685,000 | 106.7% | 104.8% |
| | 特定福祉用具販売 | 20,107,157 | 21,159,791 | 21,227,000 | 21,953,000 | 94.7% | 96.4% |
| | 住宅改修 | 53,084,016 | 55,634,930 | 52,960,000 | 55,074,000 | 100.2% | 101.0% |
| | 定期巡回・随時対応型訪問 介護看護 | 59,285,413 | 58,692,907 | 53,938,000 | 54,792,000 | 109.9% | 107.1% |
| | 夜間対応型訪問介護 | 0 | 0 | 0 | 0 | - | - |
| | 認知症対応型通所介護 | 2,175,921 | 2,325,771 | 2,572,000 | 3,413,000 | 84.6% | 68.1% |
| | 小規模多機能型居宅介護 | 270,790,372 | 257,076,322 | 278,790,000 | 286,502,000 | 97.1% | 89.7% |
| | 看護小規模多機能型居宅 介護 | 3,595,968 | 1,927,792 | 2,743,000 | 2,745,000 | 131.1% | 70.2% |
| 介護予防支援・居宅介護支援 | 641,037,876 | 648,970,210 | 614,372,000 | 636,917,000 | 104.3% | 101.9% | |
| 小計 | 5,284,044,050 | 5,255,695,955 | 5,443,837,000 | 5,667,457,000 | 97.1% | 92.7% | |
| 総給付費 | 12,047,669,664 | 12,088,372,037 | 12,253,211,000 | 12,596,211,000 | 98.3% | 96.0% | |

第3章 高齢者施策の将来ビジョン

1 高齢者等の将来見込み

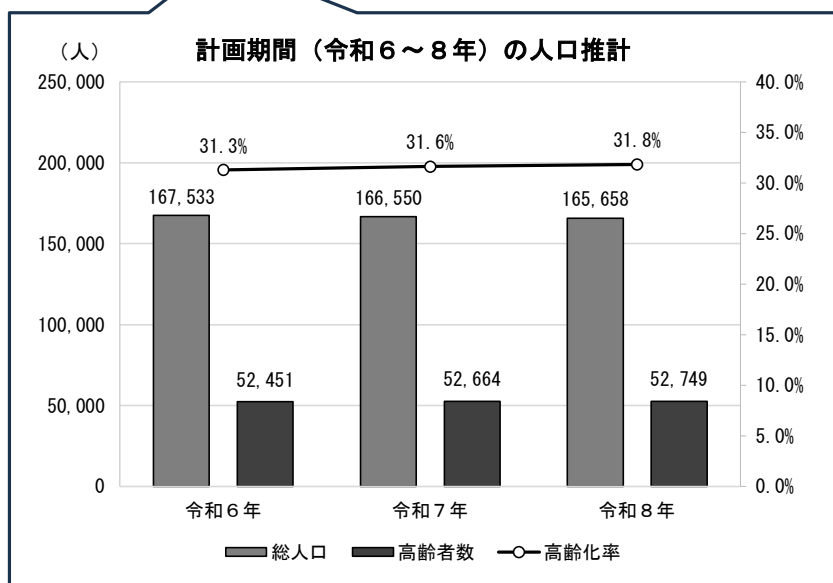
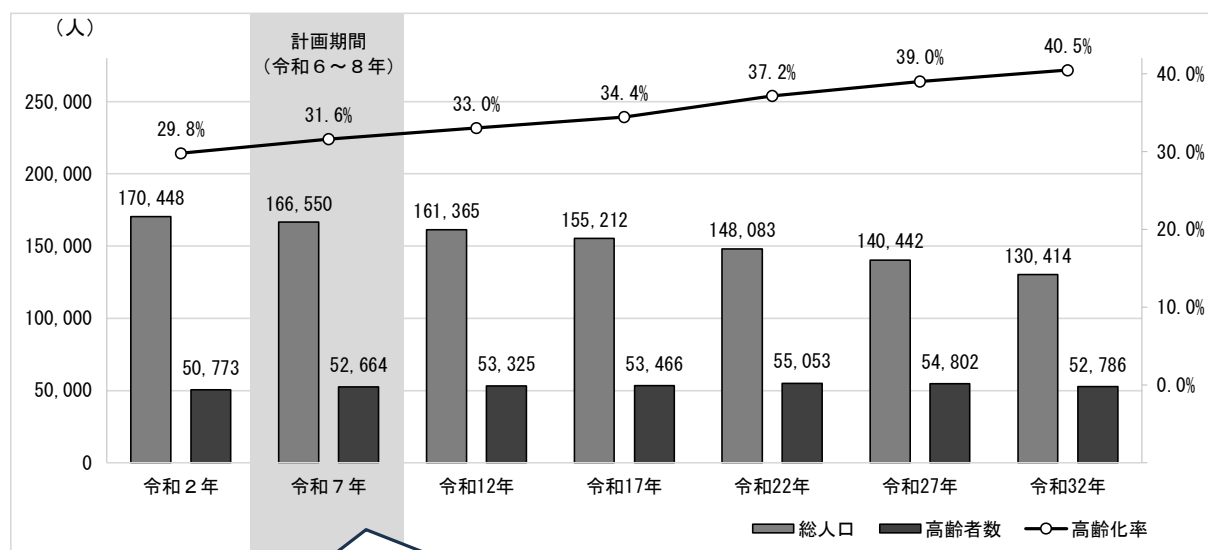
(1) 総人口、高齢者数等

計画期間（令和6年度～令和8年度）の人口推計は、「第2期 苫小牧市人口ビジョン及び総合戦略」（令和5年4月改定版）の5年ごとの推計値を基本に、住民基本台帳を基にしたコーホート変化率法による1年ごとの人口推計の推移を加味して以下のとおり算出しました。

総人口は、長期的に減少が続くとみられます。その一方で高齢者数の増加は続き、高齢化率の上昇も続くとみられます。

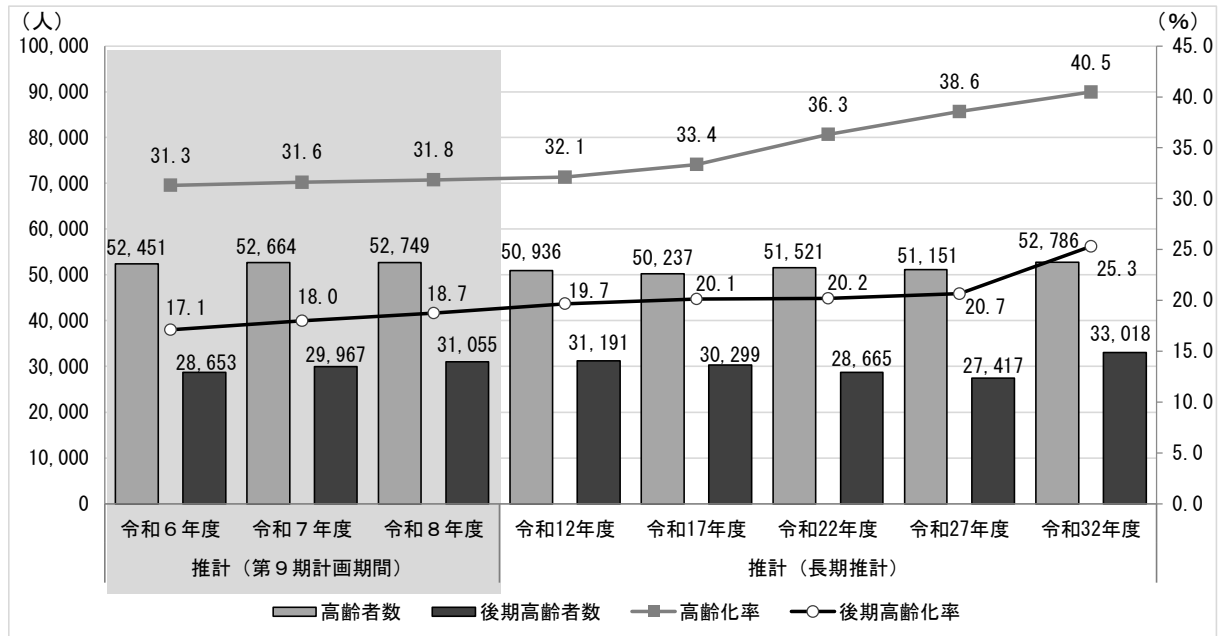
計画期間（令和6年度～令和8年度）の推計値は、最終年度の令和8年度には高齢者数が52,749人、高齢化率は31.8%を想定します。

「第2期 苫小牧市人口ビジョン及び総合戦略」（令和5年4月改定版）を基にした長期推計



※各年9月末時点

長期的な推計をみると、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和 22 年度には高齢者数は 51,521 人（高齢化率 36.3%）、後期高齢者数は 28,665 人（後期高齢化率 20.2%）、さらに団塊ジュニア世代が後期高齢者となる令和 32 年度には高齢者数が 52,786 人（高齢化率 40.5%）、後期高齢者数が 33,018 人（後期高齢化率 25.3%）になると見込まれます。

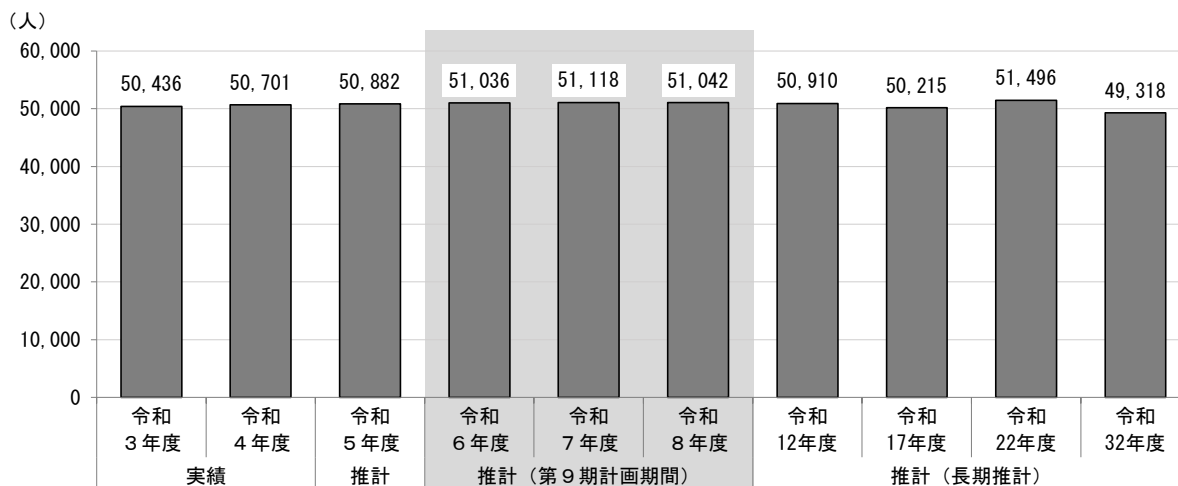


※人口ビジョンの推計値を基に住民基本台帳を基にしたコーホート変化率法で算出

(2) 第1号被保険者数

介護保険事業の主な対象者となる第1号被保険者数は、令和7年度に51,118人とピークを迎えた後は減少に転じ、計画期間最終年度の令和8年度には51,042人になると見込まれます。

また、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年度には51,496人、団塊ジュニア世代が後期高齢者となる令和32年度には49,318人になると見込まれます。

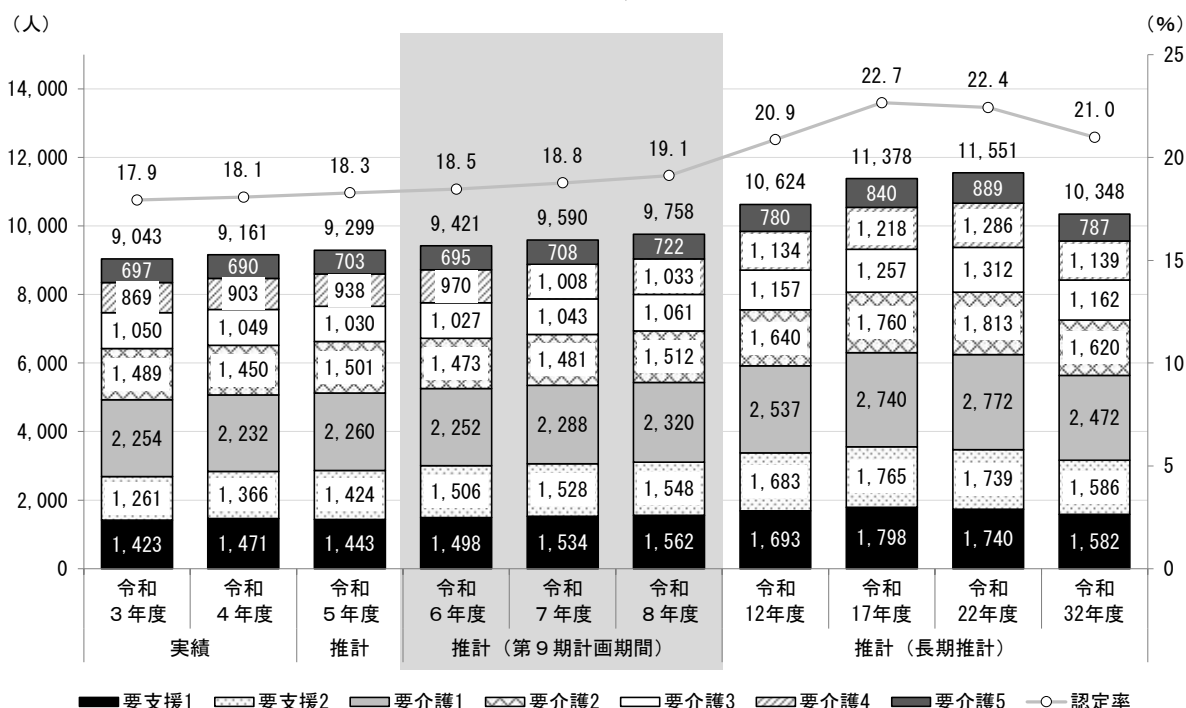


出典：「見える化システム」推計

(3) 要支援・要介護認定者数

第1号被保険者の要支援・要介護認定者数は、高齢化の進行、特に後期高齢者の増加に伴い増加が続き、計画期間最終年度の令和8年度には9,758人（認定率19.1%）になると見込まれます。

また、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年度には11,551人（22.4%）、団塊ジュニア世代が後期高齢者となる令和32年度には10,348人（21.0%）になると見込まれます。



出典：「見える化システム」推計

2 第9期計画における将来ビジョン

(1) 第9期計画に向けて

本市の統計分析、計画に向けて実施した各種アンケート調査結果の分析及び第8期計画の評価等を踏まえ、第9期計画に向けては、次に掲げる課題について検討を進め、本市における「地域包括ケアシステム」の実現に取り組む必要があると考えられます。

I 高齢化の進行に対応した自主的な健康づくり・介護予防の促進

総人口が減少している一方、高齢者数や要支援・要介護認定者数は増加傾向にあります。また、元気な高齢者の半数以上に認知症リスクがみられるほか、うつ傾向や転倒リスクも比較的高い割合となっています。このことから、住民が健康維持や介護予防に興味を持ち、自主的に活動を行えるよう支援する必要があります。

II 認知症になっても地域で暮らし続けられる支援体制の充実

今後、高齢化の進行に伴い、認知症高齢者も増加することが見込まれます。令和6年1月に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づき、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、地域住民が認知症を理解し、認知症の人と共に生活する社会を整備していくことが重要です。

III 地域の状況に応じた高齢者の支え合いの仕組みの充実

近年は地域のニーズや課題や複雑化・多様化しており、包括的な支援体制が求められています。そのため、地域が主体となってニーズや課題を把握し、地域の資源や住民とともに高齢者を支える仕組みの充実が必要です。

IV 家族介護者への支援

本市では、介護と仕事を両立している家族介護者が多くみられます。また、近年では全国的にヤングケアラーや老老介護等の問題も起きています。このことから、相談しやすい体制づくりを促進するとともに、家族介護者の介護負担を軽減する支援が求められます。

V 安定的なサービス基盤の整備

アンケート調査結果では、要介護状態に大きな変化がない場合、「自宅で暮らしたい」と希望する方が半数以上を占めています。高齢者の増加、ニーズの多様化に対応するため、安定的かつ継続的にサービスを供給できる体制整備が必要です。

VI 介護人材の確保・育成

市内の多くの事業所が介護人材の確保に苦慮しています。今後の更なる高齢化に対応するためにも、外国人介護人材の活用も含めた、介護人材の確保・育成に向けた取組をさらに進めていく必要があります。

VII 高齢者が安心して生活できる住環境の改善

日常生活圏域によっては、世帯数の1/4以上が高齢者独居世帯、1/7以上が高齢夫婦世帯となっています。支援を必要とする高齢者の増加が見込まれていることから、介護保険施設等を含めた多様な住居の確保や交通機関の整備に向けた取組が必要です。

(2) 施策体系図

これらの課題に対し、第8期計画の方向性を継承しながら、その取組をさらに深化させることを目的として次の基本理念を掲げるとともに、基本理念の実現に向けた課題解決のため、4つの基本目標を設定し、第9期計画における将来ビジョンの施策体系とします。

基本理念

いつまでも健康で生きがいを持ちながら
安心して暮らし続けられるための地域共生社会の実現

課題

I 高齢化の進行に対応した自主的な健康づくり・介護予防の促進

II 認知症になっても地域で暮らし続けられる支援体制の充実

III 地域の状況に応じた高齢者の支え合いの仕組みの充実

IV 家族介護者への支援

V 安定的なサービス基盤の整備

VI 介護人材の確保・育成

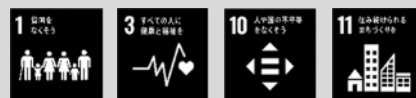
VII 高齢者が安心して生活できる住環境の改善

基本目標

1 自ら健康づくり、介護予防に取り組む暮らしの実現



2 住民や多様な主体による地域の支え合い体制の促進



3 介護保険事業の適正な運用・体制の整備



4 いつまでも地域で安心して暮らし続けられる生活環境の整備



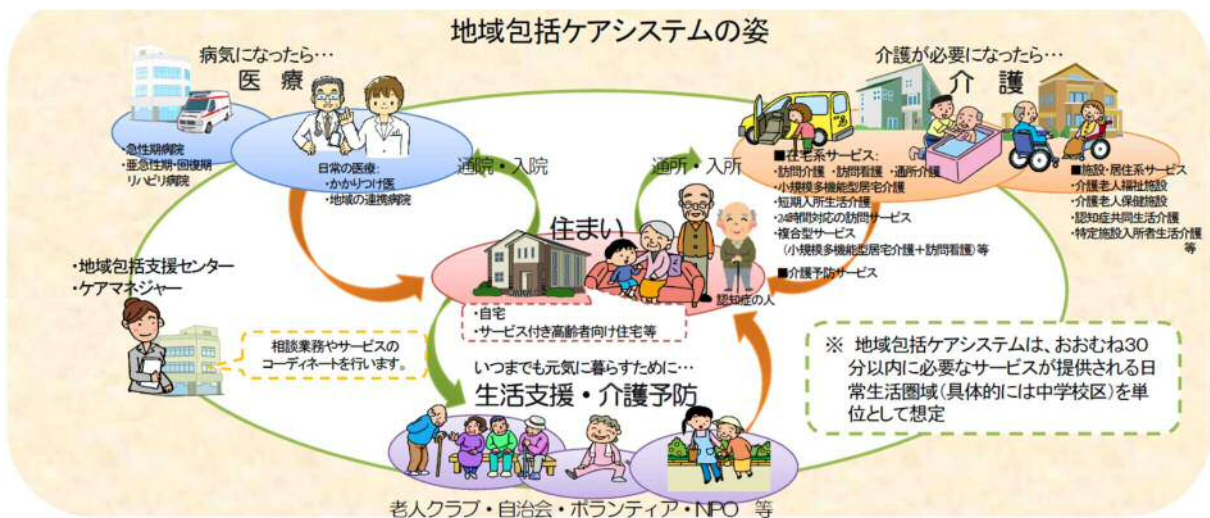
(3) 重点取組事項

地域の高齢者や家族を総合的に支援する、地域包括ケアシステムの充実・深化

「地域包括ケアシステム」は、高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を送れるよう、様々な機能を包括的・一体的に提供する仕組みです。「団塊の世代」が後期高齢者に到達する令和7年度（2025年度）に向けて、第5期計画から「地域包括ケアシステムの構築」が進められてきました。第8期では、「自立支援・介護予防等による健康な暮らしの実現」、「安心と信頼の介護保険制度の推進」、「地域における包括的支援体制づくり」、「安心して暮らせる生活環境の整備」の4項目を基本目標として取組を進めてきたところです。

今後、さらなる高齢化の進行による高齢者の増加や家族の多様化に伴い、課題が多様化・複雑化することが考えられます。

このことから、基本理念に掲げた「地域共生社会」の実現に向けて、多機関と連携した支援体制の整備及び連携ネットワークの充実を進めるだけでなく、高齢者が自主的に健康づくり・介護予防活動に取り組み、地域に参画していけるようなまちづくりを推進します。



出典：厚生労働省

(4) 具体的な施策等一覧

4つの各基本目標の推進に向け、次の具体的な施策等に取り組みます。

基本目標

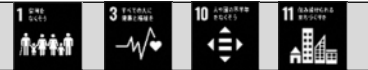
1 自ら健康づくり、介護予防に取り組む暮らしの実現



具体的な施策

| | | |
|---|---------|---|
| 01 各種がん検診の実施と普及啓発 | 【健康支援課】 | 13 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業 【保険年金課・介護福祉課・健康支援課】 |
| 02 肝炎ウイルス検診 | 【健康支援課】 | 14 在宅高齢者給食サービス |
| 03 ビロリ菌検査・除菌の推進 | 【健康支援課】 | 15 長寿社会のニーズに合わせた学びの支援 |
| 04 受動喫煙防止対策の推進 | 【健康支援課】 | 16 高齢者交通費助成事業 |
| 05 特定健康診査・特定保健指導の実施と普及啓発 【保険年金課・健康支援課】 | 【健康支援課】 | 17 訪問型サービス |
| 06 各種ドック助成事業 | 【保険年金課】 | 18 通所型サービス |
| 07 糖尿病性腎症等の重症化予防事業【保険年金課・健康支援課】 | 【健康支援課】 | 19 介護予防ケアマネジメント |
| 08 ヘルスプロモーション事業 | 【健康支援課】 | 【一般介護予防事業】 |
| 09 歯周病検診 | 【健康支援課】 | 20 介護予防把握事業 |
| 10 こころの体温計及びこころの相談窓口の普及 | 【健康支援課】 | 21 介護予防普及啓発事業 |
| 11 ゲートキーパー養成講座 | 【健康支援課】 | 22 地域介護予防活動支援事業 |
| 12 こころの相談日 | 【健康支援課】 | 23 地域リハビリテーション活動支援事業 |

2 住民や多様な主体による地域の支え合い体制の促進



具体的な施策

| | | | |
|----------------------------|---------|----------------------------|----------------|
| 01 認知症に関する普及啓発 | 【介護福祉課】 | 16 あいサポート運動 | 【障がい福祉課】 |
| 02 認知症初期集中支援推進事業 | 【介護福祉課】 | 17 愛の一声運動 | 【社会福祉協議会】 |
| 03 認知症地域支援推進員の配置 | 【介護福祉課】 | 18 ふれあいコール事業 | 【総合福祉課】 |
| 04 認知症カフェの実施 | 【介護福祉課】 | 19 ふれあい収集 | 【ゼロごみ推進課】 |
| 05 認知症サポーター等養成事業 | 【介護福祉課】 | 20 ふれあいサロンの推進 | 【社会福祉協議会】 |
| 06 認知症サポーター活動促進事業 | 【介護福祉課】 | 21 雪かきボランティア事業 | 【総合福祉課】 |
| 07 認知症高齢者等見守り SOS ネットワーク事業 | 【介護福祉課】 | 22 成年後見制度利用支援事業 | 【障がい福祉課・介護福祉課】 |
| 08 地域包括支援センター運営協議会の実施 | 【介護福祉課】 | 23 日常生活自立支援事業 | 【社会福祉協議会】 |
| 09 地域ケア会議推進事業 | 【介護福祉課】 | 24 在宅医療・介護連携推進事業 | 【介護福祉課】 |
| 10 生活支援体制整備事業 | 【介護福祉課】 | 25 高齢者虐待防止等の推進 | 【介護福祉課】 |
| 11 地域資源情報の一元管理 | 【介護福祉課】 | 26 家族介護支援事業 | 【介護福祉課】 |
| 12 重層的支援体制整備事業 | 【総合福祉課】 | 27 在宅介護用品等支給事業 | 【介護福祉課】 |
| 13 高齢者世帯調査 | 【総合福祉課】 | 28 在宅寝たきり高齢者等訪問理美容サービス助成事業 | 【総合福祉課】 |
| 14 高齢者支援事業 | 【総合福祉課】 | 29 家族介護者リフレッシュ事業 | 【社会福祉協議会】 |
| 15 高齢者等見守り活動事業 | 【総合福祉課】 | | |

3 介護保険事業の適正な運用・体制の整備



具体的な施策

| | | | |
|--------------------------|---------|------------------|------------|
| 01 地域密着型サービス事業所等への指導・支援 | 【介護福祉課】 | 06 介護給付等費用適正化事業 | 【介護福祉課】 |
| 02 利用者等への情報提供の充実 | 【介護福祉課】 | 07 介護職員就業支援事業 | 【介護福祉課】 |
| 03 介護現場の業務効率化 | 【介護福祉課】 | 08 高齢者の雇用に関する啓発 | 【工業・雇用振興課】 |
| 04 社会福祉法人介護サービス利用者負担軽減事業 | 【介護福祉課】 | 09 シルバー人材センターの支援 | 【工業・雇用振興課】 |
| 05 民間等介護サービス利用者負担軽減事業 | 【介護福祉課】 | | |

4 いつまでも地域で安心して暮らし続けられる生活環境の整備



具体的な施策

| | | | |
|--------------------------------|------------|----------------------|---------|
| 01 デマンド型コミュニティバス運行事業 | 【まちづくり推進課】 | 07 住宅改修支援助成事業 | 【介護福祉課】 |
| 02 車いすの貸出し | 【社会福祉協議会】 | 08 高齢者等緊急通報システム設置事業 | 【総合福祉室】 |
| 03 バリアフリー化事業 | 【障がい福祉課】 | 09 避難行動要支援者支援体制の確立支援 | 【危機管理室】 |
| 04 公共施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進 | 【緑地公園課】 | 10 防災備蓄品整備事業 | 【危機管理室】 |
| 05 高齢者住宅の確保 | 【介護福祉課】 | 11 介護施設等の災害対策 | 【介護福祉課】 |
| 06 公営住宅の安全対策 | 【住宅課】 | 12 介護施設等の感染症対策 | 【介護福祉課】 |

第4章 高齢者保健福祉施策の推進

【基本目標1】自ら健康づくり、介護予防に取り組む暮らしの実現

基本的な方向性

高齢者が自ら健康づくりや介護予防に取り組む暮らしの実現に向け、市民の健康寿命の延伸に向けた施策や、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を推進し、自立支援・介護予防・重度化防止の促進を図ります。

高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って暮らし続けられるよう、世代を超えた地域住民同士のつながりの醸成や、それぞれが主体的に活動できる地域づくりを進め、高齢者の社会参加を推進します。

成果指標

重点取組事項である「地域包括ケアシステムの充実・深化」に向けて、本計画では基本目標ごとに客観的な成果指標を設定し、最終年度の令和8年度に評価を実施します。

| 指標 | 指標の内容 | 現状値 | 目標 |
|---------------------|--|-------------------|----------------|
| 介護度の維持・改善率 | 年度における更新・区分変更審査結果のうち、介護度維持・改善者の割合 | 48.7% (R4年度実績) | 増加 (R7年度実績) |
| 地域活動等へ参加していない高齢者の割合 | ニーズ調査において、介護予防のための通いの場や収入ある仕事等への参加頻度で、「参加していない」の回答割合 | 62.9% | 減少 |

具体的な施策等

- がん検診や特定健康診査・特定保健指導、糖尿病性腎症等の重症化予防事業などを実施し、生活習慣病の予防や早期発見、重症化予防に取り組むとともに、市民の健康意識の向上を図ります。
- 介護予防・生活支援サービス事業では、要介護状態になることをできる限り防ぐこと、又はそのような状態になっても悪化を防止することにより、自立した生活が続けられるようになることを目的に、地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントに基づき、多様なサービスを組み合わせ、効果的かつ効率的な支援を進めていきます。また、住民等が主体となって行う訪問型・通所型サービスなど、多様な主体によるサービス提供に向けた体制づくりを推進します。
- 一般介護予防事業において、出前講座や講演会等の開催、リーフレットの配付等により、介護予防に関する知識や技術、自助・互助に取り組む必要性について普及啓発を行います。また、高齢者の社会参加が介護予防・自立支援につながるという視点を踏まえ、住民等が主体となって介護予防や自立支援に取り組む体制の整備、活動の担い手の育成を進めます。

| 事業NO | 施策・事業名 | 事業概要及び目的 | 担当課 |
|------|-----------------------|--|----------------|
| 01 | 各種がん検診の実施と普及啓発 | 胃、肺、大腸、子宮、乳がん検診を実施し、がんの早期発見と定期受診の普及啓発に取り組む。 | 健康支援課 |
| 02 | 肝炎ウイルス検診 | 肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及するとともに、肝炎の早期発見・早期治療につなげ、がん予防を図る。 | 健康支援課 |
| 03 | ピロリ菌検査・除菌の推進 | 胃がん、慢性胃炎及び胃・十二指腸潰瘍等の主な原因となるピロリ菌検査を実施する。 | 健康支援課 |
| 04 | 受動喫煙防止対策の推進 | 苫小牧市受動喫煙防止条例の普及・啓発を行い、受動喫煙防止対策への市民理解を促進する。また、受動喫煙防止対策に取り組む店舗や施設等への支援を行い、受動喫煙のないまちを目指す。 | 健康支援課 |
| 05 | 特定健康診査・特定保健指導の実施と普及啓発 | 40歳以上の国保加入者を対象に、生活習慣病予防を目的として特定健康診査を実施するとともに、必要な対象者に特定保健指導を行い、生活習慣改善のための自主的かつ継続的な取組の実施につなげる。 また、30歳以上の国保加入者や後期高齢者医療制度の加入者を対象に、人間ドックと同等の内容である「GOGO健診」を実施するほか、受診率向上を図るため、受診勧奨及び普及啓発に取り組む。 | 保険年金課 健康支援課 |
| 06 | 各種ドック助成事業 | 30歳以上の国保加入者へのPET/CTがん検診の助成及び30歳以上の国保加入者、後期高齢者医療制度加入者への脳ドックの助成を実施し、疾病の早期発見・早期治療につなげる。 | 保険年金課 |
| 07 | 糖尿病性腎症等の重症化予防事業 | 特定健康診査や医療のデータに基づき、かかりつけ医と連携しながら、未受診者への受診勧奨や生活習慣改善のための保健指導を行い、糖尿病性腎症等の重症化予防を図る。 | 保険年金課 健康支援課 |
| 08 | ヘルスプロモーション事業 | 市民が健康を意識し、能動的かつ継続的に健康づくりに取り組むため、各種健康教室を実施する。(指定管理者：(一財)ハスカッププラザ) | 健康支援課 |
| 09 | 歯周病検診 | 健康を維持し、食べる楽しみを継続できるよう歯の喪失予防のために実施する。 | 健康支援課 |
| 10 | こころの体温計及びこころの相談窓口の普及 | こころの体温計(心のセルフチェック)の利用を促進し、こころの相談窓口について普及啓発を行う。 | 健康支援課 |
| 11 | ゲートキーパー養成講座 | 市民や企業等を対象に、悩んでいる人に気づき、声をかけ、傾聴し、必要な支援につなげて見守る「ゲートキーパー」を育成し、自殺者の減少に寄与する。 | 健康支援課 |
| 12 | こころの相談日 | 相談しやすい環境を整え、保健師や精神保健福祉士等がこころの悩みや不安に関する相談に応じることで、相談者の不安等の解消を図る。 | 健康支援課 |

| 事業NO | 施策・事業名 | 事業概要及び目的 | 担当課 |
|------|-----------------------|---|-------------------------|
| 13 | 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業 | 健康・医療・福祉について一体的に実施する体制を構築し、老年期においても保健事業を実施することで、生活習慣病の重症化を防ぎ、要介護状態に陥ることを予防するために、個別相談や通いの場で健康教育等を行う。 | 保険年金課 介護福祉課 健康支援課 |
| 14 | 在宅高齢者給食サービス | おおむね65歳以上のひとり暮らしや夫婦のみの世帯で、心身及び生活環境上の理由等で調理が困難で栄養改善が必要である方に、栄養バランスの取れた給食を宅配し、安否を確認する。 | 介護福祉課 |
| 15 | 長寿社会のニーズに合わせた学びの支援 | 長生大学など高齢者の学習機会の充実・支援に努めるとともに、高齢者の知恵と経験を生かした世代間交流を促進する。 | 生涯学習課 |
| 16 | 高齢者交通費助成事業 | 満70歳以上の高齢者に対し、高齢者優待乗車証の交付及び月内に回数制限なく乗車できるフリーパスの販売を行い、交通費を助成する。 | 総合福祉課 |
| 17 | 訪問型サービス | 要支援者等の対象者に、訪問介護従前相当サービスや多様な主体によるサービスを通じて、身体介護や生活援助を行う。また、住民主体の活動団体など多様な主体によるサービスの担い手の発掘、実態把握により、サービス提供体制の整備を図る。 【取組項目】 ・訪問介護従前相当サービス ・訪問型サービスA ・訪問型サービスB ・訪問型サービスD | 介護福祉課 |
| 18 | 通所型サービス | 要支援者等の対象者に、通所介護従前相当のサービスや多様な主体によるサービスを通じて、生活機能向上のための機能訓練等を行う。また、住民主体の活動団体など多様な主体によるサービスの担い手の発掘、実態把握により、サービス提供体制の整備を図る。 【取組項目】 ・通所介護従前相当サービス ・通所型サービスA | 介護福祉課 |
| 19 | 介護予防ケアマネジメント | 要支援者等から依頼を受けて、介護予防及び日常生活支援を目的として、その人の心身の状態や環境等の状況に応じて、生活支援サービスが包括的、かつ適切に提供されるよう必要な援助を行う。 また、介護予防ケアマネジメントマニュアルの活用により、介護予防の目標を設定し、自ら実施・評価できる道筋を示す。 | 介護福祉課 |

| 事業NO | 施策・事業名 | 事業概要及び目的 | 担当課 |
|------|-------------------|--|-------|
| 20 | 介護予防把握事業 | 多様な課題を抱える又は閉じこもりがちで健康状態が把握できていない等、何らかの支援を要する高齢者の自宅を地域包括支援センター職員が訪問し、実態把握に努め、介護予防活動をはじめ必要な支援につなげる。 | 介護福祉課 |
| 21 | 介護予防普及啓発事業 | <p>○介護予防に関する普及啓発の実施 出前講座や講演会の開催、リーフレット配付等で、運動機能向上・口腔機能向上・栄養改善・認知機能向上等、介護予防に関する普及啓発等を実施する。</p> <p>また、65歳未満の人に対しても介護予防の大切さを啓発し、若い時期から介護予防・健康づくりに取り組めるよう働きかける。</p> <p>【取組項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防講演会 ・出前講座 ・リーフレットの配布 <p>○通いの場の拡充 高齢者一人ひとりが個々の健康状態や、興味・関心などに応じて、本人が居心地のよい通いの場を選択し参加できるよう、地域づくりの視点を持って多様な通いの場を拡充し、介護予防につなげる。</p> | 介護福祉課 |
| 22 | 地域介護予防活動支援事業 | <p>地域住民が主体となり、自助・互助の意識を持ちながら、体操や趣味の相手等コミュニケーションを通じて、地域貢献及び自らの介護予防・生きがいづくりに取り組む。</p> <p>【取組項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護支援いきいきポイント事業 ・シルバーリハビリ体操指導士の育成及び活動支援 | 介護福祉課 |
| 23 | 地域リハビリテーション活動支援事業 | 多様な専門職（リハビリテーション専門職、栄養士、歯科衛生士等）が介護事業所や地域の通いの場等へ技術的支援を行い、地域づくり支援の充実を図る。 | 介護福祉課 |

主な評価指標

| 指標 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--|----------------|---------|---------|
| 各種がん検診の平均受診率 | 22% (R9までの目標値) | | |
| 特定健康診査受診率 | 35.0% | 38.0% | 41.0% |
| 特定保健指導実施率 | 30.0% | 32.0% | 34.0% |
| 脳ドック受診者数 | 290人 | 290人 | 290人 |
| PET/CTがん検診受診者数 | 100人 | 100人 | 100人 |
| かかりつけ医と連携した保健指導の実施者数 | 3人 | 3人 | 3人 |
| 糖尿病未受診者等への受診勧奨後もなお未受診の者に対する訪問による個別の受診勧奨率 | 80% | 80% | 80% |
| こころの体温計アクセス数 | 25,000件 | 25,000件 | 25,000件 |
| 多様な通いの場の数（介護予防普及啓発事業） | 175か所 | 180か所 | 185か所 |
| シルバーリハビリ体操指導士数（累計） | 82人 | 97人 | 112人 |
| 専門職のリハビリテーション派遣回数（地域リハビリテーション活動支援事業） | 3件 | 5件 | 7件 |

【基本目標 2】住民や多様な主体による地域の支え合い体制の促進

基本的な方向性

認知症の人の意思が尊重され、できる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症に関する正しい知識や理解を深めるための普及・啓発の取組を進めるとともに、認知症の人や家族のニーズに合った具体的な支援につなげる仕組みの構築を進めていきます。

高齢者が住み慣れた地域で今後も暮らし続けるために、住民・地域全体で課題やニーズを把握し、住民や地域全体で高齢者を支える仕組みの充実に努めます。

また、家族介護者の介護負担を軽減できるよう、介護者同士の交流や介護用品支給事業など、在宅介護の継続を支援する取組を進めます。

成果指標

| 指標 | 指標の内容 | 現状値 | 目標 |
|---------------------|---|-------|----|
| 身近な方以外の相談先がない高齢者の割合 | ニーズ調査において、「家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手がいない」の回答割合 | 43.3% | 減少 |
| 認知症に関する相談窓口の認知度 | ニーズ調査において、「認知症に関する相談窓口を知っている」の回答割合 | 25.7% | 増加 |

具体的な施策等

- 認知症の人や家族の声を聴き、認知症の人が生きがいや希望を持って暮らすことができる地域づくりに取り組みます。
- 多様な主体による多様なサービスの提供体制を充実させるため、生活支援コーディネーターがボランティアの養成を行い、地域の支え合い体制の構築等に取り組みます。
- ひとり暮らしの高齢者等が地域で自立して暮らすことができるよう、市に登録した事業者が異変を感じたり、相談を受けたりした場合に市に通報するなど、地域での高齢者見守り体制の構築を進めます。
- 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者に対し、とまこまい医療介護連携センターの運営を通じて、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築に取り組みます。
- 在宅で寝たきりや認知症の高齢者を介護する家族を対象にレクリエーションや情報交換による交流を行い、家族介護者の身体的・精神的な介護負担軽減を図ります。

<認知症になっても地域で暮らし続けられる支援体制の充実>

| 事業NO | 施策・事業名 | 事業概要及び目的 | 担当課 |
|------|-------------------------|---|-------|
| 01 | 認知症に関する普及啓発 | <p>○認知症ケアパスの活用促進 認知症の相談先や、認知症の人やその家族が受けられるサービスについて理解できる「認知症ケアパス」を発行し配付する。</p> <p>○認知症市民フォーラムの開催</p> <p>○世界アルツハイマーデーに合わせた普及啓発 市民向けに講演会・パネル展を開催し、認知症に対する理解を深める。</p> | 介護福祉課 |
| 02 | 認知症初期集中支援推進事業 | 認知症が疑われる人や、認知症の人及びその家族に対し、早期に医療や介護サービスの調整を図り、本人や家族の自立した生活のサポートを行う。 | 介護福祉課 |
| 03 | 認知症地域支援推進員の配置 | 認知症地域支援推進員の配置により、認知症の人が地域において「生きがい」をもった生活を送れるよう、社会参加活動のための体制整備等を行う。 | 介護福祉課 |
| 04 | 認知症カフェの実施 | 認知症の人とその家族、地域住民、専門職が「カフェ」等の形態で集い交流を図る。 | 介護福祉課 |
| 05 | 認知症サポーター等養成事業 | 認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族を温かく見守る応援者を養成する。 | 介護福祉課 |
| 06 | 認知症サポーター活動促進事業 | <p>○認知症見守りたい 認知症サポーターがさらに認知症の理解を深め、地域とのつながりを持ちながら見守り活動等を行うことで、認知症に理解ある地域づくり構築の一助とする。</p> <p>○チームオレンジ活動事業 認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症の人やその家族と支援者をつなぐ仕組みを整備する。</p> | 介護福祉課 |
| 07 | 認知症高齢者等見守り SOS ネットワーク事業 | 認知症の人等が行方不明になった場合に早期発見する目的で認知症高齢者等見守り SOS ネットワークの稼働及び認知症高齢者等の搜索情報メールの配信を実施する。 | 介護福祉課 |

<地域の状況に応じた高齢者の支え合いの仕組みの充実>

| 事業NO | 施策・事業名 | 事業概要及び目的 | 担当課 |
|------|--------------------|--|-------|
| 08 | 地域包括支援センター運営協議会の実施 | 地域包括支援センター運営協議会を開催し、市が示す運営方針や地域包括支援センターの事業計画、業務遂行状況の評価及び点検を行う。 | 介護福祉課 |
| 09 | 地域ケア会議推進事業 | ○高齢者等が地域で自分らしい生活を続けられるよう支援するため、地域包括支援センターを中心に個人や地域の課題を抽出・整理し、課題解決に取り組み、地域における包括支援ネットワークの構築を推進する。また、地域課題を地域住民と共有し、地域づくり、資源開発、政策形成等につなげる。 ○自立支援型個別地域ケア会議において、多様な専門職等が協働して、自立支援を重視した個別ケースの支援を検討する。専門的な視点に基づく助言を通じて、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの強化を図り、当該ケースの課題解決や自立支援及びQOL（生活の質）の向上を目指す。 | 介護福祉課 |
| 10 | 生活支援体制整備事業 | 生活支援コーディネーターがボランティアの養成を行い、地域の困りごととボランティアが活動する場のマッチングや地域のネットワーク構築等に取り組む。 | 介護福祉課 |
| 11 | 地域資源情報の一元管理 | 住まい・介護・医療・予防・生活支援が包括的・一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化のため、市や社会福祉協議会、各地域包括支援センター等の支援機関が発掘・保有する地域資源（情報）を集約し、一元管理することで、効率的な支援や地域づくりにつなげる。 | 介護福祉課 |
| 12 | 重層的支援体制整備事業 | 地域住民の様々な支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施する。 | 総合福祉課 |
| 13 | 高齢者世帯調査 | 市内に居住している65歳以上のひとり暮らし及び見守りが必要と思われる高齢者がいる世帯を対象に、在宅生活の実態を把握するための調査を行う。 | 総合福祉課 |
| 14 | 高齢者支援事業 | 町内会等が実施する高齢者の健康や福祉の増進に関わる事業費の一部を助成することで、高齢者の生きがいづくりを推進する。 | 総合福祉課 |

| 事業NO | 施策・事業名 | 事業概要及び目的 | 担当課 |
|------|--------------|---|-----------------|
| 15 | 高齢者等見守り活動事業 | 市に登録した協力事業者が、高齢者宅への配達、集金などの際に異変を感じたり、相談を受けたりした場合、市に通報する体制づくりを進め、事業者の協力を得ながら、地域での高齢者見守り体制を構築する。 | 総合福祉課 |
| 16 | あいサポート運動 | 障がいのある人に温かく接するとともに障がいのある人が困っているときにちょっとした手助けや配慮を実践する「あいサポーター」の育成を行う。 | 障がい福祉課 |
| 17 | 愛の一声運動 | ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯で、安否確認が必要と認められる方を対象に、市内の乳酸菌飲料販売会社の協力を得て、販売員が声をかけながら乳酸菌飲料を届けることで、安心な生活の継続を支援する。 | 社会福祉協議会 |
| 18 | ふれあいコール事業 | ひとり暮らし等で日常の安否が気遣われる高齢者に、相談員が定期的に電話をかけて安否の確認や励ましの声かけを行い、悩みや困りごとなどを傾聴することにより、日常生活での不安の軽減を図る。 | 総合福祉課 |
| 19 | ふれあい収集 | 日頃のごみ出しに困っている要介護者等を対象に、戸別に訪問し声かけを行いながらごみを回収する。 | ゼロごみ推進課 |
| 20 | ふれあいサロンの推進 | 地域住民同士の関係づくりや住民参加の機会として「ふれあいサロン」の開設を呼びかけ、気軽に地域の住民同士が集うことで地域内での居場所や役割づくりの支援を行う。 | 社会福祉協議会 |
| 21 | 雪かきボランティア事業 | 高齢等の理由により自ら除雪を行うことが困難で、他の支援も見込めない世帯等を対象に、ボランティアの協力を得て除雪の支援を行う。ボランティアによる除雪支援を通して地域へ助け合いの心を広め、高齢者等の安心・安全な生活確保の体制づくりを推進する。 | 総合福祉課 |
| 22 | 成年後見制度利用支援事業 | 認知症、知的障がい又は精神障がいにより判断能力が十分でない方の財産管理や日常生活について支援が必要となった場合、成年後見審判の市長申立て対応を行う。 また、成年後見制度の利用に要する費用の全部又は一部の助成を行う。 | 障がい福祉課 介護福祉課 |
| 23 | 日常生活自立支援事業 | 高齢、知的障がい又は精神障がいなどの理由により、判断能力が不十分な方を対象に、生活支援員が訪問して、書類等の預かりや金銭管理などの支援を行う。 | 社会福祉協議会 |

| 事業NO | 施策・事業名 | 事業概要及び目的 | 担当課 |
|------|---------------|--|-------|
| 24 | 在宅医療・介護連携推進事業 | とまこまい医療介護連携センターの運営を通して、4つの場面（日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取り）において、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築を図る。 地域の医療・介護資源の情報の把握や医療・介護関係者が参画する会議を開催することにより、現状分析及び課題抽出等を行う。また、医療・介護に係る相談の受付、研修会の実施及び在宅医療や看取りに関する市民への普及啓発等を行う。 | 介護福祉課 |
| 25 | 高齢者虐待防止等の推進 | 地域包括支援センターとの連携、地域や関係者へ的高齢虐待防止の啓発、高齢者虐待防止ネットワーク委員会の開催等を通じ、高齢者虐待の防止、早期発見、早期対応につなげる。 | 介護福祉課 |

<家族介護者への支援>

| 事業NO | 施策・事業名 | 事業概要及び目的 | 担当課 |
|------|-------------|--|-------|
| 26 | 家族介護支援事業 | 在宅介護家族講座を実施し、介護負担の軽減を図ることや介護者同士の交流を図れる機会を増やし、分かち合いや支え合いについての支援も行う。 また、家族介護等を担うケアラー（ヤングケアラーを含む。）の負担に気づき、これを軽減できるよう、相談対応やケース会議、地域ケア会議の開催、関連施策の活用や介護保険サービスの適切な利用につなげるなど、支援を行う。その他、ケアラーの集いの場として認知症カフェ等を活用する。 さらに、相談窓口となる地域包括支援センター等の支援機関が効果的に機能するよう、支援方法についての研修会等を通じて、本市・地域包括支援センター・その他関係機関における情報の共有を図る。 | 介護福祉課 |
| 27 | 在宅介護用品等支給事業 | 寝たきり又は認知症により在宅で紙おむつや寝具クリーニングを必要とする高齢者等の家族に対し、紙おむつ等の支給やクリーニングに対する助成を行う。 【取組項目】 ・在宅寝たきり高齢者等紙おむつ給付事業 ・在宅寝たきり高齢者等寝具クリーニング事業 | 介護福祉課 |

| 事業NO | 施策・事業名 | 事業概要及び目的 | 担当課 |
|------|-------------------------|---|---------|
| 28 | 在宅寝たきり高齢者等訪問理美容サービス助成事業 | 在宅で常時寝たきり認知症状のある65歳以上の方等に対し、訪問による理美容料金を助成する。 | 総合福祉課 |
| 29 | 家族介護者リフレッシュ事業 | 在宅で寝たきりや認知症の高齢者を介護する家族を対象としてレクリエーションや情報交換による交流を行い、心身のリフレッシュを図ることにより、在宅介護の継続を支援する。 | 社会福祉協議会 |

主な評価指標

| 指標 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|---------------------------------|--------------|---------|---------|
| 在宅介護家族講座実施回数 | 1回 | 1回 | 1回 |
| 在宅寝たきり高齢者等紙おむつ給付事業の利用者数 | 300人 | 300人 | 300人 |
| 地域ケア会議実施件数（個別会議・圏域・自立支援型会議等） | 50件 | 50件 | 50件 |
| 見守り協定締結事業者数 | 137件 | 145件 | 153件 |
| あいサポーター数（累計） | 4,000人 | | |
| ふれあいサロン事業設置率 | 60% | 61% | 62% |
| 雪かきボランティア登録者数 | 555人 | 560人 | 570人 |
| 在宅医療・介護連携に関する医療・介護関係者向けの研修会実施回数 | 4回 | 4回 | 4回 |
| 高齢者虐待に関する研修会実施回数 | 1回 | 1回 | 1回 |
| 認知症市民フォーラム開催回数 | 1回 | 1回 | 1回 |
| 認知症カフェの設置数（累計） | 日常生活圏域に1か所以上 | | |
| 認知症サポーター養成者数（累計） | 33,500人 | 35,000人 | 36,500人 |
| チームオレンジ活動か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 |
| SOSネットワークの事前登録者数（累計） | 880人 | 960人 | 1,040人 |
| 検索情報メール配信登録者数（有効利用者数） | 1,300人 | 1,350人 | 1,400人 |

【基本目標 3】 介護保険事業の適正な運用・体制の整備

基本的な方向性

介護サービスを必要とする高齢者を適切に認定し、高齢者が真に必要とする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促し、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて、介護保険制度への信頼と制度の持続可能性を高めていきます。

また、外国人介護人材の活用も含めた介護人材の確保支援や介護職員の育成を行い、サービス提供体制の整備を図ります。

成果指標

| 指標 | 指標の内容 | 現状値 | 目標 |
|------------------|----------------------------------|-----|----|
| 介護事業所における 欠員数 | 介護人材実態調査において、欠員となっている職種別の欠員数の合計値 | 112 | 減少 |

具体的な施策等

- 地域密着型サービス事業所等への運営指導及び集団指導を通じて、制度の周知や業務継続計画（BCP）の運用、虐待防止のための措置及び職場におけるハラスメントの防止のための措置等に関して、適切な指導・助言を行います。
- 介護ロボットや ICT の活用促進に向けた講習会の開催や、提出書類の簡素化・業務マニュアルの整備を行い、介護現場における業務効率化や簡素化に向けて努めます。
- 介護給付の適正化を推進する観点から、「要介護認定の適正化」、「ケアプラン等の点検」、「医療情報との突合・縦覧点検」の主要事業を内容の充実化を図りながら、実施します。
- 市内事業所に対して「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」や支援制度についての周知を行い、高齢者の雇用や就業支援の推進を行います。

<安定的なサービス基盤の整備>

| 事業NO | 施策・事業名 | 事業概要及び目的 | 担当課 |
|------|-----------------------|--|-------|
| 01 | 地域密着型サービス事業所等への指導・支援 | <p>地域密着型サービス事業所等の適正な事業運営に資する運営指導及び集団指導を実施する。また、運営推進会議や苦情対応等を通し、事業所等の運営実態について把握し、必要に応じた情報提供や支援を行う。</p> <p>さらに、介護事業所向けの研修会の開催や、サービス事業者の連絡会や研修会への支援を行い、相互の能力向上を図るとともに、ケアマネジメントの資質向上を図る。</p> | 介護福祉課 |
| 02 | 利用者等への情報提供の充実 | <p>介護保険制度や高齢者に関わる事業等を掲載した「介護保険・高齢者サービスガイド」や各種リーフレット、ホームページの作成を通じて、介護保険制度等に関する情報提供を行い、制度理解の深化を図る。</p> <p>また、要介護等認定申請者に対し、要介護（要支援）認定有効期間終了に関する文書通知を行い、切れ目なく介護サービスの利用が継続されるよう支援する。</p> | 介護福祉課 |
| 03 | 介護現場の業務効率化 | <p>介護現場における介護ロボットやICTの活用促進に向けた講習会の開催や、北海道等の補助金を活用した支援を行う。</p> <p>また、市への提出書類の簡素化や様式の見直し、業務マニュアルの整備を行い、介護現場における事務負担軽減を図る。</p> | 介護福祉課 |
| 04 | 社会福祉法人介護サービス利用者負担軽減事業 | <p>社会福祉法人が運営する介護サービス事業所の利用者のうち、低所得者で生計の維持が困難な者に対し、利用者負担額の一部を助成することにより、利用者の経済的な負担軽減を図るとともに、介護サービスの利用促進を図る。</p> | 介護福祉課 |
| 05 | 民間等介護サービス利用者負担軽減事業 | <p>民間の事業者が運営する介護サービス事業所の利用者のうち、低所得者で生計の維持が困難な者に対し、利用者負担額の一部を助成することにより、利用者の経済的な負担軽減を図るとともに、介護サービスの利用促進を図る。</p> | 介護福祉課 |

| 事業NO | 施策・事業名 | 事業概要及び目的 | 担当課 |
|------|--------------|---|-------|
| 06 | 介護給付等費用適正化事業 | <p>介護給付適正化の主要事業の実施により、サービスの適正利用の促進及び給付費の適正化を図るとともに、ケアマネジメントの資質向上、適切かつ公平な要介護認定の確保を図る。</p> <p>【取組項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定調査票の点検による要介護認定の適正化 ・ケアプラン等点検 ・医療情報との突合・縦覧点検 | 介護福祉課 |

<介護人材の確保・育成>

| 事業NO | 施策・事業名 | 事業概要及び目的 | 担当課 |
|------|---------------|--|----------|
| 07 | 介護職員就業支援事業 | <p>介護人材の確保だけでなく、離職防止や長期定着にも資する新たな取組を実施し、介護人材不足の改善を図る。また、介護事業所に就業する外国人介護人材の生活について支援を行い、本市が外国人に選ばれる環境を整備する。</p> <p>さらに、介護事業所等に勤務する者に対し、介護資格取得のための研修受講等に関する支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護人材の確保・離職防止・長期定着に資する事業 ・外国人介護人材生活支援事業 ・介護職員研修費等補助事業 | 介護福祉課 |
| 08 | 高齢者の雇用に関する啓発 | 市内事業所に対し、広報等を利用し「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」や支援制度について周知を行う。 | 工業・雇用振興課 |
| 09 | シルバー人材センターの支援 | 高齢者の生きがいづくりの場や就業の機会を提供する苫小牧市シルバー人材センターに対し、広報によるシルバー人材センター入会説明会の周知や補助金の交付を行う。 | 工業・雇用振興課 |

主な評価指標

| 指標 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|------------------------|-------|-------|-------|
| 介護サービス事業所への運営指導数 | 30件 | 30件 | 30件 |
| 介護事業所向け研修会開催回数 | 2回 | 2回 | 2回 |
| 年間軽減対象者数（社会福祉法人介護サービス） | 450人 | 450人 | 450人 |
| 年間軽減対象者数（民間等介護サービス） | 250人 | 250人 | 250人 |
| ケアプラン点検件数 | 40件 | 40件 | 40件 |
| 介護職員研修費等補助事業の助成件数 | 40件 | 40件 | 50件 |

【基本目標 4】いつまでも地域で安心して暮らし続けられる生活環境の整備

基本的な方向性

中長期的な人口動態や介護ニーズの見込みを捉え、高齢者のニーズや地域の実情に応じた多様な住まいの確保に向けた取組のほか、多様な交通手段の確保など、身近な地域で高齢者が安心して暮らし続けられる環境づくりに努めます。

自然災害や感染症に対する安定的な体制整備の構築に向け、適切な支援や他機関との連携を行い、安心して暮らせる環境づくりを進めます。

成果指標

| 指標 | 指標の内容 | 現状値 | 目標 |
|------------|--|------------------|----|
| 介護施設等の待機者数 | 待機者調査における、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）又は介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の待機者数（市内居住者のみ） | GH：57人 特養：89人 | 減少 |

具体的な施策等

- 現在の生活を安全・安心に続けることができるよう、利用者のニーズに応じた交通手段を確保し、社会参加の機会の創出や利便性の向上に向けた取組を推進します。
- 高齢者の状況やニーズに対応し、多様な暮らしができるよう、高齢者の住まいについて適切な確保に努めます。
- 自然災害の発生や感染症の流行時においても継続的にサービスが提供されるよう、安定的な体制の構築に向けた支援を進めます。

| 事業NO | 施策・事業名 | 事業概要及び目的 | 担当課 |
|------|-----------------------------|--|----------|
| 01 | デマンド型コミュニティバス運行事業 | 利用者ニーズに対応した公共交通サービスを提供するため、デマンド型コミュニティバスを引き続き運行することにより、住民の交通手段の確保を目指す。 | まちづくり推進課 |
| 02 | 車いすの貸出し | 一時的に車いすが必要となった方を対象に、無料で車いすの貸出しを行うことにより、社会参加の支援や緊急時の対応など利用者の利便性の向上を図る。 | 社会福祉協議会 |
| 03 | バリアフリー化事業 | 公共施設や商業施設等のバリアフリー化事業に取り組み、高齢者や障がい者などが円滑に利用できるよう、地域の不特定多数の市民が利用する公共施設の利便性を図る。 | 障がい福祉課 |
| 04 | 公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進 | 苫小牧市バリアフリー基本構想に基づく特定公園の施設や、老朽化したトイレ等の更新と併せて、バリアフリー化を図る。 | 緑地公園課 |

| 事業NO | 施策・事業名 | 事業概要及び目的 | 担当課 |
|------|-------------------|---|-------|
| 05 | 高齢者住宅の確保 | 施設整備計画に基づき、介護施設等の体制整備を進め、サービスの充実を図る。 また、高齢者住宅等については、北海道と連携しながら情報把握を行い、適切な情報の提供に努める。 | 介護福祉課 |
| 06 | 公営住宅の安全対策 | 新築住宅について、共有スペースにおける手すり、スロープやエレベータの設置、居室内の段差解消等、ユニバーサルデザインを積極的に導入し、高齢者や障がい者が安全・安心に暮らせる住宅環境の整備を進める。 | 住宅課 |
| 07 | 住宅改修支援助成事業 | 居宅介護支援等の提供を受けていない要介護等認定者の住宅改修に係る理由書を作成した事業所等に対して、作成料の助成を行い、適切なケアマネジメントの実施や、自立した生活の確保につなげる。 | 介護福祉課 |
| 08 | 高齢者等緊急通報システム設置事業 | 急病時・緊急時に対応が困難なひとり暮らしの高齢者等を対象に、緊急通報装置等を貸与する。また、月に一度、コールセンターからの電話による安否確認や、24時間対応可能な看護師等による健康相談を実施し、ひとり暮らしの高齢者等が地域で自立し、安心して暮らせる環境の一助とする。 | 総合福祉課 |
| 09 | 避難行動要支援者支援体制の確立支援 | 災害時に自力で避難行動をとることが難しい要支援者の把握のため、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、町内会、民生委員などと連携して、災害時における要支援者の支援体制づくりを進める。 | 危機管理室 |
| 10 | 防災備蓄品整備事業 | 苫小牧市災害時備蓄計画に基づき、アルファ化米、保食用ビスケット、飲料水などの食料品を中心に備蓄品を整備する。また、避難所運営・生活において重要な、発電機や蓄電器などの電源確保、間仕切り等の整備も行う。 | 危機管理室 |
| 11 | 介護施設等の災害対策 | 介護施設等における自然災害等に対する体制整備に向けた情報提供や、BCPの円滑な運用に向けた指導支援を行う。 | 介護福祉課 |
| 12 | 介護施設等の感染症対策 | 感染症による重症化リスクの高い高齢者を抱える介護施設等に対して、情報提供や指導・助言などの支援を実施する。また、感染症の大規模流行時等においては、速やかに実態を把握するとともに庁内、事業所、関係機関と情報共有を行い、各事業やサービス提供に係る方針の調整を行う。 | 介護福祉課 |

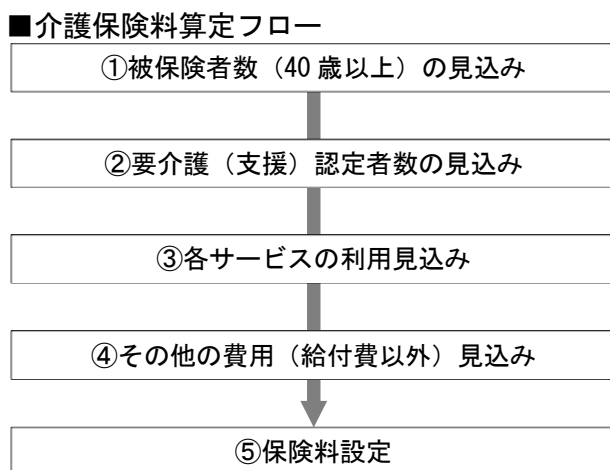
主な評価指標

| 指標 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|------------------------------|---------|---------|---------|
| 植苗・美沢地区コミュニティバス利用者数 | 2,500人 | 2,500人 | 2,500人 |
| 樽前予約型運行バス利用者数 | 10,000人 | 10,000人 | 10,000人 |
| 公園のバリアフリー化数 | 4か所 | 4か所 | 4か所 |
| ユニバーサルデザインによる公営住宅の新築住宅戸数（累計） | 24戸 | 24戸 | 30戸 |
| 住宅改修支援助成金支給件数 | 250件 | 250件 | 250件 |
| 高齢者等緊急通報システム新規設置台数 | 65台 | 65台 | 65台 |

第5章 介護保険事業の推進

1 3年間の介護サービス見込み量の考え方

介護サービス見込み量の推計及び保険料設定は、令和3年度から令和5年度までの給付実績と今後の利用動向、基盤整備の見通しを勘案し、国の地域包括ケア「見える化システム」を用いた算定フロー（概略）で行いました。



また、介護サービス見込み量の設定に当たっては、以下の方針で行いました。

- 要支援・要介護認定者数の増加が続くとみられることから、施設・居住系サービスは必要量の整備を計画的に行う。
- 在宅サービスの利用は、これまでの生活を大きく変えることなく継続することが想定されることから、各要介護度において一人当たりの利用回数・日数は直近の実績を基に推計する。

2 施設整備の見込み

第9期計画のサービス基盤整備は次のように見込みます。

【介護保険施設】

| サービス名 | | 令和5年度末 | 令和8年度末 | 増減数 |
|----------|---------|--------|--------|-----|
| 介護老人福祉施設 | 事業所(か所) | 8 | 9 | 1 |
| | 定員(人) | 660 | 760 | 100 |
| 介護老人保健施設 | 事業所(か所) | 6 | 6 | 0 |
| | 定員(人) | 507 | 507 | 0 |
| 介護医療院 | 事業所(か所) | 3 | 3 | 0 |
| | 定員(人) | 208 | 208 | 0 |

【地域密着型サービス】

| サービス名 | | 令和5年度末 | 令和8年度末 | 増減数 |
|----------------------|---------|--------|--------|-----|
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 事業所(か所) | 1 | 1 | 0 |
| | 定員(人) | — | — | — |
| 小規模多機能型居宅介護 | 事業所(か所) | 7 | 8 | 1 |
| | 定員(人) | 173 | 206 | 33 |
| 認知症対応型共同生活介護 | 事業所(か所) | 29 | 32 | 3 |
| | 定員(人) | 510 | 582 | 72 |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護 | 事業所(か所) | 2 | 3 | 1 |
| | 定員(人) | 48 | 63 | 15 |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 事業所(か所) | 3 | 3 | 0 |
| | 定員(人) | 87 | 87 | 0 |
| 地域密着型通所介護 | 事業所(か所) | 31 | 個別対応 | — |
| | 定員(人) | 472 | 個別対応 | — |

※小規模多機能型居宅介護は、定員引き上げ分4人(1事業所)を含む

3 介護サービス見込み量及び給付費

(1) 介護予防サービス（要支援認定者対象サービス）

（単位：給付費は年間、回・日数と人数は月間）

| | | 第9期計画 | | | 将来推計 | |
|----------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和12年度 | 令和22年度 |
| 介護予防サービス | | | | | | |
| 介護予防訪問入浴介護 | 給付費（千円） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 回数（回） | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 人数（人） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 介護予防訪問看護 | 給付費（千円） | 26,339 | 26,970 | 26,970 | 29,408 | 30,329 |
| | 回数（回） | 472.6 | 483.2 | 483.2 | 526.8 | 543.3 |
| | 人数（人） | 86 | 88 | 88 | 96 | 99 |
| 介護予防訪問リハビリテーション | 給付費（千円） | 4,292 | 4,771 | 5,114 | 5,114 | 5,114 |
| | 回数（回） | 128.0 | 142.5 | 152.5 | 152.5 | 152.5 |
| | 人数（人） | 11 | 12 | 13 | 13 | 13 |
| 介護予防居宅療養管理指導 | 給付費（千円） | 5,193 | 5,319 | 5,319 | 5,804 | 5,923 |
| | 人数（人） | 43 | 44 | 44 | 48 | 49 |
| 介護予防通所リハビリテーション | 給付費（千円） | 60,730 | 61,862 | 62,643 | 67,561 | 69,629 |
| | 人数（人） | 148 | 151 | 153 | 165 | 170 |
| 介護予防短期入所生活介護 | 給付費（千円） | 3,487 | 3,491 | 3,491 | 3,491 | 3,491 |
| | 日数（日） | 43.8 | 43.8 | 43.8 | 43.8 | 43.8 |
| | 人数（人） | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| 介護予防短期入所療養介護（老健） | 給付費（千円） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 日数（日） | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 人数（人） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 介護予防短期入所療養介護（病院など） | 給付費（千円） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 日数（日） | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 人数（人） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 介護予防短期入所療養介護（介護医療院） | 給付費（千円） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 日数（日） | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 人数（人） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 介護予防福祉用具貸与 | 給付費（千円） | 54,649 | 55,573 | 56,276 | 60,907 | 62,630 |
| | 人数（人） | 921 | 937 | 949 | 1,027 | 1,056 |
| 特定介護予防福祉用具購入費 | 給付費（千円） | 7,017 | 7,296 | 7,557 | 8,096 | 8,096 |
| | 人数（人） | 26 | 27 | 28 | 30 | 30 |
| 介護予防住宅改修費 | 給付費（千円） | 33,900 | 34,664 | 35,439 | 38,518 | 39,294 |
| | 人数（人） | 44 | 45 | 46 | 50 | 51 |
| 介護予防特定施設入居者生活介護 | 給付費（千円） | 110,446 | 112,524 | 120,122 | 131,002 | 134,877 |
| | 人数（人） | 113 | 115 | 124 | 135 | 139 |
| 地域密着型介護予防サービス | | | | | | |
| 介護予防認知症対応型通所介護 | 給付費（千円） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 回数（回） | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 人数（人） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 介護予防小規模多機能型居宅介護 | 給付費（千円） | 8,127 | 8,137 | 10,194 | 11,200 | 11,200 |
| | 人数（人） | 10 | 10 | 13 | 14 | 14 |
| 介護予防認知症対応型共同生活介護 | 給付費（千円） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 人数（人） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 介護予防支援 | 給付費（千円） | 59,315 | 60,500 | 61,276 | 66,323 | 68,152 |
| | 人数（人） | 1,071 | 1,091 | 1,105 | 1,196 | 1,229 |
| 合計 | 給付費（千円） | 373,495 | 381,107 | 394,401 | 427,424 | 438,735 |

(2) 介護サービス（要介護認定者対象サービス）

（単位：給付費は年間、回・日数と人数は月間）

| | | 第9期計画 | | | 将来推計 | |
|----------------------|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和12年度 | 令和22年度 |
| 居宅サービス | | | | | | |
| 訪問介護 | 給付費（千円） | 1,490,150 | 1,526,389 | 1,498,961 | 1,552,190 | 1,750,910 |
| | 回数（回） | 41,239.7 | 42,200.8 | 41,438.9 | 42,873.0 | 48,381.4 |
| | 人数（人） | 1,647 | 1,675 | 1,653 | 1,753 | 1,952 |
| 訪問入浴介護 | 給付費（千円） | 51,953 | 54,065 | 52,741 | 52,019 | 60,211 |
| | 回数（回） | 356.4 | 370.5 | 361.4 | 356.4 | 412.5 |
| | 人数（人） | 78 | 81 | 79 | 78 | 90 |
| 訪問看護 | 給付費（千円） | 245,715 | 250,371 | 246,619 | 259,441 | 289,952 |
| | 回数（回） | 3,855.5 | 3,925.7 | 3,866.0 | 4,058.3 | 4,540.3 |
| | 人数（人） | 591 | 601 | 592 | 624 | 697 |
| 訪問リハビリテーション | 給付費（千円） | 29,805 | 30,957 | 30,505 | 31,305 | 35,291 |
| | 回数（回） | 847.0 | 878.4 | 865.4 | 888.8 | 1,001.8 |
| | 人数（人） | 60 | 62 | 61 | 63 | 71 |
| 居宅療養管理指導 | 給付費（千円） | 75,231 | 76,960 | 75,612 | 79,305 | 88,826 |
| | 人数（人） | 700 | 716 | 703 | 734 | 824 |
| 通所介護 | 給付費（千円） | 856,375 | 870,643 | 859,285 | 909,731 | 1,014,402 |
| | 回数（回） | 9,091.5 | 9,224.6 | 9,113.8 | 9,692.4 | 10,779.9 |
| | 人数（人） | 1,104 | 1,120 | 1,107 | 1,179 | 1,310 |
| 通所リハビリテーション | 給付費（千円） | 314,931 | 318,637 | 313,787 | 333,426 | 372,294 |
| | 回数（回） | 2,875.8 | 2,903.8 | 2,866.1 | 3,058.2 | 3,401.3 |
| | 人数（人） | 398 | 402 | 397 | 424 | 471 |
| 短期入所生活介護 | 給付費（千円） | 231,048 | 236,453 | 232,132 | 240,484 | 272,480 |
| | 日数（日） | 2,198.5 | 2,244.1 | 2,206.7 | 2,293.3 | 2,594.2 |
| | 人数（人） | 213 | 217 | 214 | 224 | 252 |
| 短期入所療養介護 （老健） | 給付費（千円） | 12,477 | 12,493 | 12,493 | 12,493 | 14,028 |
| | 日数（日） | 98.8 | 98.8 | 98.8 | 98.8 | 110.9 |
| | 人数（人） | 16 | 16 | 16 | 16 | 18 |
| 短期入所療養介護 （病院など） | 給付費（千円） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 日数（日） | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 人数（人） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 短期入所療養介護 （介護医療院） | 給付費（千円） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 日数（日） | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 人数（人） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 福祉用具貸与 | 給付費（千円） | 355,406 | 362,522 | 356,893 | 371,206 | 417,771 |
| | 人数（人） | 2,310 | 2,348 | 2,318 | 2,447 | 2,732 |
| 特定福祉用具購入費 | 給付費（千円） | 15,686 | 16,034 | 16,034 | 16,222 | 17,765 |
| | 人数（人） | 41 | 42 | 42 | 43 | 47 |
| 住宅改修費 | 給付費（千円） | 34,237 | 34,990 | 34,237 | 36,377 | 40,365 |
| | 人数（人） | 50 | 51 | 50 | 53 | 59 |
| 特定施設入居者生活介護 | 給付費（千円） | 701,781 | 711,216 | 828,334 | 960,396 | 1,042,182 |
| | 人数（人） | 324 | 328 | 382 | 443 | 480 |
| 地域密着型サービス | | | | | | |
| 定期巡回・随時対応型 訪問介護看護 | 給付費（千円） | 75,132 | 75,227 | 75,227 | 79,283 | 87,148 |
| | 人数（人） | 53 | 53 | 53 | 57 | 62 |
| 夜間対応型訪問介護 | 給付費（千円） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 人数（人） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 地域密着型通所介護 | 給付費（千円） | 569,735 | 578,119 | 571,974 | 607,868 | 676,174 |
| | 回数（回） | 6,131.8 | 6,211.5 | 6,151.7 | 6,579.8 | 7,291.0 |
| | 人数（人） | 834 | 845 | 837 | 896 | 992 |

| | | 第9期計画 | | | 将来推計 | |
|----------------------|---------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和12年度 | 令和22年度 |
| 認知症対応型通所介護 | 給付費（千円） | 728 | 1,599 | 2,469 | 3,340 | 3,340 |
| | 回数（回） | 10.4 | 22.8 | 35.2 | 47.6 | 47.6 |
| | 人数（人） | 2 | 3 | 4 | 6 | 6 |
| 小規模多機能型居宅介護 | 給付費（千円） | 277,126 | 282,118 | 335,676 | 347,897 | 381,812 |
| | 人数（人） | 124 | 126 | 151 | 158 | 172 |
| 認知症対応型共同生活介護 | 給付費（千円） | 1,571,901 | 1,624,991 | 1,848,736 | 2,003,274 | 2,210,585 |
| | 人数（人） | 496 | 512 | 582 | 631 | 696 |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護 | 給付費（千円） | 103,137 | 103,268 | 136,850 | 143,390 | 147,838 |
| | 人数（人） | 46 | 46 | 61 | 64 | 66 |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 給付費（千円） | 289,803 | 290,170 | 290,170 | 337,812 | 378,202 |
| | 人数（人） | 86 | 86 | 86 | 100 | 112 |
| 看護小規模多機能型居宅介護 | 給付費（千円） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 人数（人） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 施設サービス | | | | | | |
| 介護老人福祉施設 | 給付費（千円） | 1,940,027 | 2,006,949 | 2,104,034 | 2,483,827 | 2,761,619 |
| | 人数（人） | 608 | 628 | 658 | 776 | 862 |
| 介護老人保健施設 | 給付費（千円） | 1,450,167 | 1,452,002 | 1,452,002 | 1,647,124 | 1,850,476 |
| | 人数（人） | 412 | 412 | 412 | 467 | 524 |
| 介護医療院 | 給付費（千円） | 878,439 | 879,550 | 879,550 | 1,005,690 | 1,133,658 |
| | 人数（人） | 194 | 194 | 194 | 222 | 250 |
| 居宅介護支援 | 給付費（千円） | 610,751 | 621,364 | 613,698 | 651,282 | 724,858 |
| | 人数（人） | 3,378 | 3,430 | 3,390 | 3,608 | 4,009 |
| 合計 | 給付費（千円） | 12,181,741 | 12,417,087 | 12,868,019 | 14,165,382 | 15,772,187 |

| | 第9期計画 | | | 将来推計 | |
|---------------------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和12年度 | 令和22年度 |
| 総給付費（千円） （介護予防サービスと介護サービス合計） | 12,555,236 | 12,798,194 | 13,262,420 | 14,592,806 | 16,210,922 |

資料：「見える化」システム推計

4 地域支援事業費の見込み

（単位：千円）

| | 第9期計画 | | | 将来推計 | |
|-------------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和12年度 | 令和22年度 |
| 介護予防・日常生活支援総合事業費 | 457,436 | 490,667 | 528,803 | 607,353 | 620,065 |
| 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費 | 269,672 | 272,078 | 270,923 | 260,147 | 263,142 |
| 包括的支援事業（社会保障充実分） | 81,735 | 86,901 | 86,797 | 72,596 | 72,596 |
| 合計 | 808,843 | 849,646 | 886,523 | 940,097 | 955,803 |

資料：「見える化」システム推計

5 介護保険事業費の見込みと財源構成

標準給付費見込額と地域支援事業費を合計した介護保険事業費は、3年間合計で約438億円と見込みます。

なお、介護保険事業費の財源は、第1号被保険者の保険料のほか、第2号被保険者の保険料（介護給付費交付金）、国、道、市の負担金によって賄われます。

第9期計画期間の第1号被保険者の負担割合は、第8期に引き続き23%と定められています。

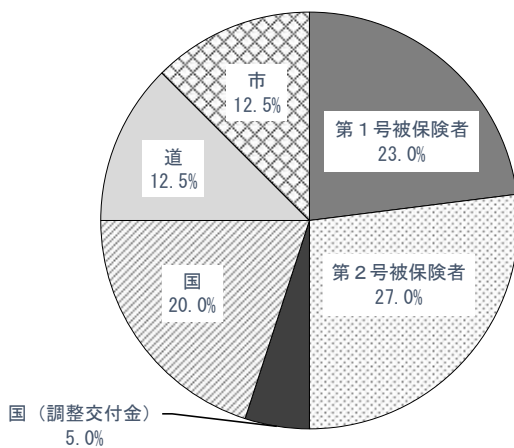
(単位：千円)

| | 第9期計画 | | | 将来推計 | |
|----------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和12年度 | 令和22年度 |
| 介護保険事業費 | | | | | |
| 標準給付費見込額 | 13,415,081 | 13,674,402 | 14,154,008 | 15,547,603 | 17,245,212 |
| 地域支援事業費 | 808,843 | 849,646 | 886,523 | 940,097 | 955,803 |
| 合計 | 14,223,924 | 14,524,048 | 15,040,531 | 16,487,700 | 18,201,014 |

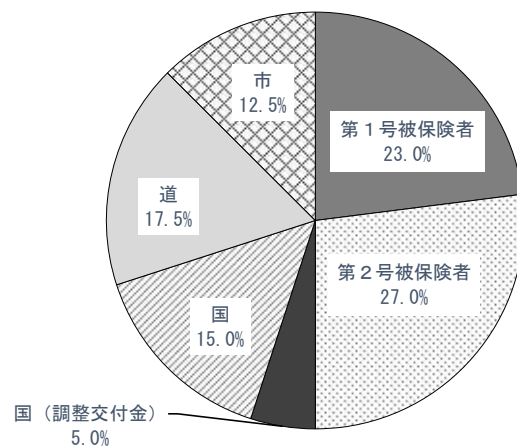
資料：「見える化」システム推計

【保険給付費の財源構成】

○居宅サービス

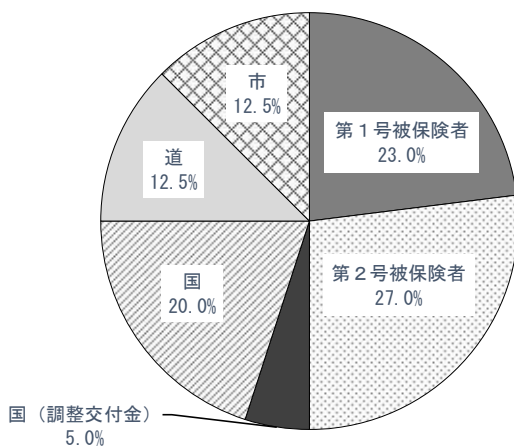


○施設サービス

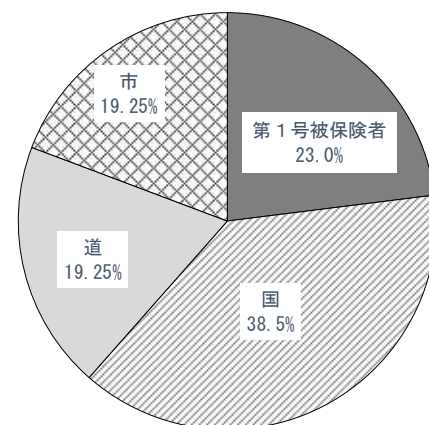


【地域支援事業費の財源構成】

○介護予防・日常生活支援総合事業



○包括的支援事業・任意事業



6 介護保険事業の財政収支

(1) 第8期介護保険事業計画における財政収支実績

(単位：円)

| | | 第8期計画 | | |
|---------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 費用の実績 | 標準給付費 | 12,865,544,747 | 12,835,134,023 | 13,542,636,000 |
| | 介護サービス等諸費 | 11,708,978,302 | 11,748,740,961 | 12,372,119,000 |
| | 介護予防サービス等諸費 | 336,016,886 | 338,225,951 | 366,981,000 |
| | 審査支払手数料 | 11,118,130 | 11,228,122 | 11,844,000 |
| | 高額介護サービス等費等 | 402,392,129 | 399,236,945 | 449,046,000 |
| | 特定入所者介護サービス等費 | 407,039,300 | 337,702,044 | 342,646,000 |
| | 地域支援事業費 | 754,726,101 | 781,876,944 | 825,831,000 |
| | 保健福祉事業費 | 19,984,211 | 23,819,159 | 27,375,000 |
| | 介護給付費準備基金積立金 | 346,566,303 | 110,095,825 | 206,794,000 |
| | 財政安定化基金償還金 | 0 | 0 | 0 |
| | 諸支出金（償還金） | 161,389,216 | 143,367,498 | 266,593,000 |
| | 費用計 | 14,148,210,578 | 13,894,293,449 | 14,869,229,000 |
| | 収入の実績 | 第1号保険料 | 3,146,616,115 | 3,158,149,054 |
| 国支出金 | | 3,254,371,752 | 3,306,512,116 | 3,273,944,000 |
| 介護給付費負担金 | | 2,407,556,234 | 2,443,011,244 | 2,436,939,000 |
| 調整交付金 | | 577,887,000 | 592,893,000 | 574,270,000 |
| 地域支援事業交付金 | | 212,194,518 | 216,428,872 | 212,866,000 |
| 保険者機能強化推進交付金等 | | 56,734,000 | 54,179,000 | 49,869,000 |
| 支払基金交付金 | | 3,597,156,000 | 3,576,814,139 | 3,787,162,000 |
| 介護給付費交付金 | | 3,485,910,000 | 3,455,409,000 | 3,666,206,000 |
| 地域支援事業支援交付金 | | 111,246,000 | 121,405,139 | 120,956,000 |
| 道支出金 | | 2,029,340,623 | 2,094,426,054 | 2,081,724,000 |
| 介護給付費負担金 | | 1,912,578,836 | 1,975,327,480 | 1,964,111,000 |
| 地域支援事業交付金 | | 116,761,787 | 119,098,574 | 117,613,000 |
| 一般会計繰入金 | | 1,962,775,350 | 1,965,434,083 | 2,058,606,000 |
| 介護給付費繰入金 | | 1,605,349,608 | 1,604,342,613 | 1,692,701,000 |
| 地域支援事業繰入金 | | 114,298,042 | 114,456,770 | 117,613,000 |
| 保険料軽減繰入金 | | 243,127,700 | 246,634,700 | 248,292,000 |
| 介護給付費準備基金繰入金 | | 0 | 0 | 35,750,000 |
| 財政安定化基金 | | 0 | 0 | 0 |
| 繰越金 | | 384,699,683 | 249,575,978 | 457,351,000 |
| 財産収入・諸収入 | | 22,826,873 | 722,373 | 1,232,000 |
| 収入計 | 14,397,786,396 | 14,351,633,797 | 14,869,229,000 | |
| 差引き（収入－費用） | 249,575,818 | 457,340,348 | 0 | |

※令和5年度は収支見込み

(2) 第8期介護保険事業計画における介護給付費準備基金残高

(単位：円・%)

| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------------------|----------------|----------------|----------------|
| 介護給付費準備基金残高 | 1,208,698,335 | 1,318,794,160 | 1,493,502,674 |
| 【再掲】標準給付費 | 12,865,544,747 | 12,835,134,023 | 13,542,636,000 |
| 標準給付費に対する基金残高の割合 | 9.4% | 10.3% | 11% |

(3) 第9期介護保険事業計画における財政収支見込み

(単位：円)

| | | 第9期計画 | | |
|--------|-------------------|----------------|----------------|----------------|
| | | 令和6年度(予算) | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 費用の見込み | 標準給付費 | 13,415,083,000 | 13,674,404,000 | 14,154,009,000 |
| | 介護サービス等諸費 | 12,181,741,000 | 12,417,087,000 | 12,868,019,000 |
| | 介護予防サービス等諸費 | 373,495,000 | 381,107,000 | 394,401,000 |
| | 審査支払手数料 | 11,492,000 | 11,696,000 | 11,901,000 |
| | 高額介護サービス等費等 | 382,605,000 | 389,943,000 | 396,787,000 |
| | 高額医療合算介護サービス費等給付額 | 39,111,000 | 39,805,000 | 40,504,000 |
| | 特定入所者介護サービス等費 | 426,639,000 | 434,766,000 | 442,397,000 |
| | 地域支援事業費 | 908,761,000 | 965,314,000 | 991,316,000 |
| | 保健福祉事業費 | 29,370,000 | 29,370,000 | 29,370,000 |
| | 介護給付費準備基金積立金 | 201,000 | 201,000 | 201,000 |
| | 諸支出金(償還金) | 5,000,000 | 5,000,000 | 5,000,000 |
| | 費用計 | 14,358,415,000 | 14,674,289,000 | 15,179,896,000 |
| 収入の見込み | 第1号保険料 | 3,036,739,000 | 3,041,556,500 | 3,036,816,500 |
| | 国支出金 | 3,342,252,000 | 3,643,062,000 | 3,569,444,000 |
| | 介護給付費負担金 | 2,410,468,000 | 2,666,423,000 | 2,542,415,000 |
| | 調整交付金 | 665,878,000 | 701,171,000 | 744,419,000 |
| | 地域支援事業交付金 | 226,778,000 | 236,340,000 | 243,482,000 |
| | 保険者機能強化推進交付金等 | 39,128,000 | 39,128,000 | 39,128,000 |
| | 支払基金交付金 | 3,745,571,000 | 3,824,569,000 | 3,964,359,000 |
| | 介護給付費交付金 | 3,622,064,000 | 3,692,089,000 | 3,821,582,000 |
| | 地域支援事業支援交付金 | 123,507,000 | 132,480,000 | 142,777,000 |
| | 道支出金 | 2,074,247,000 | 1,908,193,000 | 2,192,597,000 |
| | 介護給付費負担金 | 1,949,423,000 | 1,777,757,000 | 2,057,636,000 |
| | 地域支援事業交付金 | 124,824,000 | 130,436,000 | 134,961,000 |
| | 一般会計繰入金 | 2,021,148,000 | 2,059,517,000 | 2,123,703,000 |
| | 介護給付費繰入金 | 1,676,881,000 | 1,709,300,000 | 1,769,251,000 |
| | 地域支援事業繰入金 | 124,824,000 | 130,436,000 | 134,961,000 |
| | 保険料軽減繰入金 | 219,443,000 | 219,781,000 | 219,491,000 |
| | 介護給付費準備基金繰入金 | 138,217,000 | 197,150,500 | 292,735,500 |
| | 財政安定化基金 | 0 | 0 | 0 |
| | 繰越金 | 10,000 | 10,000 | 10,000 |
| | 財産収入・諸収入 | 231,000 | 231,000 | 231,000 |
| | 収入計 | 14,358,415,000 | 14,674,289,000 | 15,179,896,000 |
| | 差引き(収入-費用) | 0 | 0 | 0 |

(4) 第9期介護保険事業計画における介護給付費準備基金残高

(単位：円・%)

| | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|------------------|---------------|---------------|-------------|
| 介護給付費準備基金残高 | 1,355,487,000 | 1,158,537,500 | 866,003,000 |
| 標準給付費に対する基金残高の割合 | 10.1% | 8.5% | 6.1% |

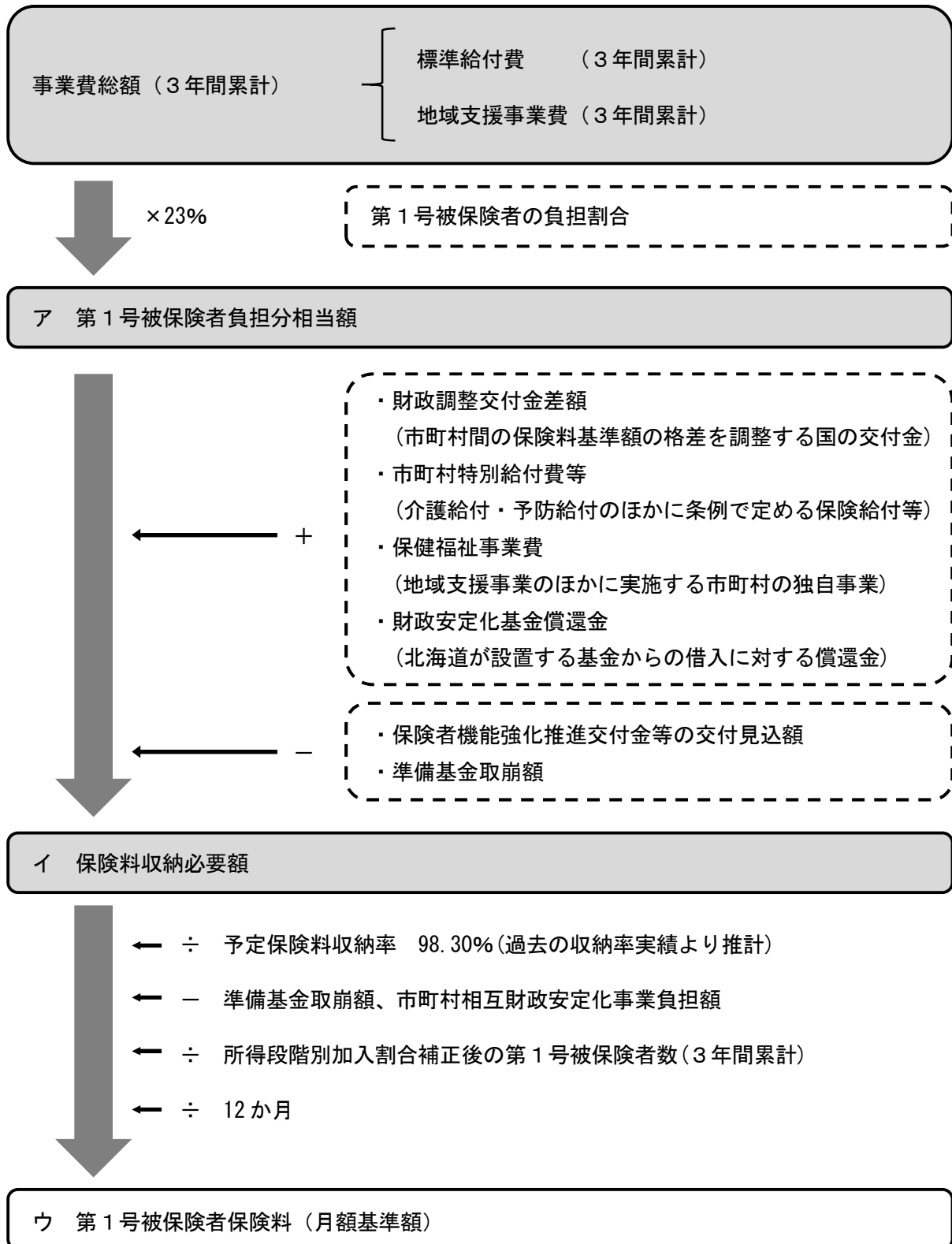
(5) 介護給付費準備基金に関する考え方

介護給付費準備基金は、介護保険事業の財政収支による剰余金を積み立て、介護給付に要する費用等に充てるものです。急激な社会変化等により介護給付が見込みを上回った場合の財源不足に備えるものであり、円滑かつ持続可能な制度運営を継続するために一定程度の基金を確保しておくことが望ましいことから、本市では、介護給付費の5%程度を当該基金の適正保有残高として、管理していくことを目指します。

第6章 介護保険料の設定

1 被保険者介護保険料

(1) 第1号被保険者保険料基準月額算定手順



(2) 第1号被保険者の介護保険料基準額の算出

前ページ(1)の手順に沿って、第1号被保険者の介護保険料基準額(月額)を以下のとおり定めます。

■介護保険料基準額(単位:円)

| | 合計 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 標準給付費見込額=A~Eの合計 ① | 41,243,490,139 | 13,415,080,638 | 13,674,401,761 | 14,154,007,740 |
| 総給付費 A | 38,615,850,000 | 12,555,236,000 | 12,798,194,000 | 13,262,420,000 |
| 特定入所者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後) B | 1,303,801,221 | 426,639,000 | 434,765,410 | 442,396,811 |
| 高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後) C | 1,169,333,483 | 382,604,267 | 389,942,296 | 396,786,920 |
| 高額医療合算介護サービス費等給付額 D | 119,418,235 | 39,110,130 | 39,804,708 | 40,503,397 |
| 算定対象審査支払手数料 E | 35,087,200 | 11,491,241 | 11,695,347 | 11,900,612 |
| 地域支援事業費=F~Gの合計 ② | 2,545,012,589 | 808,843,212 | 849,646,248 | 886,523,129 |
| 介護予防・日常生活支援総合事業費 F | 1,476,906,277 | 457,436,212 | 490,666,843 | 528,803,222 |
| 包括的支援事業(地域包括支援センターの 運営)及び任意事業費 G | 812,673,548 | 269,672,000 | 272,078,445 | 270,923,103 |
| 包括的支援事業(社会保障充実分) H | 255,432,764 | 81,735,000 | 86,900,960 | 86,796,804 |
| 第1号被保険者負担分相当額 =(①+②)×23% ③ | 10,071,355,627 | 3,271,502,486 | 3,340,531,042 | 3,459,322,100 |
| 調整交付金相当額=(①+F)×5% ④ | 2,136,019,821 | 693,625,843 | 708,253,430 | 734,140,548 |
| 調整交付金見込交付割合 I | | 4.80% | 4.95% | 5.07% |
| 調整交付金見込額=(①+F)×I ⑤ | 2,111,471,000 | 665,881,000 | 701,171,000 | 744,419,000 |
| 市町村特別給付費等 ⑥ | 320,375,000 | 99,917,000 | 115,667,000 | 104,791,000 |
| 保健福祉事業費等 ⑦ | 88,110,000 | 29,370,000 | 29,370,000 | 29,370,000 |
| 市町村相互財政安定化事業負担額 ⑧ | 0 | | | |
| 保険者機能強化推進交付金等の交付見込額 ⑨ | 117,384,000 | | | |
| 準備基金取崩額 ⑩ | 627,500,000 | | | |
| 保険料収納必要額 =③+④-⑤+⑥+⑦+⑧-⑨-⑩ ⑪ | 9,759,505,448 | | | |
| 予定保険料収納率 J | 98.30% | | | |
| 所得段階別加入割合補正後被保険者数 K | 143,046 | | | |
| 保険料基準額(年額)=⑪/J/K ⑫ | 69,406 | | | |
| 保険料基準額(月額)=⑫/12 | 5,784 | | | |

(3) 所得段階別の保険料の段階区分

第9期では、標準の所得段階が13段階となることから、第8期から1段階増やして13段階とし、それぞれの保険料額を以下のとおり定めます。

第9期介護保険事業計画（令和6～8年度）保険料基準額＝5,784円（月額）

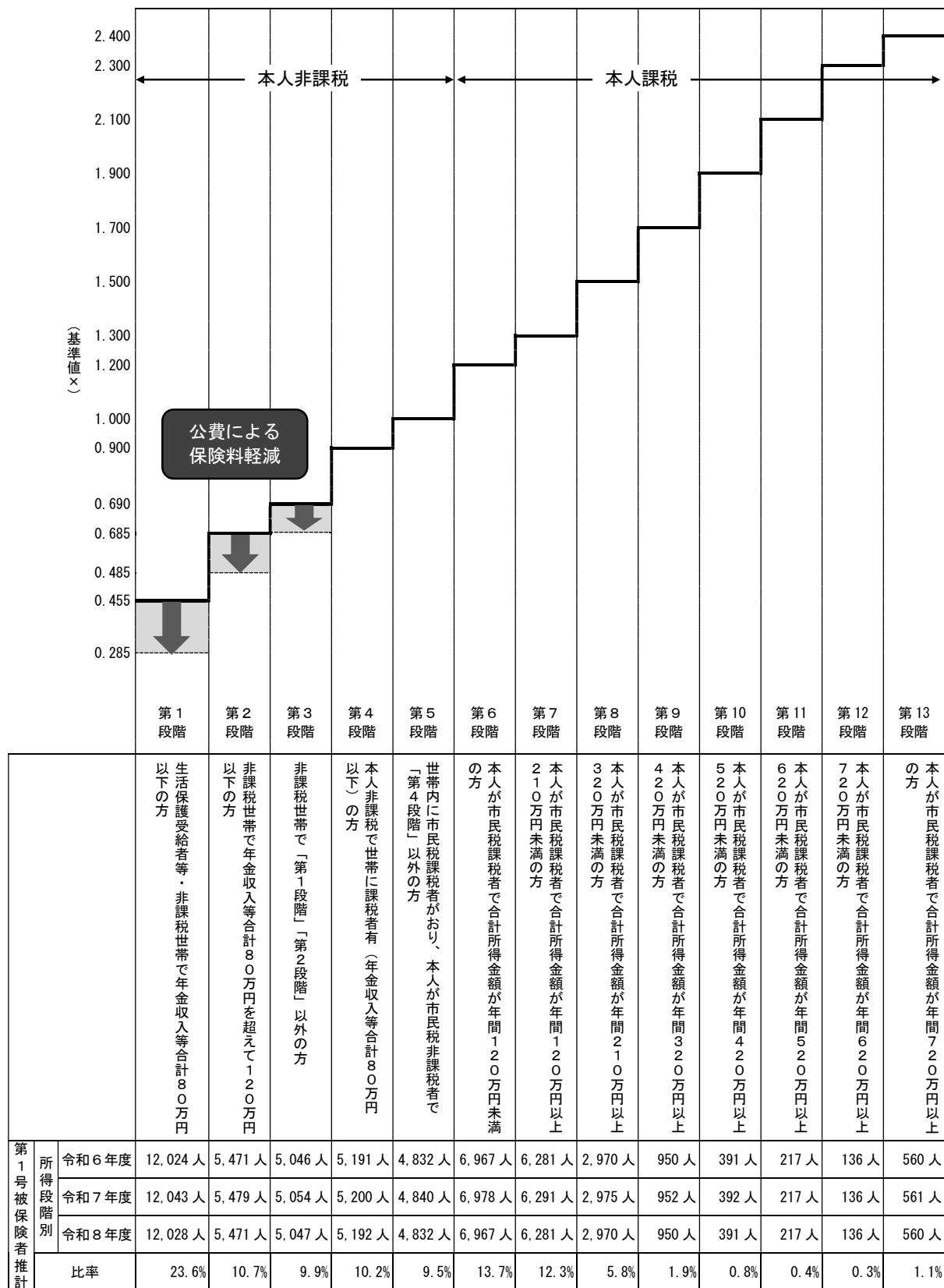
| 所得段階 | 対象者 | 算定式 | 保険料（年額） |
|-------|--|--------------------------|----------------------|
| 第1段階 | 生活保護、中国残留邦人等支援給付の受給者、又は、世帯全員が市町村民税非課税で、本人が老齢福祉年金を受給している方 | 基準額×0.455 (基準額×0.285) | 31,500円 (19,700円) |
| | 世帯全員が市町村民税非課税で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方 | | |
| 第2段階 | 世帯全員が市町村民税非課税で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円を超えて120万円以下の方 | 基準額×0.685 (基準額×0.485) | 47,500円 (33,600円) |
| 第3段階 | 世帯全員が市町村民税非課税で、第1段階、第2段階に該当しない方 | 基準額×0.690 (基準額×0.685) | 47,800円 (47,500円) |
| 第4段階 | 本人が市町村民税非課税（世帯に市町村民税課税者あり）で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方 | 基準額×0.900 | 62,400円 |
| 第5段階 | 本人が市町村民税非課税（世帯に市町村民税課税者あり）で、第4段階に該当しない方 | 基準額×1.000 | 69,400円 |
| 第6段階 | 本人が市町村民税課税で、合計所得金額から租税特別措置法に規定される長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を差し引いた額が120万円未満の方 | 基準額×1.200 | 83,200円 |
| 第7段階 | 本人が市町村民税課税で、合計所得金額から租税特別措置法に規定される長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を差し引いた額が120万円以上210万円未満の方 | 基準額×1.300 | 90,200円 |
| 第8段階 | 本人が市町村民税課税で、合計所得金額から租税特別措置法に規定される長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を差し引いた額が210万円以上320万円未満の方 | 基準額×1.500 | 104,100円 |
| 第9段階 | 本人が市町村民税課税で、合計所得金額から租税特別措置法に規定される長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を差し引いた額が320万円以上420万円未満の方 | 基準額×1.700 | 117,900円 |
| 第10段階 | 本人が市町村民税課税で、合計所得金額から租税特別措置法に規定される長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を差し引いた額が420万円以上520万円未満の方 | 基準額×1.900 | 131,800円 |
| 第11段階 | 本人が市町村民税課税で、合計所得金額から租税特別措置法に規定される長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を差し引いた額が520万円以上620万円未満の方 | 基準額×2.100 | 145,700円 |
| 第12段階 | 本人が市町村民税課税で、合計所得金額から租税特別措置法に規定される長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を差し引いた額が620万円以上720万円未満の方 | 基準額×2.300 | 159,600円 |
| 第13段階 | 本人が市町村民税課税で、合計所得金額から租税特別措置法に規定される長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を差し引いた額が720万円以上の方 | 基準額×2.400 | 166,500円 |

※「その他の合計所得金額」は、合計所得金額から公的年金等の年金収入に係る所得（所得税法第35条第2項第1号に掲げる額）並びに租税特別措置法に規定される長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を差し引いた金額。

※基準額は、年額69,406円。（保険料は100円未満切捨て。）

※算定式及び保険料（年額）の（ ）内は公費負担による軽減後の割合及び保険料。

なお、介護保険料の所得段階と所得段階別第1号被保険者の推計値は以下のとおりです。



(4) 低所得者減免の設定

低所得者の負担軽減として行ってきた本市独自の減免は、第9期においても引き続き実施します。

| 対象所得段階 | | 第1段階以外の所得段階 |
|--------|--------|--|
| 免除割合 | | 3分の1（ただし、第1段階の保険料を下限とする） |
| 減免対象基準 | 収入要件 | 世帯の年間収入から当該年度の介護保険料を控除した額が、一人世帯140万円、二人世帯200万円、以降一人増えるごとに60万円を加算した額以下であること |
| | 預貯金の保有 | 世帯の預貯金が、一人世帯140万円、二人世帯200万円、以降一人増えるごとに60万円を加算した額以下であること |
| | 資産の保有 | 世帯の居住用以外の不動産を所有している場合は、固定資産税の評価額の合算額が100万円以下であること |
| | 扶養条件 | 別世帯課税者に扶養（税、健康保険）されていないこと |
| | その他 | 介護保険料を滞納していないこと |

※減免対象基準のすべてに該当した場合に保険料が減免になります。

(5) 第2号被保険者の保険料

40歳から65歳未満の第2号被保険者の介護保険料は、医療保険者が医療保険料と一括して徴収し、社会保険診療報酬支払基金から介護保険料の保険者である各市町村に介護給付費の27%が交付金として支払われます。

第2号被保険者が各医療保険者に支払う介護保険料は、加入している医療保険によって異なります。

第7章 計画推進のために

1 計画の推進体制

(1) 庁内関係部署の連携

本市が取り組む様々な事業の展開に当たっては、中長期的な「高齢者福祉」の視点を持ち、庁内の関係部署が幅広く連携を取って各種事業を計画的・総合的に展開するとともに、「断らない相談支援」を目指し、本計画の円滑な推進を図ります。

(2) 保健・医療・福祉の連携強化

本計画では、地域包括ケアシステムの推進及び介護保険事業の安定的・持続的な運営確保のため、保険者機能の強化等による高齢者の自立支援や重症化防止の取組を進めていくことが重要です。

これらの取組を着実に推進していくため、PDCAサイクルを活用して、取組目標に対する実績評価を行い、必要に応じて改善していくこととします。

(3) 地域関係機関等との連携

共に支え合う地域社会の実現に向けて、地域福祉の推進役として位置付けられる社会福祉協議会をはじめとして、民生委員・児童委員、老人クラブ、ボランティア団体、NPOなどを支援するとともに、主体的な地域福祉活動の支援、連携を一層強化する中で、本計画の推進を図っていきます。

(4) 市民との協働

公的なサービスとともに、あらゆる市民が参画する住民による福祉活動等の取組に向けて、「自助・共助・互助・公助」のバランスに配慮しながら、市民との協働を進めていきます。

2 計画の進行管理

(1) 介護保険事業等運営委員会

関係団体の代表者、市民代表により構成される介護保険事業等運営委員会を開催し、給付実績や調査結果の分析を基に事業の進行管理、及び評価に対する意見をいただき、制度運営に反映させます。

(2) 地域包括支援センター運営協議会

地域包括支援センターの公正・中立性の確保、その他センターの円滑な運営を図るため、地域の関係団体等で構成する地域包括支援センター運営協議会を設置します。

また、この協議会は地域密着型サービス運営協議会を兼ねており、地域密着型サービスの適正配置等の協議を行います。

第8章 資料編

1 取組事例紹介

(1) シルバーリハビリ体操指導士の養成

● シルバーリハビリ体操とは

シルバーリハビリ体操とは、主に高齢者の介護予防を目的にして、茨城県立健康プラザの大田仁史先生が考案された体操です。年を重ねるごとに動かしづらくなる関節の動きを維持・拡大するとともに、筋肉を伸ばすことで、立つ・座る・歩くなど、日常生活の動作をラクにする効果があり、「シルリハ体操」の愛称で親しまれています。

● シルバーリハビリ体操指導士について

シルバーリハビリ体操を通じた、地域における介護予防推進の担い手を養成するため、北海道リハビリテーション専門職協会や社会福祉協議会等の協力の下で、とまこまいシルバーリハビリ体操指導士養成講座を実施しています。

令和2年度から実施し、令和5年度までに累計79名の指導士を養成しています。

指導士となった方が主体となって活動を開始している団体も増えてきており、サロンや教室が新たに開設されているほか、地域包括支援センターや地域の方などと連携して活動をしています。また、町内会等が運営するふれあいサロンに指導士が出向いて活動するなど、住民が主体となり、自助や互助の意識を持った介護予防の取組が徐々に地域に浸透してきています。

養成した指導士が社会的な役割を有する地域の担い手として継続して活動できるよう、定期的に研修会を開催し、活動方法や推進体制等についての助言や意見交換等を行っています。

● 活動の様子



(2) 苫小牧市社会福祉協議会「だけボラ」

だけボラ とは

だけボラとは、「これだけならできるボランティア」の略称です。

地域のちょっとした困りごとを解消するため、経験や趣味等を活かし、「だけボラ」として活動を行っています。一人ひとりの得意なこと、できることが「だけボラ」活動となり、住民同士の支え合いを通じて、住み慣れた地域で暮らし続けていくために日々活動しています。

令和5年12月時点で、156人のボランティアの方に登録いただいています。

主な活動内容

●日常生活のちょっとした困りごとに対する主な活動例

- ▶ 掃除・洗濯、電球の交換 だけ
- ▶ ゴミ出し・分別 だけ
- ▶ 草むしり・草刈り、木の剪定 雪かき だけ
- ▶ スマホ操作を教える だけ
- ▶ 市営住宅に灯油のポリタンクを運ぶ だけ

中層階公営住宅(備付けホームタンク付)在住の方を対象に、市内の高校生と企業、燃料店等の協力により、月2回程度、灯油ポリタンクを運ぶだけボラ活動を行っています。

<だけボラの実例>

- ・両手首を骨折した影響により一時的に握力等が著しく低下した方に対し、ペットボトルキャップの開閉や、顔拭き用おしぼりを用意するだけボラ。
- ・季節ごとの衣替えのため、傾聴しながら衣装棚を整理するだけボラ。
- ・施設入所に伴い、本人の意向を確認しながら必要なものを準備するだけボラ。
- ・老後に備えて環境整備のため、タンス等を大型ごみとして搬出するだけボラ。
- ・加齢により困難なカーテンの取り外し、洗濯等の一部家事をサポートするだけボラ。

活動の様子



●だけボラの活動が地域とのつながりを生み、次世代交流となっている活動例

▶ だけボラ農園

苫小牧市内に5か所ある農園で、野菜づくりを通じた屋外での交流を実施しています。また、市内の小学生等が自然学習の一環として収穫作業を行っています。さらに、収穫した農作物は子ども食堂へ寄贈し、多世代交流の機会を図っています。

▶ 駅前の花壇整備

有志のボランティア団体を中心に、駅前の花壇整備や清掃作業等を実施しています。この活動を通じて、環境整備を行っていくとともに、参加者同士や地域との交流・つながりの創出を推進しています。

▶ 小・中学生の長期休暇中の宿題のお手伝い（学習会）

市内の高校生が、小・中学生に対し宿題や普段の勉強でわからない内容を教える学習会を実施しています。また、学校でのちょっとした悩みやクラブ活動、将来についてのことなども話し合える「なんでも相談会」も同時に開催しています。

活動の様子



(3) 認知症カフェ（ほっとカフェ）

認知症カフェ（ほっとカフェ）とは

認知症カフェ（通称：ほっとカフェ）は、認知症になっても住み慣れた地域で安心して尊厳あるその人らしい生活を継続することができ、かつ、介護者の介護負担を図り、認知症の人やその家族を支える地域づくりを推進することを目的として、苫小牧市の認知症地域支援・ケア向上推進事業で実施している事業です。認知症ケアの経験がある専門職等が、認知症の人が自宅での生活を続けるためのアドバイスや病院受診に関する相談等に応じるほか、参加者同士が会話を楽しんだり、レクリエーションを通して交流する場として、令和5年12月末現在で、市内11か所に開設しています。

対象者と開催場所

●対象者

- ▶ 認知症の方とその家族
- ▶ 認知症に関心のある地域住民の方
- ▶ 認知症に関わる専門職の方

●開催場所

- ▶ 同じ悩みを持つ方や専門職との茶話会が中心のカフェです。

| カフェ名 | 所在地 | カフェ名 | 所在地 |
|------------|------|-----------------|--------|
| はあ〜と店 | のぞみ町 | あじさい店 | 啓北町 |
| ときわ店 | | Cocoro's(ココロズ)店 | 錦町・東開町 |
| cafe ひだまり店 | 豊川町 | わすれな草店 | 沼ノ端中央 |

- ▶ レクリエーションやプログラムを通して交流するカフェです。

| カフェ名 | 所在地 | カフェ名 | 所在地 |
|-----------|-------|--------|---------|
| コスモス店 | しらかば町 | いきいき店 | 三光町・双葉町 |
| はっぴ〜しんとみ店 | 新富町 | 勇遊カフェ店 | 勇払 |
| ふれんどサロン店 | 表町 | | |

活動の様子



(4) 認知症サポーター養成講座

認知症サポーターとは

認知症を理解し、認知症の方やその家族を見守る『応援者（サポーター）』です。認知症サポーターになるには、「認知症サポーター養成講座」を受講する必要があります。この養成講座では、地域や職場・学校などで認知症の基礎知識について、またサポーターとして何ができるかなどについて、おおむね1時間から1時間半程度で学ぶことができます。

認知症サポーターの活動は認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族に対して温かい目で接することがスタートです。

本市では若い世代への認知症サポーター養成にも力を入れており、小学校高学年を対象にした認知症キッズサポーター養成講座、中学生を対象にした認知症サポーター中学生養成講座も実施しています。令和5年12月末現在で、32,852人のサポーターを養成しています。

認知症サポーターの活動

認知症サポーターは何か特別なことをする人ではありません。決まった活動はなく、日常生活の中でできることをするものです。地域で困っている人を見かけたら声をかけるなど、自分でできる範囲で活動し、認知症の人やその家族の「応援者」となります。

たとえば、認知症の人が困っている様子を見かけたら「何かお手伝いすることはありますか？」と声をかけてみることも活動の1つです。

認知症サポーターの温かい目が、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりにつながっていきます。

活動の様子



2 苫小牧市介護保険事業等運営委員会設置要綱

(設置)

第1条 苫小牧市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（以下「介護保険事業計画等」という。）の推進並びに高齢者保健福祉事業及び介護保険事業（以下「介護保険事業等」という。）の円滑かつ適切な実施にあたり、広く市民及び関係者の意見を反映させるため、苫小牧市介護保険事業等運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 介護保険事業計画等の策定に関する事項
- (2) 介護保険事業計画等の進行管理及び評価に関する事項
- (3) 介護保険事業等における施策の実施及び推進に関する事項
- (4) 前3号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 被保険者
- (2) 介護保険事業等に関し学識又は経験を有する者
- (3) 介護サービスを提供する事業者及び施設を代表する者

3 委員の一部は、別に定めるところにより公募する。

(任期)

第4条 委員の任期は3年とする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員の再任は妨げない。ただし、公募委員については連続して2期を限度とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により決定する。
- 3 副委員長は、委員長の指名により決定する。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員会の招集)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(守秘義務)

第7条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会議等の公開)

第8条 委員会の会議及び会議録（以下、「会議等」という。）は、公開とする。ただし、個人のプライバシーに対する配慮その他公開しないことにつき、特別な理由があるものとして委

員会に諮り、特に公開しない旨の決定を行ったときは、当該会議等の全部又は一部を公開しないことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉部介護福祉課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年1月1日から施行する。
- 2 第4条の規定にかかわらず、この要綱の施行後最初に委嘱される委員の任期は、平成19年3月31日までとする。
- 3 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

3 苫小牧市介護保険事業等運営委員会委員名簿

(敬称略) 令和6年3月31日現在

| | 団 体 名 等 | 氏 名 |
|------|-----------------|-------|
| 委員長 | 苫小牧市医師会 | 堀田 哲也 |
| 副委員長 | 苫小牧歯科医師会 | 阿部 雅人 |
| 委員 | 北海道看護協会苫小牧支部 | 秋山 悦子 |
| | 苫小牧市ボランティア連絡協議会 | 伊藤 純子 |
| | 苫小牧市老人クラブ連合会 | 井上 啓一 |
| | 苫小牧市民生委員児童委員協議会 | 榎本 郁子 |
| | 苫小牧ケアマネージャー連絡会 | 及川 治晃 |
| | 苫小牧市社会福祉協議会 | 小倉 正哉 |
| | 高齢者等の地域ケアを進める会 | 木村 明人 |
| | 北海道老人保健施設協議会 | 竹瀬 聖慈 |
| | 苫小牧市社会福祉施設連絡協議会 | 田中 崇雄 |
| | 北海道薬剤師会苫小牧支部 | 寺口 元 |
| | 公 募 委 員 | 中尾 宏之 |
| | 公 募 委 員 | 梁田 京子 |

4 苫小牧市介護保険事業等運営委員会 開催経過

| 開催日 | 議事内容 |
|--------------|---|
| 令和4年8月（書面開催） | ・第7期介護保険事業計画の総括について |
| 令和4年11月21日 | ・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について ・第8期介護保険事業計画の進捗状況等について ・第9期介護保険事業計画策定に向けたスケジュール及びアンケート調査の実施について |
| 令和5年7月25日 | ・第8期介護保険事業計画の進捗状況等について ・第9期介護保険事業計画策定に向けたアンケート調査結果について ・第9期介護保険事業計画の基本方針について |
| 令和5年11月27日 | ・第9期介護保険事業計画の素案について |
| 令和6年3月19日 | ・第9期介護保険事業計画について |

5 持続可能な開発目標（SDGs エス・ディー・ジーズ）

持続可能な開発目標（SDGs）は、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。本計画では、地域住民、行政や企業との協働利用するための各施策について、SDGsのゴール（目標）に紐づけを実施しました。



| | |
|------------------------|--|
| 目標 1（貧困） | あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる |
| 目標 2（飢餓） | 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する |
| 目標 3（保健） | あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する |
| 目標 4（教育） | すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する |
| 目標 5（ジェンダー） | ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワメントを行う |
| 目標 6（水・衛生） | すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する |
| 目標 7（エネルギー） | すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する |
| 目標 8（経済成長・雇用） | 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する |
| 目標 9（インフラ、産業化、イノベーション） | 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る |
| 目標 10（不平等） | 国内及び各国家間の不平等を是正する |
| 目標 11（持続可能な都市） | 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する |
| 目標 12（持続可能な生産と消費） | 持続可能な生産消費形態を確保する |
| 目標 13（気候変動） | 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる |
| 目標 14（海洋資源） | 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する |
| 目標 15（陸上資源） | 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する |
| 目標 16（平和） | 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する |
| 目標 17（実施手段） | 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する |

6 用語集

《か行》

介護医療院

地域包括ケアシステムの5要素（医療、介護、生活支援、予防、住まい）のうち、介護療養型医療施設が持つ「医療」「介護」「生活支援」に加え、「住まい」の機能を持った長期療養を目的とした施設のこと。

介護支援専門員（ケアマネジャー）

介護保険制度で、利用者の生活や介護に関する相談に応じるとともに、利用者がその心身の状況等に応じ適切なサービスを利用できるよう、市区町村、サービスを提供する事業所、施設などとの連絡調整等を行う人のこと。

介護予防支援

要支援1又は要支援2の認定を受けた方が、自宅で介護予防のためのサービスを適切に利用できるよう、ケアプラン（介護予防サービス計画）の作成や、サービス事業所との連絡・調整などを行うこと。

介護予防住宅改修

要支援1又は要支援2の認定を受けた方を対象として、住所地（住民票に登録されている住所）の住宅に手すりの取付けや段差解消などの住宅改修をした際、20万円を上限に（うち1割～3割が自己負担）費用を支給するサービス。

介護予防小規模多機能型居宅介護

要支援1又は要支援2の認定を受けた方を対象として、通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊まりを組み合わせ、入浴・排せつ・食事等の介護や機能訓練などが受けられるサービス。

介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

要支援1又は要支援2の認定を受けた方を対象として、福祉施設に短期間入所し、宿泊しながら日常生活上の支援や機能訓練が受けられるサービス。

介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）

要支援1又は要支援2の認定を受けた方を対象として、医療施設に短期間入所し、宿泊しながら医療上のケアを含む介護を受けられるサービス。

介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

要支援1又は要支援2の認定を受けた方を対象として、老人保健施設や医療機関などで、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りで行うサービス。

介護予防特定施設入居者生活介護

要支援1又は要支援2の認定を受けた方を対象として、介護保険の指定を受けた介護付有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などが、入居している利用者に対して入浴・排せつ・食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を行うサービス。

介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

要支援2の認定を受けた方を対象として、認知症の高齢者が共同で生活する住居において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行うサービス。少人数（5人～9人）の家庭的な雰囲気の中で、症状の進行を遅らせ、できる限り自立した生活が送れるようになることを目指す。

介護予防認知症対応型通所介護（認知症対応型デイサービス）

要支援1又は要支援2の認定を受けた方を対象として、認知症の方がデイサービスセンターなどに通い、機能訓練などが受けられるサービス。

介護予防福祉用具貸与

要支援1又は要支援2の認定を受けた方を対象として、日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸し出すサービス。

介護予防訪問看護

要支援1又は要支援2の認定を受けた方を対象として、疾患等を抱えている方を看護師などが訪問して、療養上の世話や診察の補助を行うサービス。

介護予防訪問入浴介護

要支援1又は要支援2の認定を受けた方を対象として、浴槽を積んだ入浴車などが訪問し、入浴介助を行うサービス。

介護予防訪問リハビリテーション

要支援1又は要支援2の認定を受けた方を対象として、自宅での生活行為を向上させるために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問によるリハビリテーションを行うサービス。

介護予防・日常生活支援総合事業

介護保険制度上の市町村が行う地域支援事業の一つ。市町村が中心となり、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指す。

介護予防居宅療養管理指導

要支援1又は要支援2の認定を受けた方を対象として、医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが訪問し、療養上の管理や指導を行うこと。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

寝たきりや認知症などで、常に介護が必要で自宅での生活が難しい方のための施設。入所により、入浴・排せつ・食事などの介護、機能訓練、健康管理、療養上の世話などが受けられる。

介護老人保健施設（老人保健施設）

入所者に対してリハビリテーションなどの医療サービスを提供し、家庭への復帰を目指す施設。

看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）

通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊まりを組み合わせ、入浴・排せつ・食事等の介護、又は必要に応じて訪問看護などが受けられるサービス。

共生社会の実現を推進するための認知症基本法

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、令和6年1月に施行されたもの。国・地方公共団体は、7つの基本理念にのっとり、認知症施策を策定・実施する責務を有する。

居宅介護支援

介護を必要とされる方が自宅で適切にサービスを利用できるよう、ケアマネジャー（介護支援専門員）が心身の状況や生活環境、本人・家族の希望等に沿って、ケアプラン（居宅サービス計画）を作成したり、ケアプランに位置付けたサービスを提供する事業所等との連絡・調整などを行うこと。

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが訪問し、療養上の管理や指導を行うこと。

軽費老人ホーム

身体機能の低下や高齢により独立して生活するには不安が認められる60歳以上の方が入所でき、生活相談や入浴、食事等のサービスを受けられる施設。

健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。

《さ行》

サービス付き高齢者向け住宅

高齢者の居住の安定を確保することを目的として、バリアフリー構造を有し、安否確認、生活相談サービスを提供する民間住宅。

住宅改修

住所地（住民票に登録されている住所）の住宅に手すりの取付けや段差解消などの住宅改修をした際、20万円を上限に（うち1割～3割が自己負担）費用を支給するサービス。

生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす人のこと。

小規模多機能型居宅介護

通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊まりを組み合わせ、入浴・排せつ・食事等の介護や機能訓練などが受けられるサービス。

《た行》

短期入所生活介護（ショートステイ）

福祉施設に短期間入所して、宿泊しながら、日常生活上の支援や機能訓練が受けられるサービス。

短期入所療養介護（ショートステイ）

医療施設に短期間入所して、宿泊しながら、医療上のケアを含む介護を受けられるサービス。

地域支援事業

介護保険制度において、被保険者が要介護状態や要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、市区町村が行う事業。「介護予防・日常生活支援総合事業」「包括的支援事業」「任意事業」からなる。

地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

地域ケア会議

介護保険法において、適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行うものと規定されている会議。

地域包括ケアシステム

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みのこと。

地域包括ケア「見える化」システム

厚生労働省が運営する、都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システム。介護保険に関連する情報をはじめ、地域包括ケアシステムの構築に関する様々な情報が本システムに一元化され、グラフ等を用いた見やすい形で提供される。

地域包括支援センター

地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とした機関のこと。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特養ホーム）

定員が 29 人以下の特別養護老人ホームに入所している利用者に対して、入浴・排せつ・食事等の介護といった日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行うサービス。

地域密着型通所介護（小規模デイサービス）

日中、利用定員 18 人以下の小規模の老人デイサービスセンターなどに通うことで、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで行うサービス。利用者の心身機能の維持向上と、利用者の家族負担の軽減を図る。

地域密着型特定施設入居者生活介護

介護保険の指定を受けた入居定員が 29 人以下の介護付有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などが、入居している利用者に対して入浴・排せつ・食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を行うサービス。

通所介護（デイサービス）

通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行うサービス。

通所リハビリテーション（デイケア）

老人保健施設や医療機関などで、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りで行うサービス。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的に又は密接に連携しながら、定期巡回と随時の対応を行うサービス。

特定介護予防福祉用具販売

要支援1又は要支援2の認定を受けた方を対象として、申請により、入浴や排せつなどに使用する福祉用具の購入費を1年につき10万円を上限に（うち1割～3割は自己負担）支給するサービス。

特定施設入居者生活介護

介護保険の指定を受けた介護付有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などが、入居している利用者に対して入浴・排せつ・食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を行うサービス。

特定福祉用具販売

申請により、入浴や排せつなどに使用する福祉用具の購入費を1年につき10万円を上限に（うち1割～3割は自己負担）支給するサービス。

とまこまい医療介護連携センター

医療や介護が必要になっても人生の最期まで住み慣れたまちで自分らしく暮らしていけるよう、医療や介護を必要とする方やそれを支える方々の連携やサポートを行うセンター。

《な行》

日常生活圏域

地域包括ケアシステムにおいて、おおむね30分以内に必要なサービスが提供される圏域のこと。

認知症ケアパス

認知症の方ができる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、認知症の進行状況に応じた対応やサービス、相談窓口などを紹介するガイドブックのこと。

認知症サポーター

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けするサポーターのこと。

認知症初期集中支援チーム

複数の専門家が家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行うチームのこと。

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の高齢者が共同で生活する住居において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行うサービス。少人数（5人～9人）の家庭的な雰囲気の中で、症状の進行を遅らせて、できる限り自立した生活が送れるようになることを目指す。

認知症対応型通所介護（認知症対応型デイサービス）

認知症の方がデイサービスセンターなどに通い、機能訓練などが受けられるサービス。

認知症地域支援推進員

医療機関・介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担う人のこと。

《は行》

避難行動要支援者

平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方のこと。

福祉用具貸与

日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸し出すサービス。

ヘルスプロモーション

WHO（世界保健機関）が提唱する考え方で、「自らの健康を決定づける要因を、自らよりよくコントロールできるようにしていくこと」と定義されている。

訪問介護

ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行うサービス。また、要介護1～5の方は、通院などを目的とした乗降介助も利用できる。

訪問看護

疾患等を抱えている方について、看護師などが訪問して、療養上の世話や診察の補助を行うサービス。

訪問入浴介護

浴槽を積んだ入浴車などが訪問し、入浴介助を行うサービス。

訪問リハビリテーション

自宅での生活行為を向上させるために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問によるリハビリテーションを行うサービス。

《や行》

有料老人ホーム

老人福祉法に規定された高齢者向けの居住施設。高齢者が暮らしやすいように配慮した「住まい」に、食事の提供、介護の提供、洗濯・掃除等の家事、健康管理などの日常生活を送る上で必要な「サービス」のうちいずれか1つ以上が附帯している。なお、介護保険法に規定されている介護老人福祉施設や認知症対応型共同生活介護は含まない。

苫小牧市 高齢者保健福祉計画 第9期介護保険事業計画

発行年月：令和6年（2024年）3月

発行：北海道苫小牧市

編集：苫小牧市福祉部介護福祉課

住所：〒053-8722 苫小牧市旭町4丁目5番6号

電話：0144-32-6340

F A X：0144-31-4526

